

目 次

(令 和 5 年)

○第6回臨時会

第1日目(11月27日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第46号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例	3
議案第47号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一 部を改正する条例	4
議案第48号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6
議案第49号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第5号)	17
議案第50号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	19
議案第51号 令和5年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)	20
議案第52号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算(第3号)	21

○第7回定例会

第1日目(12月8日)

会議録署名議員の指名	27
会期の決定	27
諸般の報告	27
行政報告	28
議案第53号 チバリヨ一中城ごさまる応援基金条例の一部を改正する条例	28
議案第54号 中城村災害弔慰金の支給等に関する条例を廃止する条例	32
議案第55号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	34
議案第56号 中城村下水道条例の一部を改正する等の条例	49
議案第57号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第6号)	55
議案第58号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	60
議案第59号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	62
議案第60号 令和5年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)	63
議案第61号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算(第4号)	64
議案第62号 中城村道路線の認定について	66
同意第5号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求め ることについて	67

第2日目（12月9日） 休 会（土）

第3日目（12月10日） 休 会（日）

第4日目（12月11日）

意見書第4号 米軍横田基地所属C V22オスプレイ墜落事故に関する意見書	73
決議第2号 米軍横田基地所属C V22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議	73
一般質問	
10番 比 嘉 麻 乃 議員	78
6番 安 里 清 市 議員	85
13番 新 垣 博 正 議員	93
3番 比 嘉 護 議員	99

第5日目（12月12日）

議案第63号 中城村立小学校整備事業契約の変更契約について	109
一般質問	
1番 小橋川 恵 美 議員	110
12番 金 城 章 議員	115

第6日目（12月13日）

一般質問	
9番 大 城 常 良 議員	123
15番 石 原 昌 雄 議員	130
4番 桃 原 清 議員	139
8番 屋 良 照 枝 議員	145

第7日目（12月14日）

一般質問	
11番 仲 松 正 敏 議員	157
2番 玉那覇 登 議員	165
7番 新 垣 修 議員	172
5番 新 垣 貞 則 議員	179

第8日目（12月15日）

陳情第11号 護岸整備について	189
陳情第12号 基地から派生する諸問題の解決促進について	190
陳情第14号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択	

をを求める陳情	190
意見書第5号 「義務教育費国庫拡充」及び教育条件整備のための意見書	190
陳情第9号 学童クラブが抱える課題と解決を求める要望書	194

○第8回臨時会

第1日目（12月28日）

会議録署名議員の指名	201
会期の決定	201
議案第64号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第7号）	201

第 6 回 臨 時 会

令和5年第6回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和5年11月27日

会 期 1 日間

閉 会 令和5年11月27日

日 次	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	事 項
第 1 日	11月27日	月	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第46、47、48、49、50、51、52号における 説明、質疑、討論、採決 閉会

令和5年第6回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和5年11月27日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和5年11月27日（午前10時00分）		
	閉 会	令和5年11月27日（午前10時35分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員				
会議録署名議員	2 番	玉那覇 登	3 番	比 嘉 護
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	まちづくり推進課長	金 城 勉
	教 育 長	比 嘉 良 治	都市建設課長	呉 屋 克 行
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲 松 範 三
	住民生活課長	仲 村 盛 和	上下水道課長	仲 村 武 宏
	会 計 管 理 者	新 垣 忍	教育総務課長	我 謝 慎太郎
	税 務 課 長	比 嘉 聡	教育総務課主幹	森 本 雅 人
	福 祉 課 長	照 屋 淳		
	健康保険課長	島 袋 かおり		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第46号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第 4	議案第47号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第 5	議案第48号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 6	議案第49号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第5号）
第 7	議案第50号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第 8	議案第51号 令和5年度中城村水道事業会計補正予算（第2号）
第 9	議案第52号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長 伊佐則勝 おはようございます。ただいまより令和5年第6回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番 玉那覇 登議員及び3番 比嘉護議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日11月27日のみにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、本臨時会の会期は本日11月27日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第46号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、議案第46号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第46号

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第8号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

人事院及び沖縄県人事委員会に国家公務員等一般職の勤勉手当の引上げが勧告されている。

また、令和5年10月20日の給与関係閣僚会議において「特別職の国家公務員についても一般職の趣旨に沿って取り扱うもの」として閣議決定している。そのため、本村の議会議員の期末手当について引上げる措置を行う必要がある。

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当の額は議員の受ける報酬月額に報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当の額は議員の受ける報酬月額に報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額とする。
---	---

第2条 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当の額は議員の受ける報酬月額に報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当の額は議員の受ける報酬月額に報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（10時02分）

~~~~~

再 開（10時05分）

○議長 伊佐則勝 再開いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第47号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

○村長 浜田京介 議案第47号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条

#### 議案第47号

#### 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

人事院及び沖縄県人事委員会に国家公務員等一般職の勤勉手当の引上げが勧告されている。

また、令和5年10月20日の給与関係閣僚会議において「特別職の国家公務員についても一般職の趣旨に沿って取り扱うもの」として閣議決定している。そのため、村長、副村長及び教育長の期末手当について引上げる措置を行う必要がある。

#### 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                       | 改正前                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (期末手当)<br>第4条 (略)<br>2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額とする。 | (期末手当)<br>第4条 (略)<br>2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額とする。 |

第2条 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|-----|-----|

|                                                                                                                        |                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額とする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額とする。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
休憩します。

休 憩（10時09分）

~~~~~

再 開（10時12分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第47号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第47号 中城村特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第48号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第48号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第48号

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、村職員の給与に関し、所要の改定をする必要がある。

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第21条 (略) 2 (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の70」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第22条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額	(期末手当) 第21条 (略) 2 (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第22条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額

て得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第2 (第6条関係)

行政職給料表

職員の職 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用1		162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
短時間2		163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
勤務職3		164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
員以外4		165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
の職員5		166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
6		167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
7		168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
8		169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
9		170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
10		172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
11		173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
12		174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
13		176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
14		177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000

の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第2 (第6条関係)

行政職給料表

職員の職 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用1		150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
短時間2		151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
勤務職3		152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
員以外4		153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
の職員5		154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
6		155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
7		156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
8		157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
9		158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
10		160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
11		161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
12		162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
13		164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
14		165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600

15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400

40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900

40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700

65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	

90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>		90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>
91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>393,600</u>		91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>
92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>393,800</u>		92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>
93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>		93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>
94		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>				94		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>		
95		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>				95		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>		
96		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>				96		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>		
97		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>				97		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>		
98		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>				98		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>		
99		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>				99		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>		
100		<u>297,900</u>	<u>345,800</u>				100		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>		
101		<u>298,100</u>	<u>346,100</u>				101		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>		
102		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>				102		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>		
103		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>				103		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>		
104		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>				104		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>		
105		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>				105		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>		
106		<u>299,600</u>	<u>348,200</u>				106		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>		
107		<u>300,000</u>	<u>348,600</u>				107		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>		
108		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>				108		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>		
109		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>				109		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>		
110		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>				110		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>		
111		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>				111		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>		
112		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>				112		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>		
113		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>				113		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>		
114		<u>302,000</u>					114		<u>301,000</u>			

115	302,300					115	301,300					
116	302,700					116	301,700					
117	302,900					117	301,900					
118	303,100					118	302,100					
119	303,400					119	302,400					
120	303,700					120	302,700					
121	304,100					121	303,100					
122	304,300					122	303,300					
123	304,600					123	303,600					
124	304,900					124	303,900					
125	305,200					125	304,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額 188,700	基準給料 月額 216,200	基準給料 月額 256,200	基準給料 月額 275,600	基準給料 月額 290,700	基準給料 月額 316,200	基準給料 月額 187,700	基準給料 月額 215,200	基準給料 月額 255,200	基準給料 月額 274,600	基準給料 月額 289,700	基準給料 月額 315,100
備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。												

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額 188,700	基準給料 月額 216,200	基準給料 月額 256,200	基準給料 月額 275,600	基準給料 月額 290,700	基準給料 月額 316,200	基準給料 月額 187,700	基準給料 月額 215,200	基準給料 月額 255,200	基準給料 月額 274,600	基準給料 月額 289,700	基準給料 月額 315,100
備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。												

第2条 中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(期末手当)	(期末手当)		
第21条 (略)	第21条 (略)		

2 (略)	2 (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」とする。
4～6 (略) (勤勉手当)	4～6 (略) (勤勉手当)
第22条 (略)	第22条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の48.75</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

- 2 第 1 条の規定（中城村職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 21 条第 3 項、第 22 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第48号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから議案第48号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第48号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第49号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第49号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第5号)について御提案申し上げます。

議案第49号

令和5年度中城村一般会計補正予算(第5号)

令和5年度中城村一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,563千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,004,156千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月27日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		166,558	8,563	175,121
	2 基金繰入金	166,325	8,563	174,888
歳 入 合 計		9,995,593	8,563	10,004,156

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		109,804	453	110,257
	1 議会費	109,804	453	110,257
2 総務費		1,568,973	5,894	1,574,867
	1 総務管理費	1,354,703	4,468	1,359,171
	2 徴税費	125,798	581	126,379
	3 戸籍住民基本台帳費	83,251	845	84,096
3 民生費		4,130,029	1,530	4,131,559
	1 社会福祉費	1,903,658	1,048	1,904,706
	2 児童福祉費	2,226,371	482	2,226,853
4 衛生費		1,097,184	△7,692	1,089,492
	1 保健衛生費	696,000	△7,945	688,055
	2 清掃費	401,184	253	401,437
6 農林水産業費		272,095	3,486	275,581
	1 農業費	238,210	2,263	240,473
	3 水産業費	30,611	1,223	31,834
7 商工費		87,989	587	88,576
	1 商工費	87,989	587	88,576
10 教育費		1,357,222	4,305	1,361,527
	1 教育総務費	213,850	825	214,675
	2 小学校費	226,311	1,090	227,401
	5 社会教育費	301,196	1,637	302,833
	6 保健体育費	294,343	753	295,096
歳 出 合 計		9,995,593	8,563	10,004,156

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番 大城常良議員。

○9 番 大城常良議員 それでは、補正予算に

ついて質疑を行います。

10ページ、これ母子衛生費ということで、一般財源794万5,000円が減額になっているんですけども、これの説明を求めます。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それではお答えをいた

します。

本来であればマイナスではございませんが、今回は臨時議会、給与関係の予算補正ということで、当初こども課のほうで職員の給与を充てていたんですが、育児休業ということで予算が使われていないものがありましたので、合わせてこの部分でマイナス減額をしているところがございます。申し訳ございません、詳細については、お手元に資料持っていないんですが、職員1人分の減額の給与になります。プラスの部分としては30万程度を予定をしています。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第50号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第50号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第50号

令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ667千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,653,711千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月27日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		372,185	667	372,852
	1 他会計繰入金	372,184	667	372,851
歳入合計		2,653,044	667	2,653,711

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		50,653	667	51,320
	1 総務管理費	38,671	667	39,338
歳出合計		2,653,044	667	2,653,711

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから議案第50号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第50号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第51号 令和5年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第51号 令和5年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第51号

令和5年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和5年度中城村水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度中城村水道事業会計予算(以下、「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	水道事業費用	534,747 千円	1,119 千円	535,866 千円
第1項	営業費用	526,801 千円	1,119 千円	527,920 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条(1)職員給与費50,477千円を51,596千円に改める。

令和5年11月27日 提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから議案第51号 令和5年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第51号 令和5年度中城村水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第52号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第52号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

令和5年度中城村下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和5年度中城村下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度中城村下水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	下水道事業費用	235,490 千円	243 千円	235,733 千円
第1項	営業費用	206,300 千円	243 千円	206,543 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 令和5年度中城村下水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	資本的支出	498,557 千円	-846 千円	497,711 千円
第1項	建設改良費	383,882 千円	-846 千円	383,036 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 18,450 千円

令和5年11月27日提出

中城村長 浜田 京介

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま
す議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定
によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第52号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第52号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (10時35分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 玉那覇 登

中城村議会議員 比 嘉 護

第7回 定例会

令和5年第7回中城村議会定例会会期日程表

開 会 令和5年12月8日

会 期 8 日間

閉 会 令和5年12月15日

[illegible]

令和5年第7回中城村議会定例会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和5年12月8日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和5年12月8日（午前10時00分）		
	散 会	令和5年12月8日（午後0時14分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員				
会議録署名議員	4 番	桃 原 清	5 番	新 垣 貞 則
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	まちづくり推進課長	金 城 勉
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	都市建設課長	呉 屋 克 行
	住民生活課長	仲 村 盛 和	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲 松 範 三
	会 計 管 理 者	新 垣 忍	上下水道課長	仲 村 武 宏
	税 務 課 長	比 嘉 聡	教育総務課長	我 謝 慎太郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	生涯学習課長	渡久地 真
	健康保険課長	島 袋 かおり	教育総務課主幹	森 本 雅 人

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第53号 チバリョー中城ござまる応援基金条例の一部を改正する条例
第 6	議案第54号 中城村災害弔慰金の支給等に関する条例を廃止する条例
第 7	議案第55号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
第 8	議案第56号 中城村下水道条例の一部を改正する等の条例
第 9	議案第57号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第6号）
第 10	議案第58号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第 11	議案第59号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
第 12	議案第60号 令和5年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）
第 13	議案第61号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算（第4号）
第 14	議案第62号 中城村道路線の認定について
第 15	同意第5号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること について

○議長 伊佐則勝 おはようございます。ただいまより令和5年第7回中城村議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番 桃原 清議員及び5番 新垣貞則議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日12月8日から12月15日の8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は本日12月8日から12月15日の8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

令和5年9月8日より令和5年12月7日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、令和5年9月、10月、11月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますので、御参照ください。

2 一部事務組合議会及び南部広域行政組合議会・介護保険広域連合議会及び後期高齢者医療広域連合議会の報告について

それぞれの議会議員より各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますので御参照ください。

3 各所管事務調査の報告について

○総務常任委員会

・11月21日(火)災害時支援対策について、

総務課課長より聞き取り調査及び備蓄庫、歴史資料図書館、糸蒲公園倉庫の現状を調査しております。

○建設常任委員会

・10月26日(木)台風6号での農家被害状況及び現場視察を産業振興課課長より聞き取り調査を行っております。

○文教社会常任委員会

・10月10日(火)議会委員会室において、教育委員会教育総務課長より、学校建設の進捗状況について調査を実施しております。

・11月7日(火)福祉課課長より、令和5年度の福祉課事業について聞き取り調査を実施しております。

なお、提出された各報告書については事務局で閲覧してください。

陳情・要請・意見書等の処理について

期間中に受理した陳情、要請、意見書等については4件受理し、12月4日の議会運営委員会で協議した結果、護岸整備については建設常任委員会へ、基地から派生する諸問題の解決促進については総務常任委員会へ、義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元のための意見書採択を求める陳情については文教社会常任委員会へ付託します。

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出を求める陳情については、資料配付にとどめ、各議員へ配付いたします。

沖縄県町村議会議長会並びに中部地区町村議会議長会関係について

○10月5日(木)中部地区町村議会議長会定例会が中城村にて開催され、議長及び事務局長が参加しております。

○10月10日(火)には中部地区町村議会議長会の議員研修会が北谷町にて開催され、多くの議員が参加しております。

○11月7日(火)には沖縄県町村議長会定

例総会が自治会館にて開催され、議長及び事務局長が参加しております。

県外・県内研修をはじめとするその他の日程については別紙を参照お願いします。

中部広域市町村圏事務組合議会について

○10月30日（月）及び11月27日（月）に中部広域市町村圏事務組合議会が開催され、議長が出席しております。

中城村議会報告会について

○12月4日（月）に報告会における幹事会が開催され、令和6年2月1日（木）に吉の浦会館にて開催することを決定しております。

その他

その他の日程については別紙を御参照ください。

各会議等における資料については事務局で閲覧してください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、読み上げて行政報告を行います。

なお、令和5年8月から令和5年10月までの村長及び教育長の主要事項日程等につきましては、資料を御覧いただきたいと思います。

今議会におきましては、2点を行政報告いたします。

まず最初に、中城村・北中城村共同まちづくり計画策定についてでございます。

中城村、北中城村は、地域が求めるまちづくりを実現するため、令和元年5月に、区域区分の定めのない中部広域都市計画区域への移行を沖縄県知事へ要請し、共同のまちづくりの展望を示すとともに、令和5年10月31日、中城村・北中城村共同まちづくり計画を策定、同年11月13日に沖縄県庁記者クラブにおいて計画策定の記者会見を行い、公表いたしました。

今後は、令和9年度に行われる沖縄県による都市計画マスタープランの改定時において、両村の中部広域都市計画区域への再編に向けた、区域区分を廃止した場合の無秩序な市街化防止や計画的な市街化の誘導を行うため、地域住民の意見などを聞きながら、土地利用計画の策定などを両村で連携して取り組んでまいります。

2点目に、国民健康保険税率の改正についてでございます。

本定例議会において、議案として中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を上程しているところでございます。国民健康保険財政の健全な運営及び国民健康保険税の負担の適正化を図るため、沖縄県の示す標準税率等の算定を踏まえた税率改正を行うものであります。

国民健康保険の状況として、被保険者の加入減少傾向の中で、医療技術の進歩などもろもろの事由により、1人当たりの医療費は年々増加をし、今後さらに国民健康保険制度の安定的な運営が厳しくなることが見込まれております。

現在、国民健康保険会計の歳入不足分を一般会計からの法定外繰入れを行って補填しており、独立採算が求められる国保特別会計の健全な運営ではない状況にあります。今後、一般会計からの法定外繰入れを必要としない単年度不足額の解消を図るためには、段階的な国保税率等の見直しを行う必要があるものであります。どうぞ議員の皆様方の御理解をお願いいたしたいと思っております。

以上、2点の行政報告といたします。

○議長 伊佐則勝 以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第53号 チバリヨー中城ごまる応援基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第53号 チバリヨー中

議案第53号

チバリヨ一中城ごさまる応援基金条例の一部を改正する条例

チバリヨ一中城ごさまる応援基金条例（平成20年中城村条例第25号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月8日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

個人又は団体からの寄附金を活用し、本村が抱える課題解決を図るため、チバリヨ一中城ごさまる応援基金条例の一部を改正する必要がある。

チバリヨ一中城ごさまる応援基金条例の一部を改正する条例

チバリヨ一中城ごさまる応援基金条例（平成20年中城村条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第1条 <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項に掲げる寄附金及び地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に規定する寄附を活用し、中城村を応援しようとする個人又は団体から広く寄附金を募り、この財源を活用し寄附者の中城村に対する思い及び本村地方創生の取組を実現化することにより、多様な人々の参加による個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的として、チバリヨ一中城ごさまる応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</u> （削除）	（目的） 第1条 <u>この条例</u> <u>は</u> <u>_____、中城村を応援しようとする人々_____から広く寄附金を募り、この財源を活用し寄附者の中城村に対する思い_____を実現化することにより、多様な人々の参加による個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的として、チバリヨ一中城ごさまる応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</u> <u>（応援）</u> 第2条 <u>前条に規定する寄附者の思いを具体化するための応援は、次の各号に掲げるとおりとする。</u>

(削除) (基金への積立) <u>第2条</u> (略) (基金の管理) <u>第3条</u> (略) (基金の収益処理) <u>第4条</u> (略) (基金の処分) <u>第5条</u> 村長は、<u>第1条</u>に規定する設置の目的を達成するための財源に充てる場合に限り、<u>基金の全部又は一部を処分</u>することができる。 (運用状況の公表) <u>第6条</u> (略) (委任) <u>第7条</u> (略)	<u>(1) 世界遺産「中城城跡」の保全活用に関する応援</u> <u>(2) 子供たちの健全育成及び教育環境整備に関する応援</u> <u>(3) 村長におまかせ応援</u> <u>(寄附金の指定等)</u> <u>第3条</u> 寄附者は前条各号に規定する応援のうちから、自らの寄附金を財源として実施する応援をあらかじめ指定できるものとする。 <u>2</u> この条例に基づいて収受した寄附金のうち、前項に規定する応援の指定がない寄附金については、前項に規定する応援のうちから村長が指定を行うものとする。 <u>3</u> 村長は、前項の指定を行った場合は、寄附者にその内容を報告しなければならない。 (基金への積立) <u>第4条</u> (略) (基金の管理) <u>第5条</u> (略) (基金の収益処理) <u>第6条</u> (略) (基金の処分) <u>第7条</u> 基金は<u>第2条各号に規定する応援に要する費用</u>に充てる場合に限り、<u>その全部又は一部を処分</u>することができる。 (運用状況の公表) <u>第8条</u> (略) (委任) <u>第9条</u> (略)
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（１０時２０分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

再 開（１０時２８分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

質疑ありませんか。

７番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、議案53号について質疑いたします。

まず、提案理由の中に本村が抱える課題解決を図るためということで、今回その一部条例を行うんですけれども、まず1点聞きたいのが、この課題解決という内容にちょっと踏み込みますけれども、これまでよく一般質問の中で青年会、今後、今の私たちの本村でやっぱり青年会の活動が途絶えたり、婦人会の活動が途絶えたり、それと地域で子ども会が活動を途絶えたり、いろんな側面で、その他これから本村を担う世代の活動等がちょっと予算とかいろんな問題で活動が停滞しております。

この中で、この改正後の中に新しく、中城村を思い及び本村地方創生の取組を実現化することというふうに明記されていきますので、今後地域の自主的な活動の促進に資する事業等が増えるような、何かそういった、それに充てるような取組が可能かどうか。そして、その地域の自主的な活動を前提に、いろんな寄附金が充てられるような考え、取組をちょっと希望したいというふうに提案というか、付け加えて今後展開していったほしいと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

提案理由の中に、中城村、本村が抱える課題解決を図る目的ということで、その基金条例、そして活用についても、そこで考えていきたいというふうなことでありますが、その課題解決については、いろいろな課題があると思いますので、その辺は各担当課と調整しながら、そこで予算が必要ということであれば、そこに活用するということは全然やぶさかではないと思います。

先ほどの石原さんからあった提案についても同様の考えではあると思いますので、そこは調整は可能だと考えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 こういうふうに寄附金が個人から企業版、そしていろんな企業の中で地方税法、それからこの314条の7項1項を読んで、寄附金がそういうふうに多く集められて、さらに本村における地域の活性化が図れるような寄附金を充当できるように取り組んでほしいというふうに希望します。

以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第53号について質疑をいたします。

改正前に、先ほど説明の中でも2条、3条は規則の中に取り入れるという話があったんですけれども、これ3条の寄附金の指定は、そのまま規則の中で生かしていくという話で取り入れるという話をしておられるのかどうか、その1点。

あと一点は、目的のある地方創生の取組を実現化すると、今も修議員からあったんですけれども、その内容を見てみますと、これも村全体が活性化していろいろな新しい社会を育てるといような取組になると思うんですけれども、これは一般的に、全ての事業に対してこの予算は基金を当てはめると理解してよろしいのかどうか、この2点お願いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

基金条例の2条、3条が規則に定めるということで先ほど説明をしました。そのまま、これまであった3つの項目とプラス、先ほどガバメントクラウドファンディングの活用も可能になるように、そして企業版を入れることで全体を網羅した基金活用ができるような規則にしているということで予定しております。

そしてもう一つ、地域の活性化につながるよ

うな、新しい社会につながるような事業ということで、いろんな事業が考えられますので、そこはまた担当課も含めて検討して、そこにつながるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 基金をつくって、いろいろなところで、その予算を振り分けていくというのも大事だと思いますので、まずぜひ基金を募って、そして幅広く集められるような体制を整えて、村民の生活環境の発展にぜひ寄与していただきたいと思います。

以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 幅広くできるということで非常にいいものだなと思っていますけれども、本来はこれとともない予算なので、予算というか基金なので、本来は常にやっぱり我々は補助金を探してきたり、あるいは一般財源使うのが本来だと思いますけれども、そういう意味ではそれもやりながら、この基金というのは大切に使ってもらいたいなというのがあると感じました。

以上です。

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定

によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第53号 チバリヨ一中城ごまる応援基金条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第53号 チバリヨ一中城ごまる応援基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第54号 中城村災害弔慰金の支給等に関する条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第54号 中城村災害弔慰金の支給等に関する条例を廃止する条例について御提案申し上げます。

議案第54号

中城村災害弔慰金の支給等に関する条例を廃止する条例

中城村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年中城村条例第14号）を別紙のとおり廃止したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月8日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）に基づき災害弔慰金等の事務を条例及び規則で定めていたが、昭和63年6月1日に設立された沖縄県市町村総合事務組合へ同法に基づく事務について共同処理の手続きが完了しており、本来は業務移管後に条例及び規則を廃止すべきところ、現在まで廃止の手続きが行われていないためである。

中城村災害弔慰金の支給等に関する条例を廃止する条例

中城村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年中城村条例第14号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第54号について質疑をいたします。

1点、これ昭和63年6月に設立されたところで、本当は廃止にすべきだということになるんですけれども、今まで長期にわたってこれが手続が行われなかった、その理由を伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

廃止がされなかった理由については、詳細な理由は私のほうでは存じ上げておりません。

今回、夏の台風の影響がありましたので、その時点でいろいろと調べたところ、9月議会の後に最終的に事務が移管されていたということが把握できましたので、今回廃止という形をとらせていただいております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これまでの長い間、この期間があるんですけれども、その中で何かこの弔慰金を出したと、支給したという前例はありますか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

調べたところ、ないと認識しております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第54号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第54号 中城村災害弔慰金の支給等に関する条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第54号 中城村災害弔慰金の支給等に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第55号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第55号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御提案を申し上げます。

議案第55号

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月8日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年1月1日から出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び被保険者均等割保険税の軽減措置及び、中城村国民健康保険税の税率を改正するため、中城村国民健康保険税条例の一部を改正する。

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（課税額） 第2条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （1）基礎課税額（_____保険税のうち、国	（課税額） 第2条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （1）基礎課税額（ <u>国民健康</u> 保険税のうち、国

民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための_____保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（_____保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための_____保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（_____保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための_____保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2～4 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の税率）

第5条 保険税の税率は、次のとおりとする。

民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2～4 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の税率）

第5条 保険税の税率は、次のとおりとする。

(1) 所得割額 100分の7.90

(2) 被保険者均等割額 1人につき 22,200
円

(3) 世帯別平等割額

ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
24,000円

イ 特定世帯 12,000円

ウ 特定継続世帯 18,000円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率)

第5条の2 第2条第3項に規定する国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率は次のとおりとする。

(1) 所得割額 100分の2.60

(2) 被保険者均等割額 1人につき 6,700円

(3) 世帯別平等割額

ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
8,300円

イ 特定世帯 4,150円

ウ 特定継続世帯 6,225円

2 (略)

(介護納付金課税被保険者に係る税率)

第5条の3 第2条第4項に規定する介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。

(1) 所得割額 100分の2.15

(2) 被保険者均等割額 1人につき 7,600円

(3) 世帯別平等割額 1世帯につき 5,300円

2 (略)

(納税義務の発生消滅等に伴う賦課)

第9条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者にはその発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第17条第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の_____保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 (略)

(保険税の減額)

(1) 所得割額 100分の7.7

(2) 被保険者均等割額 1人につき 18,700
円

(3) 世帯別平等割額

イ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
20,600円

ロ 特定世帯 10,300円

ハ 特定継続世帯 15,450円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率)

第5条の2 第2条第3項に規定する国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率は次のとおりとする。

(1) 所得割額 100分の2.4

(2) 被保険者均等割額 1人につき 6,000円

(3) 世帯別平等割額

イ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
6,200円

ロ 特定世帯 3,100円

ハ 特定継続世帯 4,650円

2 (略)

(介護納付金課税被保険者に係る税率)

第5条の3 第2条第4項に規定する介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。

(1) 所得割額 100分の2.0

(2) 被保険者均等割額 1人につき 7,000円

(3) 世帯別平等割額 1世帯につき 5,000円

2 (略)

(納税義務の発生消滅等に伴う賦課)

第9条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者にはその発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第17条第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 (略)

(保険税の減額)

第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には650,000円）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が220,000円を超える場合は220,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた

第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には650,000円）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が220,000円を超える場合は220,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた

数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 15,540円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,800円

(イ) 特定世帯 8,400円

(ウ) 特定継続世帯 4,200円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,690円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,810円

(イ) 特定世帯 2,905円

(ウ) 特定継続世帯 1,452円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,320円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,710円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて

数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 13,090円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる_____区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,420円

(2) 特定世帯 7,210円

(3) 特定継続世帯 3,605円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,200円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,340円

(2) 特定世帯 2,170円

(3) 特定継続世帯 1,085円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,900円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて

得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 11,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,000円

(イ) 特定世帯 6,000円

(ウ) 特定継続世帯 3,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,350円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,150円

(イ) 特定世帯 2,075円

(ウ) 特定継続世帯 1,037円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,650円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合

得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,350円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,300円

(2) 特定世帯 5,150円

(3) 特定継続世帯 2,575円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,000円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,100円

(2) 特定世帯 1,550円

(3) 特定継続世帯 775円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,500円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合

にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,440円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,800円

(イ) 特定世帯 2,400円

(ウ) 特定継続世帯 1,200円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,340円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,660円

(イ) 特定世帯 830円

(ウ) 特定継続世帯 415円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,520円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,060円

2 _____保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)が

にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,740円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,120円

(2) 特定世帯 2,060円

(3) 特定継続世帯 1,030円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,200円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,240円

(2) 特定世帯 620円

(3) 特定継続世帯 310円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,400円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,000円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)が

ある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額__次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3,330円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 5,550円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 8,880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,100円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額__次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1,005円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 1,675円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 2,680円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,350円

- 3 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減

ある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額__次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

イ 前項第 1 号イに規定する金額を減額した世帯 2,805円

ロ 前項第 2 号イに規定する金額を減額した世帯 4,675円

ハ 前項第 3 号イに規定する金額を減額した世帯 7,480円

ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 9,350円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額__次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

イ 前項第 1 号ハに規定する金額を減額した世帯 900円

ロ 前項第 2 号ハに規定する金額を減額した世帯 1,500円

ハ 前項第 3 号ハに規定する金額を減額した世帯 2,400円

ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 3,000円

額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護
納付金課税額の所得割額 当該出産被保険
者につき第5条の3の規定により算定した
所得割額の12分の1の額に、当該出産被保
険者の産前産後期間のうち当該年度に属す
る月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護
納付金課税額の被保険者均等割額 当該出
産被保険者につき第5条の3の規定により
算定した被保険者均等割額（第1項に規定
する金額を減額するものとした場合にあっ
ては、その減額後の被保険者均等割）の12
分の1の額に、当該出産被保険者の産前産
後期間のうち当該年度に属する月数を乗じ
て得た額

（特例対象被保険者等に係る_____保険税の
課税の特例）

第17条の2 _____保険税の納税義務者である
世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被
保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象
被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定
する特例対象被保険者等をいう。第18条の2に
おいて同じ。）である場合における第3条第1
項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定
する総所得金額（第17条の2に規定する特例対
象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれ
ている場合においては、当該給与所得について
は、所得税法第28条第2項の規定によって計算
した金額の100分の30に相当する金額によるも
のとする。次項において同じ。）」と、「同条
第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」
と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは
「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険
者等の総所得金額に給与所得が含まれている場
合においては、当該給与所得については、所得
税法第28条第2項の規定によって計算した金額
の100分の30に相当する金額によるものとする
。次号及び第3号において同じ。）」とす

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の
課税の特例）

第17条の2 国民健康保険税の納税義務者である
世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被
保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象
被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定
する特例対象被保険者等をいう。第18条の2に
おいて同じ。）である場合における第3条第1
項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定
する総所得金額（第17条の2に規定する特例対
象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれ
ている場合においては、当該給与所得について
は、所得税法第28条第2項の規定によって計算
した金額の100分の30に相当する金額によるも
のとする。次項において同じ。）」と、「同条
第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」
と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは
「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険
者等の総所得金額に給与所得が含まれている場
合においては、当該給与所得については、所得
税法第28条第2項の規定によって計算した金額
の100分の30に相当する金額によるものとする
。次号及び第3号において同じ。）」とす

る。

(特例対象者被保険者等に係る申告)

第18条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所得所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で村長が必要と認める事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

2 (略)

(出産被保険者に係る届出)

第18条の3 保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を村長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他村長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、村長が、当該出

る。

(特例対象者被保険者等に係る申告)

第18条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所得所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で村長が必要と認める事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

2 (略)

産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第5条から第5条の3までの改正規定並びに第17条第1項及び第2項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例(第5条から第5条の3までの改正規定並びに第17条第1項及び第2項の改正規定を除く。)による改正後の中城村国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 この条例(第5条から第5条の3までの改正規定並びに第17条第1項及び第2項の改正規定に限る。)による改正後の中城村国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、議案第55号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でちょっと質問します。

私、ちょっとこの説明のときに別件がありまして聞いておりませんで、教えてください。これ提案理由で、国の保険の改正に伴っての一部条例改正ですね。この改正に伴って本村の被保険者の負担はどうなるか。ちょっと読んでも少し、どの程度上がっていくのか。それと、国とかの補助金等もこれに際してまたあるのかどうか、ちょっと教えてください。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり お答えします。

平均になりますが、1人当たり6,200円の増

額を見込んでおります。今回の税改正は、7割5割2割の軽減のある均等割と平等割を軸に設定しておりますので、低所得者の方については軽減がかかります。その分は、交付金等で補填されます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第55号について質疑をします。

本条例は、県に提出した赤字削減、そして解消計画に沿って、令和8年度までに法定外繰入れを削減するということが求められております。

前年においては、7,600万円の一般会計財源から繰入れを行っておりますが、税率の改正は私も避けては通れないだろうというふうに思っているんですけども、今回、被保険者である住民の方々が保険税の税額、全ての方々が増税になります。それは一概に言えば、来年4月からか1月からか、すぐ保険税が上がりますよというような話になるんですけども、やはり

その前に私は、事前に村民に対しての説明をやらなければ通らないというふうに思っているものですから、そういうあたりをぜひ説明会をしっかりとやって、そして村民の理解を得ることが先決ではないのかなというふうに思うんですけれども、そのあたり、どういうお考えなのか。

行政としては、説明責任をしっかりと果たして住民の村民の理解を得るというのは、一番重要なことだと。これから、いろいろな税金、あるいはこれからまた水道料も上がるしというような話も聞きますけれども、そういったところも、県から来た値上げだから、そのまますぐ値上げを村に当てはめようというだけのことでなくて、しっかりと村民に説明していただきたいというふうに思っております。

これが1点目で、2点目に、いまだに続く物価高について、村民生活にこれも大きくいまだに影響しております。その中での改正ということになりますと、やはり国保の原点であるみんなを支えると、みんなは1人を支える、1人はまたみんなを支えるという中で、そのまま値上げして、果たして徴収率、そういうものに影響が出ないのかどうか。払いたいけれども払えないという状況が出てくるのではないかということに危惧しているものですから、そのあたりはどうお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり お答えいたします。

まず1点目、説明会についてですが、課内でも議論しました。やはり十分に説明することが必要であろうということで準備をしまして、できましたら1月末までには開きたいと考えております。

2点目は、徴収率とかに影響が出ないかです。よろしかったでしょうか。今回の税改正は、先ほども申しましたが、応益割のほうを中心に設定

しています。低所得者の方に対しては軽減措置がありますので、低く抑えられるような改正となっていると思っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 この赤字解消計画というのは、村が県に提出した時期が令和4年9月に提出されているはずですが、その間にやっぱり今回すぐ議案を出して、それから説明しますよというのではなくて、しっかりと事前に、事前にしっかりと説明してもらわないと、我々議会としても、これ承認して議会が承認したからもう来年から上げますよというようなやり方は我々到底納得できないんですよ。

その前にしっかりと住民に説明して、じゃ、こういう状況で、上げる判断を我々も一定程度理解をしているんですけれども、それも村民にもしっかりと理解をした上で上げていただきたい。議会が議決したから、はい、すぐ4月から上げますよというやり方は私はいかななものかと思っているものですから、そのあたり、しっかりと説明を尽くさないといけないと思うんですけれども、来年1月末ということは、今議会でこれが例えば議決するなり議決ができなかったなり、やった場合に、議決後に例えば説明をしても、もう決まったことを説明してどうすんだというようなやり方になりかねないと。住民から議会のほうにも苦情がどんどん来た場合に、我々も顔の合わし方がないというような判断しているものですから、そのあたりは徹底して本当は議決前に、まだ決まらない前にしっかりと説明していただきたいというふうに思っています。

あとは軽減税率があるから、これはそんなに変わらないだろうという話なんですけれども、やっぱりこれも上がるのは、2割でしたか、上がるのはもう決定しているものだから、一番下の100円だったものもやっぱり上がってくると。上はさらに上がるんですけれども、そういうも

のも含めて、私は説明は尽くさないといけない
と思っているんで、これはもう1月末に区切っ
て説明をするということはもう決定している
ということですか。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 今回は日程上、
事前に説明会を開くことができませんでしたが、
準備を進めまして、1月には説明会を開きたい
と思っております。

令和4年度に4税から3税に改正しております
が、そのときにも赤字解消計画のことはお話
ししているというふう聞いております。4年
9月の変更計画になりますが、当初は多分、平
成30年度から統一化に向けて動いているので、
その当時に当初の計画が出ていて、それを変更
ということで、去年度は、年度を8年度に変更
したというふう聞いております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 事前に明確にしないと
いけない時期が分かっているんであれば、やは
り先ほども言ったとおり、その前に村民住民に
はしっかり説明責任を尽くすということをぜひ
頭の中に入れて、これは健康保険だけではなく
て、全ての面で値上げに関することは事前説明
をぜひしていただきたいというふうに強く思っ
ております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、議案第55
号について質疑を行います。

前回の全員協議会の説明の中では、ただいま
の大城議員からもありましたとおり、令和8年
度までに法定外繰入れを削減することが求めら
れており、段階的に税率を見直す必要があると
いうことで説明がありました。段階的というこ
とですので、今回だけで改定すれば4,480万円
程度が増額して、赤字解消分に一定の役割を果

たすということが説明あったんですけれども、
段階的ということで、令和8年までということ、
非常に短い期間であと何回ぐらい、この保険税
条例改正しなければならないのかをお答えくだ
さい。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 資料にあります
金額は、令和5年時点での予測の金額になりま
す。今回4,400万ほど解消しますので、今後、
加入者も減少してきます、医療費の総額も変わ
ってくると思いますので、最終的には8年度で
もう一度改正をしたいというふうに考えており
ます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 あと1回ほど改正の
条件を満たすことが必須条件であるというこ
とで理解したいと思うんですけれども、そのた
めには、これまでの国民健康保険の事業の在り
方というのをさらに強化していかなければなら
ないのではないかなと思いますね。高齢化に伴
って、やはり収納率も向上させていかなければ
ならないだろうし、医療費もさらに適正化を図
っていく方策を見いだしていかなければならな
いというふうに考えております。そして保健事
業、いわゆる健康づくり事業もさらに推進して
いかなければならない。この3つの方策を今後
どのように取り組むかをお答えください。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 税率を上げると
収納率、やはり心配になりますが、現時点で中
城村の収納率は、県の平均が95.2%に対して昨
年度が97.75、かなり高い率を維持できていま
す。なので、引き続きしっかり収納対策、分納
相談と丁寧に行っていきたいというふうに考
えております。

保健事業に関しましても、中城村、4年度の
実施状況が県内41市町村で5位というふうにな
っております。これも引き続きしっかり対策を

とっていききたいというふうに考えております。

医療費の抑制につきましては、医療費通知、ジェネリック薬品の推奨の通知、重複に受診している方への指導等を行っておりますので、それも引き続ききちっと丁寧に対応していききたいというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 今お伺いしました件で、新しい年度に目新しいこの方策、従来どおりの頑張っていくますというのは伝わってはくるんですけれども、さらにやはり新しい芽出しとしての事業効果というのは何か考えていらっしゃらないのかお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 現時点で新しい事業とかというふうなのは今考えてはいないんですけれども、随時住民の声を聞きながら、周りの市町村の状況を確認しながら、いろいろ参考にしながら向上できる部分、新しく取り入れられる部分はしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 議案第55号ですね。いろんな意見が出まして、前回も説明を受けたときに大半の議員のほうからは、住民への説明ないのかということがありまして、そのときに具体的な回答なかったんですけれども、今日は大城議員からの質問があつて、やるということでありまして、ただ大城議員が言っていることも十分、分かります。議会で議決してというのがありますし、この間、副村長の答弁では、理解も得ていないのに住民説明するのかという話もありまして、それも分かります。このときに、鶏が先か卵が先かというような話も出ました。

前回、私はこれ、いろんな懷事情も分かりますし、この対象者の方々の部分の状況もよく分かります。ただ、やっぱりこれは一般財源から

ずっと取り崩しているというような状況もありますので、この辺は私自身も今どうなのかなと思ひながら、ただ住民の説明をまず行うということなので、それをしっかりやってもらいたいなというふうに思ひます。

以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となつております議案第55号は、総務常任委員会に付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 議長、動議を提出します。

ただいま議題になつてゐる議案第55号 健康保険税の一部改正条例ですけれども、村の議会会議規則には、説明があつたとおり第39条の3項によつて、一部改正については本会議に即決というふうに会議規則にうたわれています。ですから、今回のものもそのように委員会付託をしないようにして提案します。

○議長 伊佐則勝 ただいまの動議に賛成の方いらっしゃいますか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 先ほど石原議員からありましてとおり、一部改正は本会議で即決することですので、ぜひそのように賛成します。

○議長 伊佐則勝 ただいま15番 石原昌雄議員から、議案第55号は委員会付託を省略することの動議が提出されました。この動議は、2人以上の賛成者がありますので成立しました。

これから、委員会付託を省略する動議を議題として採決します。

この採決は起立によつて行ひます。この動議のとおり、委員会付託の省略を行うことに賛成の方は起立願ひます。

(起立多数)

○議長 伊佐則勝 起立多数です。

したがって、議案第55号は委員会付託を省略することの動議は可決されました。

委員会付託を省略します。

引き続き、会議で審議を行います。

それでは、これから議案第55号における討論を行います。討論はありませんか。

新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 議案第55号について反対の立場から討論します。

国民健康保険制度はなくてはならない制度であることは理解しておりますが、今回提案されている条例の税率の見直し改正についても理解できますが、村民への理解と協力を得るための事前説明会もなしで、県から指示されたからといって村民をないがしろにしたやり方には反対です。このような行政運営の手法では今後、村民からの行政、議会に対する信頼は失われ、村政への不満が増え、村政活性化にマイナスになるおそれがあることから反対します。村民説明会を実施して理解と協力を得る努力をしてから提案するよう指摘します。

以上。

○議長 伊佐則勝 次に、本案に賛成者の発言を許します。

桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 議案第55号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関しまして、これまでいろいろ発言があるように、住民説明会は必ず必要です。それは必ずやっていただきたい。

ただし、この条例を決めることは皆さんもう理解していると思います。1回だけで足りるのではなくて、今回決議したとしても、約半分ぐらいの解消しかありません。そのためにはまた令和8年度までにもう一度、同じようなことを行わないといけないというぐらいの件ですので、

もう皆さん、必要なことは十分御存じだと思います。よって議案第55号、私、賛成の立場であります。

以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ありませんか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 本議案に反対の立場で討論いたします。

先ほども質疑で言ったとおり、我々は議会として、しっかり住民に対しては説明責任を行ってほしいというのが常々、今までも、そしてこれからも我々は発信しないといけないと。で、この健康保険の条例の、単純に言えば値上げになるもんですから、そこはしっかりと説明を尽くし、国保に入っている方々がしっかりと理解した上で、もうこれ致し方ないねというような取組まで私は持っていけないと、本当に先ほど善功議員が言った行政に対しての信頼度が薄れてしまうということは十分行政側もしっかりと把握していただいて、物を言わないからみんな賛成だろうというようなやり方ではこれから通用しないと思います。

しっかり説明責任を果たすまで次回の3月定例会でも持って行って、条例をちょっと引き延ばしていただきたい、そのように思っています。

以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認めます。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 伊佐則勝 起立多数です。したがって、議案第55号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第56号 中城村下水道条例の

一部を改正する等の条例を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第56号 中城村下水道
条例の一部を改正する等の条例について御提案
申し上げます。

議案第56号

中城村下水道条例の一部を改正する等の条例

中城村公共下水道事業の公営企業会計移行に伴い中城村下水道条例等を一部改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月8日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

下水道事業の健全な経営を維持し、良質なサービスを安定的に提供できるよう、計画的に行う必要がある下水道整備を進めるうえで必要な財源確保を目的として、下水道使用料の改正を行なう。

中城村下水道条例の一部を改正する等の条例

中城村下水道条例（平成14年中城村条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表（第22条関係）						別表（第22条関係）					
用途 別	基本料金（1月に つき）		超過料金（1立方メートルにつき）			用途 別	基本料金（1月に つき）		超過料金（1立方メートルにつき）		
	汚水量	使用料 金	汚水量	使用料金			汚水量	使用料 金	汚水量	使用料金	
家事 用	8立方メ ートルま で	482円	9立方メー トルから25立方 メートルまで	1立方メー トルにつき	74円	家事 用	8立方メ ートルま で	428円	9立方メー トルから25立方 メートルまで	1立方メー トルにつき	57円
			26立方メー トルから50立方 メートルまで	1立方メー トルにつき	86円				26立方メー トルから50立方 メートルまで	1立方メー トルにつき	66円
			51立方メー トル以上	1立方メー トルにつき	99円				51立方メー トル以上	1立方メー トルにつき	76円
営業 用	10立方メ ートルま で	791円	11立方メー トルから100立 方メートルま で	1立方メー トルにつき	110円	営業 用	10立方メ ートルま で	714円	11立方メー トルから100立 方メートルま で	1立方メー トルにつき	85円
			101立方メー トルから300 立方メートル	1立方メー トルにつき	123円				101立方メー トルから300 立方メートル	1立方メー トルにつき	95円

		まで 301立方メートル以上	1立方メートルにつき	135円
団体 用	10立方メートルまで	791円	11立方メートルから100立方メートルまで	110円
			101立方メートルから300立方メートルまで	123円
			301立方メートル以上	135円
臨時 用	1立方メートルにつき			123円
連合 専用	一戸（世帯）当たりの料金は、それぞれの用途に応じて適用する。 この場合の料金算定の基礎となる汚水量は各戸（世帯）均等に使用したとみなす。			

備考

- (1) 家事用とは、一般家庭において公共下水道を使用する場合をいう。
- (2) 営業用とは、会社、工事その他事業所等が営業又は業務に付随して公共下水道を使用する場合をいう。
- (3) 団体用とは、学校、官公庁、公共団体及びこれに準

			まで 301立方メートル以上	1立方メートルにつき	104円
団体 用	10立方メートルまで	714円	11立方メートルから100立方メートルまで	85円	
			101立方メートルから300立方メートルまで	95円	
			301立方メートル以上	104円	
臨時 用	1立方メートルにつき				95円
連合 専用	一戸（世帯）当たりの料金は、それぞれの用途に応じて適用する。 この場合の料金算定の基礎となる汚水量は各戸（世帯）均等に使用したとみなす。				

備考

- (1) 家事用とは、一般家庭において公共下水道を使用する場合をいう。
- (2) 営業用とは、会社、工事その他事業所等が営業又は業務に付随して公共下水道を使用する場合をいう。
- (3) 団体用とは、学校、官公庁、公共団体及びこれに準

ずる用途で公共下水道を使用する場合をいう。 (4) 臨時用とは、工事その他の理由により一時的に公共下水道を使用する場合をいう。 (5) 連合専用とは、一個のメーターにより2戸（世帯）以上で連合して公共下水道を使用することをいう。	ずる用途で公共下水道を使用する場合をいう。 (4) 臨時用とは、工事その他の理由により一時的に公共下水道を使用する場合をいう。 (5) 連合専用とは、一個のメーターにより2戸（世帯）以上で連合して公共下水道を使用することをいう。
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（第22条関係）の規定は、令和6年5月分として徴収する下水道使用料から適用する。なお、令和6年4月分として徴収する下水道使用料は、従前の例による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（１１時１３分）

~~~~~

再 開（１１時１６分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
新垣善功議員。

○１４番 新垣善功議員 課長、今この下水道への接続率は何％か。そして、この今、赤字補填していますけれども、一般会計から、何％をやれば経営は成り立つのか、接続が、そこら辺計算して出したことあるかどうか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

接続率のほうは、10月末現在で69.4％となっております。もう接続率を何％上げればということになると思いますが、接続率を上昇させても、収入は増加しますが、県に支払う流域の維持管理負担金、そこも一緒に並行みたいな感じで上がっていきますので、今の料金体系ではどうしても料金を改定しなければならない。

1,220円を今、下水道料金を取っているんですが、8立方当たり、全国の平均にすると3,000円程度、値上げしなければならないと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○１４番 新垣善功議員 課長、これ先ほども国民健康保険の条例の件にもありましたけれども、この住民説明会なぜやらんのか。これ水道事業の現状を住民に説明をして理解と協力を得るようにしないと、接続率が上がらないんじゃないかと。皆さん方が働くところののぼりを立てて接続しましょうというだけで、それで接続率が上がると私は考えていないんですよ。やはり現場に汗をかいて現場に行って、住民との話

合いをして、理解を求めるような努力が全くなされていない。今の行政は。住民不在ですよ。それでいいのかどうか。なぜ説明会できないのかな。そこら辺、答弁願います。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 説明会については、9月27日に1回開催いたしましたが、18名の参加でございました。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○１４番 新垣善功議員 18名、これは何回やったのか、説明会を。ただ1回だけやったのか、それとも地域ごとにやったのか。最低、上地区下地区3か所ぐらい、小学校の校区ごとにぐらいはやるべきじゃないかと思いますよ。

それで副村長、何でもかんでも決定してから住民に説明するというのは、私いかなものかと思うんですよ。やはり住民が主体ですから、住民ファーストですから、ちゃんと住民に説明をして理解を得るように皆さん方努力しないと、村政の信頼を失うと思うんです。我々議会もそうですけれども。ただ議会に出せば賛成して、議会で賛成すれば決定したと、それで了解してくれと、そういう行政というのは村民は納得しないと思うんですよ。

そういう意味でひとつ、これからいろんなことで、経済でいろんなのが値上げされますので、常に事前に住民に説明をするように心がけてもらいたい。

以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第56号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 議案56号に対しての反対討論を行います。

村民への下水道料金の値上げについて、水道事業の現状の説明をして、そして理解を得るように努力してから議会に提案してほしい。それで今回は、このように上から目線で議会で決定してから了解してくれと、了承してくれというようなやり方では、村民の理解と協力を得ることはできないと思いますので、私は提案する前に住民説明会を開催して理解を得るように努めるように指摘して、本案については反対いたします。

○議長 伊佐則勝 次に、本案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 伊佐則勝 起立多数です。

したがって、議案第56号 中城村下水道条例の一部を改正する等の条例は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第57号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第57号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第6号)について御提案申し上げます。

#### 議案第57号

##### 令和5年度中城村一般会計補正予算(第6号)

令和5年度中城村一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275,927千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,280,083千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月8日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----------|---------|------------|---------|------------|
| 15 国庫支出金 |         | 2,089,077  | 102,475 | 2,191,552  |
|          | 1 国庫負担金 | 1,407,580  | 95,983  | 1,503,563  |
|          | 2 国庫補助金 | 672,490    | 6,492   | 678,982    |
| 16 県支出金  |         | 1,380,903  | 66,967  | 1,447,870  |
|          | 1 県負担金  | 633,112    | 47,948  | 681,060    |
|          | 2 県補助金  | 712,712    | 17,919  | 730,631    |
|          | 3 委託金   | 35,079     | 1,100   | 36,179     |
| 18 寄附金   |         | 198,669    | 404     | 199,073    |
|          | 1 寄附金   | 198,669    | 404     | 199,073    |
| 19 繰入金   |         | 175,121    | 97,614  | 272,735    |
|          | 2 基金繰入金 | 174,888    | 97,614  | 272,502    |
| 21 諸収入   |         | 155,482    | 5,567   | 161,049    |
|          | 4 雑入    | 152,571    | 5,567   | 158,138    |
| 22 村債    |         | 328,817    | 2,900   | 331,717    |
|          | 1 村債    | 328,817    | 2,900   | 331,717    |
| 歳入合計     |         | 10,004,156 | 275,927 | 10,280,083 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 2 総務費    |             | 1,574,867 | 9,122   | 1,583,989 |
|          | 1 総務管理費     | 1,359,171 | 5,890   | 1,365,061 |
|          | 2 徴税費       | 126,379   | △1,854  | 124,525   |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 84,096    | 5,086   | 89,182    |
| 3 民生費    |             | 4,131,559 | 199,059 | 4,330,618 |
|          | 1 社会福祉費     | 1,904,706 | 172,901 | 2,077,607 |
|          | 2 児童福祉費     | 2,226,853 | 26,158  | 2,253,011 |
| 4 衛生費    |             | 1,089,492 | 22,777  | 1,112,269 |
|          | 1 保健衛生費     | 688,055   | 21,954  | 710,009   |
|          | 2 清掃費       | 401,437   | 823     | 402,260   |
| 6 農林水産業費 |             | 275,581   | 5,175   | 280,756   |
|          | 1 農業費       | 240,473   | 3,646   | 244,119   |
|          | 3 水産業費      | 31,834    | 1,529   | 33,363    |
| 8 土木費    |             | 554,014   | 16,396  | 570,410   |
|          | 2 道路橋梁費     | 305,983   | 3,417   | 309,400   |

| 款      | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|--------|---------|------------|---------|------------|
| 10 教育費 | 3 河川費   | 3,357      | 1,000   | 4,357      |
|        | 4 都市計画費 | 19,882     | 11,979  | 31,861     |
|        |         | 1,361,527  | 23,398  | 1,384,925  |
|        | 1 教育総務費 | 214,675    | 718     | 215,393    |
|        | 2 小学校費  | 227,401    | 3,110   | 230,511    |
|        | 3 中学校費  | 70,139     | 855     | 70,994     |
|        | 4 幼稚園費  | 251,383    | 15,424  | 266,807    |
|        | 5 社会教育費 | 302,833    | 257     | 303,090    |
|        | 6 保健体育費 | 295,096    | 3,034   | 298,130    |
|        | 歳 出 合 計 | 10,004,156 | 275,927 | 10,280,083 |

第2表 債務負担行為補正

(追加)

| 事 項         | 期 間            | 限 度 額        |
|-------------|----------------|--------------|
| 立地適正化計画作成業務 | 令和5年度より令和6年度まで | 千円<br>11,979 |
| 合 計         |                | 11,979       |

第3表 地 方 債 補 正

(追加)

| 起 債 の 目 的 | 限度額             | 起債の方法              | 利 率                                                                                        | 償 還 の 方 法                                                                                                        |
|-----------|-----------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水産業整備事業債  | 千円<br><br>2,900 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | %<br><br>年5%以内<br>(ただし、利率見直し<br>方式で借り入れる<br>資金等について、利<br>率見直しを行った後<br>においては、当該見<br>直し後の利率) | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。<br>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。 |
| 計         | 2,900           |                    |                                                                                            |                                                                                                                  |

以上でございます。

わかります。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第57号について質疑をします。

それでは18ページ、歳出になります。3款1目の第12節委託料について質疑をいたします。

まず、子どもの居場所づくりの事業委託料ということでB & G、600万円。これは財源見てみたら、特定財源その他600万円というふうになっているんですけれども、その600万円の説明を求めます。

その下の中城村子ども・子育て支援事業計画策定業務447万7,000円の事業計画の説明、それを求めたいと思います。

3点目に26ページ、これは8款土木費になるんですけれども、1目の都市計画総務費、これの委託料で立地適正化計画作成事業委託料というものがあるんですけれども、これがどういうものなのか、これも説明を求めます。

4点目に32ページ、これは10款教育費になるんですけれども、これの4目の学校給食費、その中で21節で補償補填及び賠償金ということで学校給食補償金231万7,000円入っているんですけれども、これの説明を求めます。

以上4件お願いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 18ページ、委託料のほう、子どもの居場所づくり事業委託料（B & G）の600万に関しましては、令和4年度の助成決定のところで、居場所の施設の整備の助成金が5,000万、そしてその後の3年間の運営助成金として決定されていたんですが、実際この11月から新しい居場所が完成しましたので、11月から3月までの運営補助金がB & Gから歳入として入りまして、そしてこちら同じ額を委託料として計上しております。11月から3月分の運営委託となります。

続きまして、子ども・子育て支援事業計画の策定業務の447万7,000円ですが、こちら令和6

年度、次年度に本格的な計画を策定する予定でございます。今回の447万に関しては、その第3期の計画の前のニーズ調査を実施するための委託料となっております。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、立地適正化計画についてお答えいたします。

10月31日に策定を行いました中城村・北中城村共同まちづくり計画に基づいて、これから令和9年の沖縄県のマスタープランの改正に向けて、中部広域都市計画区域への移行を目指す中で、区域区分を廃止した場合の無秩序な市街化防止等を踏まえた土地利用をどうしていくかという計画をこの立地適正化計画の中で検討していきたいと思っております。

それから、立地適正化計画の主な内容としては、都市再生特別措置法に基づいて、都市全体の観点から作成する居住機能や福祉、医療、商業などの都市機能の誘導、公共交通の充実などに関する包括的なマスタープランとなっております。この計画を基に、これから区域区分を廃止した場合の土地利用などをこれによって策定していきながら、沖縄県と、またそのあとはまた国交省と協議して、令和9年の中部広域移行を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 32ページの学校給食補償金についてお答えいたします。

現在の学校給食費は、消費税の増税や物価の上昇及び原油等の高騰に伴う食材費の値上げが続いている状況の中においても、平成21年度より据え置いております。しかし、今後もおいしく安心・安全な給食を提供していくためには、その食材費の財源を確保する必要があるため、今回の補正予算において予算を計上させていただきました。

財源の内容につきましては、現在の給食の主

食の中から、牛乳の令和4年度の単価64.27円から令和5年度の70.18円に値上がりした差額分、5.91円分を物価高騰に係る単価として児童生徒数の1年分を積算し、補償金として計上しております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 この法は、例えば1期平成27年から5年、そのあと第2期がやって、今2期の最中なんですけれども、この第3期の分をつくろうということで、これ同じ調査で進めていくのか、あるいはまた中身をそのまま継続してやられるのか。中身をちょっと変えようというような発想あるのかどうかです。これ委託ですから、いろいろなものを調べて、例えばさっき言ったアンケートもとって、いろいろ進めていくと思うんですけれども、内容について、そのまま1期2期を継続してやるのか。

あと一点は、これ冊子になっていると思うんで、その部数は大体どれぐらいをつくる予定なのか、その2点お願いします。

立地適正化事業は、これ今、課長のほうからいろいろ説明あったんですけれども、これは北中城村も同じこの立地計画業務委託料を同じように出そうという予定があるのかどうか、それをお伺いします。

あと4点目、これ牛乳の値上がりした部分を補填すると、児童数の人数に合わせて、これも例えば補助金とかそういうものの充てられるというようなことはないですか。これは現在一般財源ということになっているんですけれども、補助金の当ては探さなかったのかどうか、そのあたりいかがですか。よろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 ニーズ調査の内容につきましては、今回、予算取りをした後に、決定した後の内容についてはこれから詰めていく予定でございますので、今決定ではありません

ので、これからまた内容について、前回と比較できるように同じ項目と、あと新たな項目ということでこれから考えていきたいと思っております。

それから、令和6年度に第3期の計画を策定しますけれども、印刷する部数についても、今後、これから決定したいと思います。

以上です。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 立地適正化計画につきましては、中城村・北中城村共同まちづくりに伴って北中城村も策定する予定であります。

以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

財源につきましては、ただいま一般財源となっておりますが、担当課としてはコロナ交付金を活用できるということで考えております。ですが、当初のコロナ交付金の申請がかなりいっぱいということで聞いておりますので、今後そのコロナ交付金の活用できるように担当課と調整しているところであります。

以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 まず子ども・子育て支援事業、これから内容についても考えていくと、部数についてもこれからということなんですけれども、ぜひ策定終わって部数ができたら我々議員のほうにも配付するようにお願いしたいんですけれども、この1点できますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 関係機関の皆様には全て配付する予定でございますので、議員の皆様にも配付したいと思っております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 お願いします。

議案第57号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第6号）について質問いたします。

資料の歳入の部の13ページ、農林水産業債のほうで、冷凍庫施設整備事業債で290万補正を組まれておりますが、23ページにおいて同じく修繕費で回されておりますけれども、こちらの説明を求めます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 まず、歳出の23ページの修繕費建物152万9,000円については、漁港施設の事務所の天井のコンクリートが剥離してきていますので、その修繕対策費であります。

歳入の13ページの冷凍庫施設整備事業債については、当初計上していなかったんですけれども、事業費の80%は一括交付金、残りの20%に対しての起債で該当するということで、今度計上しております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 じゃ、冷凍庫の設置については今年度可能ですか。その1点だけお答えをお願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 冷凍庫設置につきましては進めておりますので、可能だと思います。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第57号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第57号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第58号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第58号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

## 議案第58号

### 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,289千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,658,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款     | 項        | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|-------|----------|-----------|-------|-----------|
| 6 繰入金 |          | 372,852   | 4,289 | 377,141   |
|       | 1 他会計繰入金 | 372,851   | 4,289 | 377,140   |
| 歳入合計  |          | 2,653,711 | 4,289 | 2,658,000 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款       | 項            | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|---------|--------------|-----------|-------|-----------|
| 1 総務費   |              | 51,320    | 1,203 | 52,523    |
|         | 1 総務管理費      | 39,338    | 11    | 39,349    |
|         | 2 徴税費        | 11,931    | 1,192 | 13,123    |
| 2 保険給付費 |              | 1,750,160 | 1,600 | 1,751,760 |
|         | 1 療養諸費       | 1,482,733 | 1,600 | 1,484,333 |
| 5 保健事業費 |              | 48,414    | 625   | 49,039    |
|         | 2 保健事業費      | 26,658    | 625   | 27,283    |
| 8 諸支出金  |              | 14,830    | 861   | 15,691    |
|         | 1 償還金及び還付加算金 | 14,829    | 861   | 15,690    |
| 歳出合計    |              | 2,653,711 | 4,289 | 2,658,000 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第58号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第58号 令和5年度中城村国

民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第58号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第59号 令和5年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第59号 令和5年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第59号

令和5年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ223,278千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款     | 項       | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|-------|---------|---------|-----|---------|
| 2 繰入金 |         | 217,434 | 303 | 217,737 |
|       | 1 基金繰入金 | 217,434 | 303 | 217,737 |
| 歳入合計  |         | 222,975 | 303 | 223,278 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款            | 項               | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|--------------|-----------------|---------|-----|---------|
| 1 土地地区画整理事業費 |                 | 222,974 | 303 | 223,277 |
|              | 1 南上原土地地区画整理事業費 | 222,974 | 303 | 223,277 |
| 歳出合計         |                 | 222,975 | 303 | 223,278 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第59号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第59号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第60号 令和5年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第60号 令和5年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

#### 議案第60号

##### 令和5年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ921千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,769千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日 提出

中城村長 浜田京介

#### 第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額 | 補正額 | 計     |
|---------|---------|-------|-----|-------|
| 3 繰入金   |         | 2,200 | 500 | 2,700 |
|         | 1 基金繰入金 | 2,200 | 500 | 2,700 |
| 4 繰越金   |         | 1     | 421 | 422   |
|         | 1 繰越金   | 1     | 421 | 422   |
| 歳 入 合 計 |         | 4,848 | 921 | 5,769 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款           | 項           | 補正前の額 | 補正額 | 計     |
|-------------|-------------|-------|-----|-------|
| 1 污水处理施設管理費 |             | 4,598 | 921 | 5,519 |
|             | 1 污水处理施設管理費 | 4,598 | 921 | 5,519 |
| 歳 出 合 計     |             | 4,848 | 921 | 5,769 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
休憩です。

休 憩（１１時５７分）

~~~~~

再 開（１１時５８分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第60号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第60号 令和5年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第60号 令和5年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第61号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第61号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算（第4号）について御提案申し上げます。

令和5年度中城村下水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和5年度中城村下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度中城村下水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	下水道事業収益	244,451 千円	7,175 千円	251,626 千円
第1項	営業収益	62,840 千円	450 千円	63,290 千円
第2項	特別利益	1 千円	6,725 千円	6,726 千円

		支 出		
	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	下水道事業費用	235,733 千円	1,941 千円	237,674 千円
第1項	営業費用	206,543 千円	1,552 千円	208,095 千円
第2項	営業外費用	27,262 千円	389 千円	27,651 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 令和5年度中城村下水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	資本的収入	468,322 千円	3,250 千円	471,572 千円
第1項	企業債	173,500 千円	2,400 千円	175,900 千円
第2項	補助金	200,350 千円	850 千円	201,200 千円

		支 出		
	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	資本的支出	497,711 千円	6,675 千円	504,386 千円
第1項	建設改良費	383,036 千円	6,675 千円	389,711 千円

（企業債）

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 175,900	証書借入 又は 証券発行	% 年5%以内	特別の融資条件のあるものを除き、 償還期限は据置期間を含め40年以内、 償還方法は、元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間 及び償還期間を短縮し、もしくは、繰 り上げ償還または、低利に借換えする ことができる。

令和5年12月8日 提出

中城村長 浜田 京介

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第61号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第61号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算(第4号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第61号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第62号 中城村道路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第62号 中城村道路線の認定について御提案申し上げます。

議案第62号

中城村道路認定について

村道の路線を認定し、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、議会の議決

を求める。

整理番号	路線名	起 点	終 点	適用
398	佐久川原線の 1 号	中城村字安里 下原220番地先	中城村字当間 佐久川原583番地先	
399	佐久川原線の 2 号	中城村字当間 佐久川原587番地先	中城村字当間 佐久川原596番1地先	
400	安里下原線の 2 号	中城村字安里 下原215番地先	中城村字安里 下原217番地先	
401	安里下原線の 3 号	中城村字安里 下原208番地先	中城村字安里 下原210番地先	

令和 5 年12月 8 日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

佐久川原線の 1 号、佐久川原線の 2 号、安里下原線の 2 号、安里下原線の 3 号を、公共的施設の相互間を連絡する路線として村道認定し、広く村民の利用に供する必要がある。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
休憩します。

休 憩（12時05分）

~~~~~

再 開（12時06分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

質疑ありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第62号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第62号 中城村道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第62号 中城村道路線の認定については原案のとおり可決されました。

日程第15 同意第5号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。  
村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 同意第5号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意

を求めることについて御提案申し上げます。

同意第 5 号

中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

下記の者を中城村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 中城村字泊  
氏 名 島 袋 博 光  
生年月日 昭和39年生

令和 5 年12月 8 日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

中城村固定資産評価審査委員会委員島袋博光氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任するにあたり、議会の同意を求めるためである。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案者の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（12時09分）

~~~~~

再 開（12時12分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

質疑ありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、同意第5号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第5号 中城村固定資産評価

審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては同意することに決定されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（１２時１４分）

令和5年第7回中城村議会定例会（第4日目）

招 集 年 月 日	令和5年12月8日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和5年12月11日（午前10時00分）		
	散 会	令和5年12月11日（午後3時01分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員				
会議録署名議員	4 番	桃 原 清	5 番	新 垣 貞 則
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	まちづくり推進課長	金 城 勉
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	都市建設課長	呉 屋 克 行
	住民生活課長	仲 村 盛 和	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲 松 範 三
	会 計 管 理 者	新 垣 忍	上下水道課長	仲 村 武 宏
	税 務 課 長	比 嘉 聡	教育総務課長	我 謝 慎太郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	生涯学習課長	渡久地 真
	健康保険課長	島 袋 かおり	教育総務課主幹	森 本 雅 人

議 事 日 程 第 2 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議 事 日 程 第 2 号 の 追 加

日 程	件 名
第 1	意見書第4号 米軍横田基地所属C V22オスプレイ墜落事故に関する意見書
第 2	決議第2号 米軍横田基地所属C V22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

上下水道課長より12月8日金曜日の答弁の修正がありますので、上下水道課長よりよろしくをお願いします。

○上下水道課長 仲村武宏 おはようございます。

12月8日の新垣善功議員の中城村下水道条例の一部を改正する等の条例の質問に対しまして、中城村下水道料金体系を1トン、1立米当たり1,220円、国が示す下水道料金1トン、1立米当たり3,000円と答弁しましたが、1トン、1立米当たりではなく、20トン、20立米当たりの誤りです。訂正いたします。以上です。

○議長 伊佐則勝 訂正、以上でございます。

お諮りします。大城常良議員から意見書第4号 米軍横田基地所属C V22オスプレイ墜落事故に関する意見書及び決議第2号 米軍横田基地所属C V22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にし

たいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認め、意見書第4号 米軍横田基地所属C V22オスプレイ墜落事故に関する意見書及び決議第2号 米軍横田基地所属C V22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2とし、議題とします。

これより追加日程第1 意見書第4号 米軍横田基地所属C V22オスプレイ墜落事故に関する意見書及び追加日程第2 決議第2号 米軍横田基地所属C V22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議については関連しますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、追加日程第1及び追加日程第2については一括議題といたします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。
大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、読み上げて御提案申し上げます。

意見書第4号

令和5年12月8日

中城村議会
議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者
中城村議会議員 大 城 常 良
賛 成 者
中城村議会議員 安 里 清 市
中城村議会議員 比 嘉 麻 乃
中城村議会議員 玉那覇 登

米軍横田基地所属CV22オスプレイ墜落事故に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

本村議会は、村民、県民の生命、財産を守る立場から今回の墜落事故に対し厳重に抗議するとともに今後オスプレイほか、全ての米軍機の飛行停止が速やかに実現されるよう強く要請するため、この意見書を提出する。

米軍横田基地所属CV22オスプレイ墜落事故に関する意見書（案）

米軍横田基地所属のCV22オスプレイが11月29日午後2時40分ごろ、鹿児島県屋久島沖で墜落した。8人が搭乗しており、全ての乗員が死亡するという重大な事故となった。同機は山口県岩国基地から嘉手納基地に向かっている途中で、機体に異常が発生したとみられ左エンジンから出火していたとの目撃情報がある。

宮沢博行防衛副大臣は臨時記者会見で、今回の墜落事故に関して「不時着水」と発表「米側から最後の最後までパイロットが頑張っていたとの説明を受けている。」とし、操縦士が墜落まで機体をコントロールしていたと主張した。しかし、翌日本原稔防衛大臣は「不時着水」を「墜落」に改めた。変更した理由は米側が墜落とってきたからである。主権国家であるはずの日本が独自の調査もせず米側の説明だけで事故を矮小化し、米軍の言うがままに従う米国追従そのものである。根本にある日米地位協定の抜本的改定は早期に実現しなければならない。

2016年12月13日にMV22オスプレイが名護市安部の沖合に墜落してからもオスプレイの事故やトラブルは頻発している。CV22オスプレイは2018年10月に米軍横田基地に配備され、嘉手納基地で定期的に訓練している。CV22オスプレイは事故が相次いでいるとして、米空軍が2022年8月に全機の飛行停止を判断したが根本的な事故原因が明らかにされないまま飛行を再開した。

今回も事故が発生した翌日、飛行中止の要請があったにもかかわらず、普天間飛行場からオスプレイの飛行訓練が行われている。今回の墜落事故は一步間違えれば県民や村民に重大な被害を与えた可能性があり、もはや沖縄県民の不安や怒りは頂点に達している。

オスプレイを含むすべての米軍機等の飛行も断じて許せず到底容認できるものでもない。

よって本村議会は、村民及び県民の生命、財産、安心安全、生活環境を守る立場から今回の墜落事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1、全てのオスプレイを飛行停止及び撤退すること
- 2、普天間飛行場の即時閉鎖・撤去すること
- 3、日米地位協定を抜本的に改定すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年12月11日

沖縄県中城村議会

宛先

内閣総理大臣 内閣官房長官 防衛大臣 外務大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
沖縄防衛局長 外務省特命全権大使(沖縄担当)

決議第2号

令和5年12月8日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 大 城 常 良

賛 成 者

中城村議会議員 安 里 清 市

中城村議会議員 比 嘉 麻 乃

中城村議会議員 玉那覇 登

米軍横田基地所属CV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

オスプレイを含むすべての米軍機の飛行を到底容認できるものでもなく、村民及び県民の生命、財産、安心安全、生活環境を守る立場から今回の墜落事故に対し厳重に抗議するとともに強く要求するため、この決議書を提出する。

米軍横田基地所属CV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議（案）

米軍横田基地所属のCV22オスプレイが11月29日午後2時40分ごろ、鹿児島県屋久島沖で墜落した。8人が搭乗しており、全ての乗員が死亡するという重大な事故となった。同機は山口県岩国基

地から嘉手納基地に向かっている途中で、機体に異常が発生したとみられ左エンジンから出火していたとの目撃情報がある。

宮沢博行防衛副大臣は臨時記者会見で、今回の墜落事故に関して「不時着水」と発表「米側から最後の最後までパイロットが頑張っていたとの説明を受けている。」とし、操縦士が墜落まで機体をコントロールしていたと主張した。しかし、翌日本原稔防衛大臣は「不時着水」を「墜落」に改めた。変更した理由は米側が墜落とってきたからである。主権国家であるはずの日本が独自の調査もせず米側の説明だけで事故を矮小化し、米軍の言うがままに従う米国追従そのものである。根本にある日米地位協定の抜本的改定は早期に実現しなければならない。

2016年12月13日にMV22オスプレイが名護市安部の沖合に墜落してからもオスプレイの事故やトラブルは頻発している。CV22オスプレイは2018年10月に米軍横田基地に配備され、嘉手納基地で定期的に訓練している。CV22オスプレイは事故が相次いでいるとして、米空軍が2022年8月に全機の飛行停止を判断したが根本的な事故原因が明らかにされないまま飛行を再開した。

今回も事故が発生した翌日、飛行中止の要請があったにもかかわらず、普天間飛行場からオスプレイの飛行訓練が行われている。今回の墜落事故は一步間違えれば県民や村民に重大な被害を与えた可能性があり、もはや沖縄県民の不安や怒りは頂点に達している。

オスプレイを含むすべての米軍機等の飛行も断じて許せず到底容認できるものでもない。

よって本村議会は、村民及び県民の生命、財産、安心安全、生活環境を守る立場から今回の墜落事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1、全てのオスプレイを飛行停止及び撤退すること
- 2、普天間飛行場の即時閉鎖・撤去すること
- 3、日米地位協定を抜本的に改定すること

以上決議する。

令和5年12月11日
沖縄県中城村議会

宛先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第4号及び決議第2号の趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありません

か。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続いて、ただいま議題となっております意見

書第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第4号は委員会付託を省略します。

これから意見書第4号に対する討論を行います。討論ありませんか。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、意見書第4号に対して賛成の立場から討論いたします。

令和5年11月29日、鹿児島県屋久島沖で発生した米空軍C V22オスプレイの墜落事故は、乗員8名全員の尊い命が奪われた痛ましい重大な事故である。この事故は、国内において初めての死亡事故であり、我が国の安全保障と国民の生命、財産に対する重大な脅威の事故である。

オスプレイは、これまでに世界各地で墜落事故を起こしており、その安全性に構造的欠陥があるという指摘が根強くあり、県民はオスプレイの事故がいつ自分たちの身に降りかかるかわからないという不安を抱えています。

直近の報道によると、MV22オスプレイ80機以上に強度検査改ざんによる製造違法の指摘があり、言わば欠陥機である。国内の米軍基地に配備されている全30機のうち同機種24機が普天間基地に配備され、同基地及び嘉手納基地などから発生する米軍機の騒音や事故、環境汚染などの被害を他県の地域住民より強く県民は被っております。もしこのような事故が沖縄本島で起きていたら、怒りや悲しみは計り知れなく大きく、さらにその不安と恐怖によって、生活が脅かされていたことでしょう。

今回の事故は、沖縄県民の基地負担の重さを再び浮き彫りにしました。沖縄県民は、米軍基地の存在によって安全な生活が脅かされています。基地の存在を押しつけられながら、平和で

安全な生活環境の下、日々の営みを取り戻せることを望んでおります。

政府には、沖縄県民の声に真摯に耳を傾け、その実現に向けて全力を尽くすべき、毅然とした態度で米国側に国内法を遵守させ、欠陥機オスプレイの撤退を明確に迫るべきで、それこそが国民を守る最低限の主権国家責務であるはずだ。

私たちは、村民の尊い生命を守る観点からも、意見書第4号に賛同の立場から討論いたします。以上です。

○議長 伊佐則勝 討論ほかにはないですか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これから意見書第4号 米軍横田基地所属C V22オスプレイ墜落事故に関する意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長 伊佐則勝 「起立多数」です。したがって、意見書第4号 米軍横田基地所属C V22オスプレイ墜落事故に関する意見書は原案のとおり可決されました。着席してください。

続きまして、ただいま議題となっております決議第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認め、質疑を終わります。

これから決議第2号に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第2号 米軍横田基地所属C V22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議につい

てを採決いたします。

お諮りします。この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 伊佐則勝 起立多数です。したがって、決議第2号 米軍横田基地所属CV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議については原案のとおり可決されました。

着席願います。

続きまして、日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。最初に、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

○10番 比嘉麻乃議員 それでは、改めましておはようございます。議席番号10番、比嘉麻乃です。

質問の前に、昨日、大谷翔平選手の移籍先がドジャースに決まりまして、また、ドジャースのロバーツ監督は那覇市生まれの復帰っ子ということで、またさらにうれしく思いましたけれども、私もこの大谷選手のように二刀流で、追求型、提案型で今日は頑張っていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。

大枠1、教育行政について。本村は未来を担う子供たちのために中城村の歴史と文化を学び、郷土への誇りと愛着を育むことを目的とした中城ごさまる科の導入や2018年度からはきめ細かな教育を目的に少人数学級を村独自で実現し、他市町村にはない教育環境の充実を図っております。その取組と努力を高く評価するとともに、今後の教育環境の取組について、以下のことを伺います。①特別な支援を必要とする児童生徒に対して支援員を配置するきめ細かな生徒支援事業を実施しているが、各学校の支援員の人数

を伺います。②スクールバス登校中に事故や自然渋滞で授業開始に間に合わなかった場合は遅刻扱いになるのか伺います。

大枠2、高齢者支援について。健康の保持増進を図ることを目的に、はり・きゅう施術1回につき1,000円を補助していたが、令和5年度は後期高齢者医療のみ予算が計上されていません。事業廃止により高齢者の悲しむ声がありました。以下、伺います。①廃止の理由と事業再開を含め今後の取組について伺います。②令和2年度、3年度4年度の予算額と実績人数を伺います。

大枠3、基地苦情110番について。本村が今年の10月23日より開設した基地苦情投稿フォーム、基地苦情110番の開設に至った経緯と目的について伺います。以上、答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、比嘉麻乃議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては教育委員会、大枠2番につきましては健康保険課、大枠3番につきましては企画課のほうでお答えいたします。

私のほうでは、お尋ねの教育行政について、これは教育委員会と連携して常に情報を共有しながら、本村にとりましても教育支援、保育支援というのは大変重要な部分だと認識をしております。今回お尋ねの支援員に対しても、でき得る限りの需要に合った形でできるように、常に教育委員会とは情報を共有しながら、今後もしっかりとした教育行政につながるように支援をしていきたいなと思っております。詳細につきましては、また教育委員会のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。

大枠1の教育行政についてですが、学校は、子供たちが安全で安心して過ごせる場所であるということが学校経営のベースにないといけな

いと思っています。各学校に特別支援員の配置を行って、子供たちの安全面への配慮、教育活動のよりよい充実に努めているところです。

詳細については、教育総務課主幹が答えます。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大枠1の①についてお答えします。特別な支援を必要とする児童生徒に対して支援を行う特別支援員の各学校の配置は、中城小学校2名、津覇小学校2名、中城南小学校3名、中城中学校1名となっています。

大枠1の②についてお答えします。児童生徒の遅刻の判断は、最終的に校長判断になります。現在、スクールバスで登校中、事故や自然渋滞によって授業開始に間に合わなかった場合、遅刻扱いとする学校はありません。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 大枠2についてお答えいたします。廃止の理由として、利用者が減少し、一部の方に固定された利用となっており、広域連合からの補助も県全体での配分となっているため増額が厳しく、公平性をもって多くの方に利用していただける事業展開ができないということで廃止としております。

予算額と実績人数は、令和2年度が予算額10万8,000円、利用者16名、令和3年度が18万に対して6名、令和4年度が8万円で9名となっております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、大枠3の基地苦情110番の開設に至った経緯と目的についてお答えします。

まず経緯については、本村は普天間飛行場を有する宜野湾市と隣接し、同飛行場を離発着する米軍機の通過ポイントが設定されていることから、騒音などの被害を受けている状況であります。これまでも住民からの騒音などに対する苦情については、電話並びに村ホームページに

おいて受付を行い、沖縄防衛局へ報告を行っていましたが、宜野湾市が運用しているような住民が投稿しやすい苦情受付サイトの要望があり、開設をしております。

目的としては、基地のない中城村においても基地被害を受けている現状を沖縄防衛局へ報告し、早期の問題解決に向けて取組を訴えていくことと、受け付けた情報を村ホームページに公表し、広く被害状況を共有するとともに、国への抗議の意思を示すこと、また、行政活動の際には基礎資料として活用していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 それでは、順を追って再質問いたします。

まず、大枠1、教育行政についてなんですけれども、①です。各学校の支援員の人数ということで、中城小学校がお二人、津覇小学校もお二人、南小学校が3人、中城中学校がお一人ということなんですけれども、年々、支援が必要な児童生徒は増えてきていると思うんですけれども、この支援員の増員が必要だと私は思いますけれども、そのことについていかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

現在、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は、小中学校に8.8%とされています。支援を必要とする特性も多様であるため、担任1人では十分な支援が困難な場合が出てくる場合があります。そのため特別支援員の増員は必要だと考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 支援員が必要だということなんですけれども、この支援員の中には、特別支援員、そして学校支援員、学習支援員がいると思いますけれども、この各支援員の役割について伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

特別支援員は、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への学習指導や生活に関する支援を行っています。学校支援員は、生徒指導等の問題を抱えている児童生徒を発見し、生活環境や学校生活の状況を把握し、適切な制度、関係機関につなぐ役割を担っています。学習支援員は、学習に課題のある生徒に対して、強化学習や補修の時間等に学習支援を行っています。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 現在、この特別支援員は、各学校に配置されておりますけれども、津覇小学校と南小学校には学校支援員は配置されていないですね。あと、中学校のみ、学習支援員が配置されたりと、学校によってこの支援員が違うんですけれども、この支援員の配置方法について伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

学習支援員の配置は、基礎学力の定着、学力向上を目指しています。学力向上の課題は、中学校にあるものと考えています。ですから、中学校のほうに配置しております。

学校支援員の配置は、生徒指導上の問題や家庭への支援が特に必要だと思われる学校に配置しています。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 支援員の役割について分かりました。

支援員配置は、今、普通クラスのみで行っていると思うんですけれども、それを支援学級への配置というのは可能なのか伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

特別支援員は、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への学習指導や学校生

活への支援となっているため、現在のところ特別支援学級在籍児童への支援はできません。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 支援学級の児童の中には、トイレが困難だったりですか、あとは図工などでやはり彫刻刀などを使って、上手に道具を使えなかったりと、手助けは本当に必要だと思います。実際に保護者のほうからも声がありまして、常時でなくてもいいので、交流学級への移動のときですとか、あと、プールの授業のときに付き添ってほしいという声があったんですけども、プールが好きな支援学級の児童が、通常学級の児童はプールが10回入れたとしても、支援員がつかなかっただけで、支援学級の児童は3回しか入れなかったということも聞いております。支援が必要なときだけつけてくれるだけでも、支援学級の児童は学校生活の範囲が広がりますし、より通常学級の児童に近い学習が可能になると思うんです。何よりも児童の安全のためですし、教育長は常に児童生徒の安全が第一だというふうにおっしゃっております。だからこそ、支援学級への支援員の応援をお願いしたいなと思っているんですけれども、すみません、もう一度答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 現在のところ特別支援員は特別支援学校と判断された子が学級を希望する場合には可能ですが、支援の対象は通常学級のみとなっています。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

現在、中城村の特別支援員の要綱につきましては、先ほど主幹が申し上げたとおり、支援学校を対象として判定された方が父母の意見により、特別支援学級のほうを希望した場合について支援員が配置できることになっております。

この配置につきましては、個々の状況によっても判断していかないと考えておりますので、今後、特別支援学級のほうでどのように配置できるかは教育委員会でも検討させていただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 ぜひ必要な子には必要な支援をお願いしたいと思います。要綱などもあるかと思うんですけども、やはり安全が一番だと思います。

もし近隣市町村の支援員の配置の状況が分かるのであれば、お願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

近隣市町村の特別支援員の配置状況についてです。北中城村、4幼稚園、小学校、中学校合わせて19名、恩納村、8幼稚園、小学校、中学校合わせて19名、北谷町、10幼稚園、小学校、中学校合わせて……

○10番 比嘉麻乃議員 議長、いいですか。すみません。人数はきいてないんです。人数は各市町村のことなので。各市町村で支援学級に入っている支援員はいるかっていうことなので、人数はここでは言わなくて大丈夫です。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

市町村によっては、特別支援学級を対象とした支援員が配置されています。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 他市町村のほうでは特別支援学級に支援員は配置されているということですよ。現在、中城村ではされていないという、既に違いがあるわけなんですけれども、確かに私が調査した中では、特別支援学級に支援員が入っている自治体はありました。でも、決して近隣市町村が支援しているからとかではなくて、もしやっていなくても、中城村はこれまで本当に多くのきめ細かな支援をしてきました。ですから、今後とも中城村らしく、誰一人

取り残さないという気持ちで対応していただきたいというふうに思っておりますので、しっかりとまた協議をして、支援学級に支援員の、ずっとでもないの、通常、常時でもないの、ぜひよろしくお願いいたします。

続いて、②のスクールバスについて再質問をいたしますが、その前に、中城村は夏休み中でもスクールバスを運行していただきました。本当にそれを高く評価します。夏休みは、児童生徒は休みではあるんですけども、やはり保護者は休みではないので、中学校、特に上地域の子たちは、部活に行くときにもスクールバスがこれまでなかったのに、歩いていくとかあったんですが、今年の夏休み、スクールバスを運行させたことは、本当に保護者の皆様もとても助かったと思います。ありがとうございます。

それでは、再質問いたします。スクールバス登校について再質問いたしますけれども、事故や自然渋滞でスクールバスを利用した場合には遅刻扱いではないということなんですけれども、それでは、もし保護者が自家用車で学校まで送った場合は、遅刻扱いになるのかどうか。雨も含めてなんですけれども、よろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

スクールバス等につきましては基本的に無遅刻扱いとなっております。自家用車の送迎であったり徒歩での通学については、事故等、あと不測の事態に応じては無遅刻扱いにはできませんが、基本的には遅刻扱いになります。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 スクールバスでは遅刻にはならない、自家用車で送った場合には遅刻になるということなんですけれども、ちょっとそれはね、保護者が自転車を出して運転をして送っているのに、ちょっとそれはおかしいの

かなというふうにも思いますけれども、ちょうど1週間前に大雨がありまして、いつもこの子はスクールバスで通っていたんですが、すごい大雨だったので、保護者が自宅からバス停まで歩くのでは濡れてしまうということで、この子は自家用車で、その日だけは送ってもらったようなんですけれども、やはりそのときも遅刻扱いになったということなんです。例えばですよ、自家用車で登校した生徒が8時20分に登校したとします。既に5分の遅刻ではあるんですけれども、その後にスクールバスが8時30分に到着した場合、それでも自家用車で先に登校した生徒のほうが遅刻になるのかというのを伺います。意味分かりますか。お願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 基本的にスクールバスは定刻どおりに稼働させております。でするので、不測の事態に応じては時間を要する場合がありますので、無遅刻扱いにしております。基本的に保護者が送迎する場合においては、不測の事態でない場合については、事前に前もって早めに出ていただくということをしていただかないといけないので、学校においてはその辺の判断によって無遅刻になったり、遅刻の判断となっております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 確かに今後の社会に出てのことで、やはり社会人になると早めの行動、雨とか自然を予想しての早めの行動というのは確かに大切ではあると私も本当に思うんですけれども、どうしても事故とかそういったものもありますので、そういったときには柔軟な対応をしていただきたいと思いますと思うんですが、先日、こういうことがありました。小学校、中学校9年間皆勤賞を取った高校1年生がいて、この子は、今後も遅刻はせずに10年間皆勤賞を狙うと頑張っていたときに、渋滞に巻き込まれまして、この子も路線バスを使っていたようなん

ですけれども、でも、この子は、このときに限って自家用車だったんですよ。でも、その高校はバス通学と同じように対応して、自家用車であつたんですけれども、遅刻扱いにはしなかったんですね。もちろん各学校の生徒指導の方針とか、あと、学校長の裁量で異なると思うんですけれども、本村の小中学校の校長は、児童生徒への愛情は私すごく感じられるように見えるんですね。それは、やはり教育委員会をはじめ地域ですとか、あと保護者との連携がうまくいっているのだらうなというふうにも思っております。ぜひ今回、私が質問を上げた、この登校についても協議をしていただいて、時には教育委員会の助言を行い、特に児童生徒がプラスになるような教育環境にしていいただければいいなというふうに思っておりますけれども、最後にいかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おっしゃるように教育的な配慮ということで、児童生徒の出欠に関しては、校長裁量になっていきます。私も校長のときには、どういう状況で遅刻したのかが一番大事になってくる。渋滞するからとかというのでは、やはりちょっと難しいのかなと思っています。大きな事故があつて通行が不能になった、そのために遅刻したとかという場合はまた別じゃないかなと思います。ですから、校長会等で話をしますけれども、どういう状況だったのかで判断しますので、最終的に校長判断ということで、校長会等で精査するように話をしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 本当に教育長がおっしゃるように、やはりただ遅刻したから、もう遅刻扱いになりましたではなくて、特に中学生は進路にもかかってくるのではないかなと思いますし、あとモチベーションも、やはり今まで頑張ってきたのにとという悔しさとか、そういつ

たのもあると思うので、今、教育長がおっしゃったように一人一人のちゃんと事情を聞いて、それをしっかりやるようにというふうに教育長のほうからも各学校に伝えていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

それでは、大枠2に移ります。

廃止の理由が、利用者の減少、あと広域からの補助がないということなんですけれども、再開しない理由と、あと令和4年度の予算審議で後期高齢者のはり・きゅうの助成を継続することということで、総務委員会のほうから意見を出しましたけれども、その後、課でこれについて真剣に協議をしたのかどうかというのを伺います。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり はり・きゅう助成事業につきまして、再開しない理由としましては、先ほども申しましたとおり、たくさんの方に利用していただけるような事業展開ができないということと、あと、多くの保険者を対象とした保険事業に力を入れていきたいというふうに今後は考えております。

4年度決算時についての意見のときということでよろしいですか。課内では、保険事業と介護の予防のほうの一体的事業もありますので、そちらのほうに力を入れていきたいというふうに今後は考えておりますので、はり・きゅうについては継続をしないというふうな、総合的に考えてそういう判断をしております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 では、課のほうでは、このはり・きゅうだけについての協議は行っていないということ、話し合いをしたかという、これについて意見は出したんですけれども、これについてすぐに真剣に話をしたかというふうに聞きたいんですよ。

○議長 伊佐則勝 答弁漏れ。

健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 意見を受けて課内での協議をした結果、はり・きゅうについては継続をしないというふうな判断をしております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 分かりました。

今後、やはり私たちは委員会のほうでも真剣に話をして、その意見を出したわけでありますので、皆さんも真剣にそれに向き合っていただきたいというふうに思います。どんな住民への報告にしても、皆さんからの課の意見というのは伝えなきゃいけないということもありますので、今後はしっかり、どの課もそうなんですけれども、よろしくお願いいたします。

このはり・きゅう治療は、もちろん肩こりですとか神経痛、関節痛に効果があるとよく聞きますけれども、それだけではないんですね。血行をよくしたり、自律神経を整えると言われておりまして、今や世界保健機構、WHOから様々な症状に効果があるということで、世界で認められている治療でもあります。それを広域の補助がないからとかではなくて、その支援が必要か必要でないかという問題じゃないかなと私は思うんです。私は、一人でもこの声が、支援をしてほしいという声があるならば、この支援は今後も必要ではないかなというふうに思っております。支援を必要としている方の中には、これまで本村の農産物をずっと継続するために農業を頑張っていたりですとか、あと若いときから重労働をされていた方もいらっしゃるかと思います。しかも仕事をしながらですよ。保険料もこれまで払っていました。

村長に伺います。村長、先ほど予算額を聞きましたよね、10万、18万とか8万とかいうことなんですけれども、必要としている方のためなら、私は補助があるのではなくて、単費で負担しても財政的にはそんなに多く、もちろん1円でも大切です、でも、財政的にもそんなに

大きな負担にはならないのではないかなと思っていますので、どうか次年度の予算に計上していただけないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

正直なところ、私自身が今、情報不足ですので、即答は避けさせていただきたいと思いますが、議員おっしゃるとおり、正直な今のやり取りを聞いての感想を言いますと、金額的にはそんなに大きな金額でもないし、どれだけの方が望んでいるかも含めて、もう一度しっかり私自身が情報を精査して判断していきたいなと思います。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 ぜひ補助金があるかないか、もちろんその金額が大きければ、私もいろんなもっと補助金がないとかそういったのも調べますけれども、今回は10万とか8万とか、人数が16名から19名に減っていますけれども、本村では独自でアミノインデックスも村民のためにやっているじゃないですか、人数が少なくなっても。それと同じような考えで、今後、次年度には予算に計上、再開していただけるように強く要望して大枠2の質問を終わります。

続きまして、大枠3の基地苦情110番について再質問をいたします。

11月29日に鹿児島県屋久島沖でC V22オスプレイが墜落をいたしまして、搭乗員8名全員が死亡するという重大な事故が起きてしまいました。本当に亡くなられた隊員の方々の御冥福をお祈りいたしますけれども、しかし、もうオスプレイの飛行は以前から本村上空を飛行しており、現在は飛行停止になっているものの、またいつ飛行が開始するか分かりません。墜落の報道を受け、村民はさらに不安な日々を過ごしているかと思いますが、そこで、再質問をいたします。

これまでの、10月23日から始まったと思いますが、ホームページを見ましたら、10月、11月までは分かるんですが、もし今日現在とか、昨日でもいいので、この苦情の件数がお分かりでしたらお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

12月についてはまだ私のほうでちょっと確認はしていませんが、改めて10月23日から11月末の部分についてはホームページに掲載しております。46件の苦情が寄せられております。以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 やはりオスプレイの墜落を受けて、不安も大きいので、その苦情が増えているのかなというふうに思っていますが、12月もさらに増えてくるかなと思います。

苦情内容なんですけれども、私もホームページを見て分かったんですが、苦情内容は騒音が多いとは思いますが、そのほかに、このホームページのほかでもいいですし、そのほかに苦情というのは、騒音以外にもあるんですか、伺います。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

基本的には、やはり騒音の苦情が多く寄せられていますが、その騒音で発熱中の娘が眠ったらまたすぐに起こされたとかもありました。ほかには、家のほうが木造ということで、振動というんですかね、その辺の部分についての苦情が現在出ております。以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 私もちょうどオスプレイの通過する下のほうに住んでいるので、その騒音というのは本当にもう毎日、夜まで、被害を受けている者の一人でありますけれども。

今回、住民からの声に耳を傾けて取り組んだことに高く評価しておりますけれども、今後、この寄せられた苦情をどのように活用していくのかというのをもう少し具体的にお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

今回の苦情などの件数、内容についての活用は、具体的にまだ決まってはおりませんが、まずは防衛局のほうに毎週報告することと、そして先ほど答弁しましたが、被害の状況をホームページなどで情報共有する。そして、その後は何かのタイミングというんですかね、県のほうにおいて行われます軍転用地促進基地問題協議会などについて、全体で集まる場所もありますので、その部分においても件数や内容などについて報告しながら活用できるものかなと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 今回、オスプレイのこの墜落事故を受けまして、先ほど議会からも墜落事故に関する意見書、そして今回、墜落前ではあったんですけれども、自治会長会からの要望書も議会のほうに届いております。私は、今こそ村民から寄せられた苦情を持って、実際に本当に形になるようなもので抗議をすべきではないかなというふうに思っておりますけれども、そのことについていかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 基地苦情110番も開設して情報を集めることも、今後、これまでよりも多くなってくるとは考えております。内部において、これまでも担当のほうでは防衛局に、担当レベルではあるんですが、電波の障害の苦情がありましたので、そこを協議するということと、口頭ではありますが、申入れをしておりますので、今後は村としても村長をはじめ、で

きる部分について検討はしていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 ぜひ、もうオスプレイの事故も、死者も出ておりますので、村長を筆頭にいろんな場所で、いろんな形で抗議をしていただきたいと思います。もちろんもう本村は基地がない、本当にいい村だというふうにも言われておりますけれども、やはり目に見えないだけで、空にも基地の金網があるのではないかなというふうに思っております。その基地を一日も早く撤去して、静かな沖縄を取り戻せるようみんなで頑張っていきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 以上で比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時00分）

~~~~~

再 開（11時10分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、安里清市議員の一般質問を許します。

○6番 安里清市議員 おはようございます。改めまして、グスーヨーチューウガナビラ、議席番号6番、安里清市でございます。

これより一般質問を行います。

大枠の1番からです。村育英会の組織の強化について。①育英会の会員の数、②中城村育英会運営会則以外の規約の有無について、③村の補助金額は令和3年度に300万円ありますが、他の年度では幾らだったのでしょうか。④現行の貸与型と合わせて一部を給付型にする場合の課題はどこにあるのでしょうか。⑤寄附の呼びかけの状況を伺います。⑥償還済みの方々を含め、育英会会員を募り、年会費を徴収することにより財源の安定化を図ることは可能でしょうか。

⑦中城村育英資金奨学生募集要項（奨学金）と同入学準備金がありますが、育英会の設置に係る中城村育英会条例及び規則を定める必要もあるのではないのでしょうか。

大枠の2番です。自主防災組織の結成についてです。①各自治会の自主防災組織結成への機運を高め、結成を促すために防災士の資格取得講習に助成することは可能でしょうか。②各自治会において組織の結成が進まない理由はどこにあるのでしょうか。自治会長の皆様にアンケートなどは実施されたのでしょうか。③全自治会の結成を目指して年度ごとの数値目標を設定し、集中的に結成に向けて取り組む考えはないのでしょうか。

大枠の3です。事業の進捗状況について、①新垣と当間の間の通学路の整備への取組について、令和5年9月議会では人的なもので対応できるものを今後検討したいとされておりました。その後の状況を伺います。②令和5年度改定予定の中城村地域防災計画について、令和6年3月までに完成する予定としておりますが、予定どおりの進行でしょうか。それまでの作業工程等について伺います。以上、お願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会、大枠2番につきましては総務課、大枠3番につきましては都市建設課と総務課のほうで答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの自主防災組織について所見を述べさせてもらいますけれども、なかなか遅々として進まないというのが現状でございます、数的な問題でですね。自主防災組織をつくる自治会が今7つですかね、もうちょっと数を増やしていきたいというのはもちろんのことではございますが。ただ、一番大切なのは、やはり防災への備えの意識をどう意識づけさせ

ていくかというのが村民に対しての我々の、これも一つの義務だと思っておりますので。いろんな形で自主防災組織をつくっていくというのは非常に大事なことでありますけれども、またそれぞれ、それ以外でも、いかにして防災への備えの意識をつけていくかというのを一つの課題として取り組んでいきたいなと思っております。

詳細につきましては、また担当課のほうで答えをいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の育英会についてですけれども、生徒、学生が無利子で借りることができることや入学前の準備金を借りることができること、それから、就職してから自分で返済ができるということ等、非常に有意義な制度だと考えています。子供たちが生涯にわたって学び続ける人になることを願って、今後もこの制度を取り組んでいきたいと考えています。

詳細については、教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠1の①から⑦についてお答えいたします。

①について、中城村育英会運営会則では、資金は補助金、寄附金、その他の収入をもって充てると規定しており、会員制度を設けておりませんので、現在、会員はおりません。

②について、中城村育英会運営会則以外の規約等についてはありません。

③について、平成20年度以前は、毎年ではありませんが、補助金の交付を受けており、財源の不足分を補助していただいております。平成21年度から令和5年度の期間では、令和3年度のみ村より300万の補助を受けております。

④について、貸与については、寄附や償還金で運営することは可能ですが、給付の場合においては、その財源の確保が課題となります。

⑤について、育英会へ寄附を頂いた際は村広

報紙で掲載しており、寄附の呼びかけについては広報紙やホームページなどで行っていきます。

⑥について、償還が進んだ奨学生に対しては、申込みの際に家庭の事情等も聴取して対応しているため、直接的に依頼することは検討しておりません。一般の方々を対象とする場合については、育英会の中でも検討してみたいと思います。

⑦について、県内全ての市町村を把握してはおりませんが、北谷町、与那原町が条例を制定しております。また、条例の制定については特に必要ないと考えております。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、大枠2、①から③及び大枠3の②事業の進捗状況についてお答えをいたします。

まず大枠2、①でございます。防災士の資格取得講習会の受講料の助成につきましては、令和4年度から予算措置を行っております。本年度につきましては、3名の方が本村の助成を受け受講しております。

②でございます。自主防災組織結成についてのアンケートにつきましては、これまで行ったことはありませんが、事務委託者会議において、自主防災組織の必要性について説明を行っております。現在、組織が7団体、今年度1団体増えております。自治体単位で考えた場合、14団体が未結成となっていることから、結成が進まないことにつきましては様々な要因があると考えております。組織の結成に対する意識の不足、活動役員の不足、活動費や資機材の不足などが上げられ、新たな組織の結成に迷いがあるのではないかと考えております。

③でございます。年度ごとに1団体ないし2団体の結成を目標としておりますが、各自治体の結成が進まない様々な要因もありますので、各組織における機運の向上のために呼びかけを行ってまいります。

大枠3、事業の進捗状況、②でございます。地域防災計画の改定につきましては、令和6年3月の完成を予定しております。現在の進捗状況として、策定委託業者と協議を重ね、各課ヒアリングを行い、年明けに防災会議を開催し、審議していく予定でございます。作業工程につきましては、委託業者との作業調整に必要とするものなので、作成をしております。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 安里清市議員の大枠3番の①についてお答えします。

御指摘の箇所につきましては、現地の状況から検討した結果、人的な対応が困難であると思われるため、現地を中頭東部地区地滑り区域に指定している中部土木事務所の計画調査班と協議しながら対応を考えてまいりたいと思います。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 それでは、順を追って質問させていただきますが、育英会の件です。大変有意義な制度だということで、私も評価をしております。

ただ、昨今の社会情勢の中で、奨学金の返済が滞るといふか、重荷になっている方々がいらっしゃるということで、その観点から、一部給付金制度が取り上げられないのかという思いもありましたので、質問をさせていただいております。

育英会の会員については、いらっしゃるということであるんですが、役員はいらっしゃるわけですが、役員も会員ではないという認識でよろしいでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

育英会の運営会則の中で、第5条で役員ということで置いておりますので、会員という扱いでは行っておりません。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 第4条ですか、本会に

次の役員及び職員を置くという、5条ですね。そうなんです、結局、会員もいなくて役員だけがあるというふうなことで、ちょっと不自然なのかなというふうなことで思いました。さらには、運営会則以外の規約もないということですが、育英会の存在自体を規定する規約、あるいは条例等が必要だと思うんですが、大本の存在を規定するものがなくて、運営規程だけがあるということは、大変不自然な気がするんですが、そこら辺についていかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

基本的に育英会は村の組織ではなく、一種の団体という位置で認識しております。その組織を運営していく中で、事務局を教育総務課に置き、その役員の中で会長を副村長で充てているということで運営をしております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 村の組織ではないということは承知をしておるんですが、村からの補助金が令和3年度で300万円があります。このようなことについても、村の組織ではない、どういった団体なのかといったことについては、概念上のことはあるんですが、法文上の規制がないものについて補助金を出しているというふうなこともあります。この場合、支出先の宛名、名称です、振込になると思うんですが、口座名義人はどなたになったのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 村から令和3年度に村の育英会の補助金として、中城村育英会会長、比嘉忠典宛てに振込をしております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 その場合の、再度、振り込む名目について、もう一度。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 育英会補助金と

して支出をしております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 村育英会への補助金というようなことで御答弁いただきました。先ほどから申し上げているのは、その育英会自体を規定している規約、規則がない中で、育英会がずっと動いていると。非常に有意義な組織だということで、これは否定はしないんですが、ちょっと不自然な気がしましたので、質問させていただきます。

少し話は飛びますけれども、④の現行の貸与型と合わせて給付型にする場合の課題について伺いましたが、やはり財源が一番の課題であるというふうなことでお答えをいただいております。そこで、これまで育英会資金を活用して就学を終えられて就職をしている方々を対象とした会員、育英会員を募り、年会費を幾らかでも徴収することによって、財源の安定化が図れないのかなというふうなことも考えました。

令和4年度の育英会の決算では、貸与費が576万円で、ほぼ歳出の全てであります。この約半分、2分の1を給付型にするとした場合には、約288万円となります。ここからは少し仮定の話をさせていただきますが、歳出の貸与額の2分の1に当たる288万円ですけれども、この歳出を賄うために、先ほどから申し上げております会員になっていただく償還済みの方が現在83名いらっしゃるということで、お一人当たり幾らかずつの年会費を徴収できるような会員として登録をさせていただくと。あとは会員の成り手を募る、応募を受けていくということで、個人、法人で50万程度を見込んで、それと令和4年度実績で一般寄附金が40万計上されておりましたので、これらを合わせると村からの補助金額が年間で115万円となります。

これはすぐに実施するというふうなことではなくて、実施年度を令和10年度あたりというふうな近い将来に設定をして、会員の獲得に努め

ていくと。それまでの期間には、また償還が終わって返済にかかる方々が出てまいります。結果として村からの支援は100万円以内を目指すというふうに考えます。

これぐらいの額だということであれば、一部給付型が検討可能になるのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

給付型につきましては、現在まだ検討の域には達していないんですが、実際、村の育英会の財政状況につきましては、平成27年度より、通常の貸与型とは別に入学準備金の制度で貸付けも行ってきております。平成26年度当時はまだ2,000万ほどの財源がありました。この入学準備金をスタートさせたことにより、今現在かなり育英会の基金を圧迫しております。その状況がありましたので、令和3年度につきましては村より300万円の補助金を頂き、その財源を補填しております。

このような状況の中で、今後、入学準備金につきましても財源不足が再来年以降に発生すると今見込んでおりますので、今現在、教育委員会では給付型については厳しい状況であるというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 今のままで給付型をしようというふうな提案ではございませんのでね。育英会としてちゃんとした規定、規則によって、育英会自体の存続の基をつくって、それによって会員を募っていくというふうなものと併せてのお話です。

ですから、現状のままで給付型をしていくとなると、やはりおっしゃるように年間600万から800万ぐらいのお金が必要になってまいりますので、少し難しいことではあるんですが、先ほど申し上げたように、卒業された方々を中心

に会員に登録をいただいて、それから一般の法人と個人の方々をその会員登録を呼びかけて財源の確保に努めていくと。もちろんそれと合わせて寄附も受け付けるというふうなことでどうなのかなというふうなことで。そういう制度の変更と併せての問いかけを今しているつもりです。いかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

償還が終わった方々に対して会員を募るということは、先ほどの答弁でも申しましたとおり、現在考えておりません。

昭和35年にスタートし、その当時18歳だった方についてはもう現在81歳になられております。そういう方たちから会員を募るというのは厳しいのかなというふうに考えております。

貸付けの際に会員になる条件を付す場合につきましては、この貸与する申請者がやりにくくなるというふうに考えております。こちらで申込みされる方につきましては、いろいろ家庭の事情等も聞いて貸付けを行っております。現在、世帯の状況が厳しい方たちを中心に貸付けを行っておりますので、今後、卒業してからの償還も4年間借りた方については8年かけて償還していただきます。金額も最高月額2万円を返済しておりますので、さらにこの会員につき1万円を徴収していくというのは厳しい状況になるのかなというふうに考えておりますので、教育委員会で今、貸付けする方が会員になることを条件にするのは避けたいというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 お世話になった方々は、卒業後何年かけて月に2万円の償還ですね。今、会員になっていただく方については、私が今考えているのは、年間で1万円ぐらいの会費を考えていますけれども、課長答弁の趣旨もよ

く分かります、非常に苦しい中で奨学金の募集要項を読まれて応募してきている方々です。ただ、申し上げているのは、一部貸与型についてどういうふうな手順をすれば道が開けるのかというふうなことで、年間1万円ぐらいの会費だとかどうにか対応できるのではないかというふうに考えましたので、そしてさらに村からの助成金が毎年ですが100万円ほど出ていくというふうな状況で、これが定着をしていけば、その貸与型がもっと村からの補助金も少なくて済んでいけるのではないかというふうに思います。

少し話変わりますけれども、この寄附の呼びかけの状況を伺いましたけれども、たしか見た感じでは、どなたかから寄附がありましたということで、広報なかぐすくあたりで見たことはあるんですが、積極的に寄附を呼びかけているという様子はよく存じ上げていないんですが、どうなんですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 確かに広報不足であることは承知をしておりますので、今後はその辺を強化して、寄附を募っていきます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 そうですね、みんなの子どもたち、これから中城の次代を背負っていく子どもたちのことのためにそういうお話を今いろいろとしているつもりであります。

話をまた元に少し戻るんですが、育英会の設置に係る育英会条例、これは民間のものであるとするのであれば、その旨の規定、規則を定める必要性について、私は必要ではないのかと。そのほうが資金の充実とか、育英会の強化を図る、また村と育英会との関係の明確化、さらにそれらを通して育英会の存立の基盤を整える意味からも必要だと思いますが、教育長にお尋ねします。条例、規則等を育英会として定めさせる方向を指導するというふうなことで御答弁をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

私のほうでは、運営会則のほうで十分足りているというふうに感じておりますが、実際、条例制定が必ず必要なものかにつきましては、今後調査させていただきたいと思います。今、私が調べている限りでは大丈夫というふうに認識しております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 何分、提案を受けてすぐというわけにはまいりませんので、十分な調査をされて、北谷町と与那原町ではそういう設置の条例があるというふうに伺っておりますので、参考にされながら、どうすれば育英会組織体制の強化につながるのかというふうなことで、村長さんも含めて御検討をお願いしたいと思います。

それでは、大卒の2の自主防災組織の件について、お話をさせていただきます。

先ほど大湾課長のほうから防災士の養成講座については令和4年度からということでお聞きしました。非常に認識不足で大変申し訳なかったと思いますが、先ほど、4年、5年、6年とこれから続いていくはずなんですが、4年の実績と5年度の今の状況、それから6年度に向けて、少しどういうふうな状況なのかをお願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、御質問にお答えをいたします。

令和4年度から予算の措置をしているところではございますが、令和4年度につきましてはコロナ禍の中で、講習会等が開催できなかったということで、人数についてはゼロ人になっております。

令和5年度につきましては、先ほど3名ということでお話をしておりますが、サンヒルズタ

ウン防災会、北浜地区防災会、伊集地区の防災会の3名になっております。新たに1月に講習会、令和6年度の1月に講習会がありますので、そちらには南上原の防災会の推薦ということで、お一人を予定しております。

令和6年度につきましては、同じように予算措置をしていきたいと考えております。受講料につきましては大体4万5,000円から5万円の金額になっておりますので、四、五名程度を考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 ありがとうございます。そうですね、この講習に係る費用が、防災士研修センターにお問合せをしたところ、6万3,800円というふうな金額が返ってきましたので、これはかなり個人的に負担すると。そしてそれが自主防災の組織の育成のためだというふうなことだと、個人的には、だいぶ支出をためらう金額なのかなと思いましたので、こういうような質問もさせていただいております。

早速、令和4年から取り組んでいただいているというふうなことで、大変評価をさせていただきたいと思います。コロナのせいもあったんですが、毎年、沖縄県において開催されるということではないというふうに聞いております。十分情報をキャッチされて、令和6年度の運用に向けて取り組んでいただきたいと思います。

あわせて、次に、組織の結成がスムーズにいかない中で、アンケートというお話をしました。これは文書でただ出すのではなくて、対面で聞き取りで、1日に自治会長会の事務委託者会議が開かれるときに毎回お二人ずつでもお願いをして聞き取りをして進めていくというふうなことができないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

事務委託者会議等では説明を行っておりますが、対面で説明をしているものではない状況であります。意識の高い自治会については窓口に来られて、内容について確認をしたいということでその部分については村として対応し、規約の制定が必要になりますので、一番難しいところ、その辺については協力をしながら進めていき、助言と支援の部分で一緒になって考えましょうということで、対応のほうはしております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 ありがとうございます。年度ごとの設立に向けた目標もしっかり持っていらっしゃるというふうなことで、これからどんどん進んでいくのかなと、この目標設定等して、自主防災組織の結成に向けては講習会への参加も促しているというふうなことで、各自治会の会長の皆さんも取り組みやすくなるというふうに思います。今後とも頑張ってくださいよう御期待したいと思います。

続いて、大卒の3について確認をお願いいたします。

通学路の件につきましては、先ほど課長のほうから御答弁ありました。これは向こうの地域一帯が地滑り防止地域になっていて、中部土木事務所と連携を取りながらということであったのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今言われたとおり、中部土木事務所のほうで地滑り地域に指定されていますので、大きなのり面を削ったりとかいうことで地滑りを助長するような行為は、やはり県と中部土木事務所と協議しながらやっていけないと思っています。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 そうですね、大規模な のり面の削り取りとかいうふうなことについては、やはり少し危険な箇所かなというふうに現場を見て思っております。数日前に現場は確認

をしてまいりましたけれども、現状は、当時の台風の後の子供会の父母の方々が応急的な措置をされた状況のままでありますが、これは村道への認定をされているという認識をしておりますけれども、土木事務所との協議による大規模な補修、修繕の前に、修繕の以外に、担当の村として何かできるようなことがないのか、そこら辺について御検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 村のほうでも何かできることはないかと検討しまして、9月議会のほうで人的なもので、地滑りを助長しないようなもので何かできないかと思っていたのですが、やはりちょっと現地を見る限り、少し大き過ぎて、人力での施工というのがちょっと難しいかなと思われましたので、県とちょっと検討しながら、調査もしながら、上のほうのり面、上部のほうの部分の調査もしながら、削っても支障がないかどうか、その辺も検討しながら今後協議していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 課長、確におっしゃるように、のり面の崩れがもうとても半端ではない状況がありますね。ただ、子供たちが通る、あるいは農協を利用される方とか役場を利用の方がたまに通る部分についての通路の部分について、先ほど応急的な措置を部落の子供会の父母会の方々がやっていただいた。ちょうど土砂が流れてきた2段、3段の、当間から向かって左側のほうに少し余裕があるところがありますので、そこらについて少し土のうを入れるとかいうふうなことができるかと思いますが、そこら辺、どうにか対応をお願いしたいと思います。以上、よろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今、現地を大雨の後とか調査はしているのですが、前回の台風の

ときから今あまり動いていなくて、落ち着いているように見られます。今、1メートルぐらい幅員があつて、通れはする状況ではあると思います。今後も大雨の後とか調査をしながら、何か変動がないとか、見ていながら、土のう等で押さえられる部分は押さえてという形で検討していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 細かなことについてはまた自治会長あたりを含めて御相談に乗っていただけたらと思います。

終わりに、この地域防災計画についてですが、住民向けの意見聴取をというふうなことが言われていたんですが、これは予定されるのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えします。

住民向けのアンケートということではなくて、防災会議の中で意見を確認しながら計画の中に反映させていくということで考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 やはり近くに住む久場、泊の自治会の方々とか含めて、防災会議は行われると認識をしておりますので、またそこら辺の説明も十分されて、幾らかでも地域の方々が安心して暮らせるような環境づくりに、またこの防災計画が果たす役割が大変期待されるように思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 以上で安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時53分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、新垣博正議員の一般質問を許します。

○13番 新垣博正議員 皆さん、こんにちは。議席番号13番。本日の3番目で、通告書の順番に従って一般質問をいたします。

大枠の1番、村当局間におけるハラスメント防止条例の制定についてお尋ねいたします。

(1) 地方議会の議員や上司職員等からのハラスメント(嫌がらせ等)を防止する条例制定する動きが地方自治体、地方議会に増えてきております。職員の上下関係や議員と職員の望ましい関係をどう築くか検討する課題と考えるが、当局の所見をお伺いいたします。

大枠の2番、会計年度任用職員給与の適切な改定についてお伺いいたします。(1) 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給については、地方自治法の一部を改正する法律の公布(総務大臣通知)により通知されております。1) パートタイムの会計年度任用職員については令和6年度から対象となる職員に勤勉手当を支給すべきものであること、2) フルタイムの会計年度任用職員については、地方自治法上、給与、旅費及び同法第204条2項に規定する手当の支給の対象とされており、改正法の施行に伴い条例改正を行う必要があると考えるが、当局の所見をお伺いいたします。

大枠の3番、教職員の働き方改革を進めるために、近年、教職員の不足が大きな課題となり、国に対して定数改善を関係機関が働きかけているところであるが、市町村単位で取り組める「支援スタッフ」の人員配置状況について伺います。(1) 各学校における以下の支援スタッフ配置状況についてお答えください。1) 部活動指導員、2) スクールサポートスタッフ、3) 学習支援員、4) ICT支援員、5) 特別支援教育支援員、6) 日本語教育支援員、7) スクールカウンセラー、8) スクールソーシャ

ルワーカー。(2) 番、中央教育審議会が示した学校・教師が担う業務に係る3分類についてお答えください。1) 学校がしなくてもよい業務とは何があるのかお答えください。2) 外部移行ができる業務とはどのようなものか。3) 行政主導による業務削減はどのようなものかをお答えください。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣博正議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番、大枠2番につきましては総務課、大枠3番につきましては教育委員会のほうでお答えいたします。

私のほうでは、教職員の働き方改革について少し所見を述べさせていただきたいと思っておりますが、数か月ほど前に新報社主催のシンポジウムにパネラーとしても参加させていただきました。そのときにも教職員の不足、負担軽減が大きな社会問題であるということをテーマに話がありましたけれども、やはり教職員の負担軽減こそが子供たちの利益へとつながっていくということは、これは皆さん、御承知のことだとは思いますが、なかなか実現しないというところもあるようでございます。そういう意味では、教育委員会と我々と、我々行政としてもどういった支援ができるのかを真剣にもう取り組んでいかなくちゃいけない時期に来ているんじゃないかなと思っておりますので、今後とも連携を密にしながら情報共有に努めていきたいなと思っております。

詳細はまた教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、こんにちは。

大枠3の教職員の働き方改革についてですが、全国の教育長会、あるいは沖縄県の教育委員の研修会等でもこの件について課題とし

て話し合いを行っているところでございます。本村でも村費で各学校へ人的な配置を行って改善を図っているところです。

詳細については、教育総務課主幹が答えます。また、大枠1については教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣博正議員の大枠1、大枠2についてお答えをいたします。

まず大枠1、(1)です。村当局においては、中城村職員のハラスメントの防止等に関する規程を令和2年に制定しております。この規定にハラスメントに関する相談体制、相談があった場合の対策委員会の役割、その対応方法等について規定しております。議員と村当局職員とのハラスメント防止に関する例規などに関して制定をしておりますが、現状で必要とされるものであれば検討する必要があると考えております。

次に、大枠2、1)です。地方自治法の改正により、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について支給が可能となり、法改正に伴い、本村で勤務するパートタイム会計年度任用職員への勤勉手当支給について、今後、支給開始時期及び条例改正なども含めて検討が必要であると考えております。

2) これまでフルタイム会計年度任用職員への勤勉手当について、法律上、支給が可能となっておりますが、総務省からの会計年度任用職員に関する事務マニュアルにおいて、支給しないことが基本とされておりました。今回の法改正に伴いまして、パートタイム会計年度任用職員について、勤勉手当の支給が可能となることに併せて総務省マニュアルが改正されております。フルタイム会計年度任用職員への勤勉手当を支給することが可能となっておりますので、勤勉手当の支給開始時期及び条例改正などにつ

いて今後検討し、必要な改正を行います。その他の手当については、これまで支給しております。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠1についてお答えいたします。

教育委員会部局においても、令和2年11月より施行された中城村職員のハラスメントの防止等に関する規程に基づき、職員間のハラスメント防止に努めております。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大枠3の(1)についてお答えします。

令和5年度の配置状況は、部活動指導員、中城村教育委員会が委嘱する部活動指導員が中城中学校に13名、スクールサポートスタッフは県派遣のスタッフが中城南小学校に1名、学習支援員は中城中学校に2名配置しましたが、うち1名が中城中学校の臨任教諭となりました。そのため現在、学習支援員は1名となっています。

I C T支援員は1名配置しており、各学校を巡回支援しています。また、I C T整備に関わっている業者の支援も同様に巡回支援を行っています。

特別支援員は、中城小学校に2名、津覇小学校に2名、中城南小学校に3名、中城中学校に1名、計8名となっています。

日本語教育支援員の配置はありません。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、県派遣の職員がいるため、村費による職員の配置はありません。

そのほか村費雇用の職員としては、教育相談員3名、幼小接続アドバイザー1名、地域コーディネーター4名を配置しております。

(2) 中央教育審議会が示した学校・教師が担う業務に係る3分類についてお答えします。

1つ目は、基本的には学校以外が担うべき業務、2つ目が学校の業務だが、必ずしも教師が

担う必要のない業務、3つ目が教師の業務だが、負担軽減が可能な業務となっています。

1) 学校がしなくてもよい業務についてお答えします。基本的には、学校以外が担うべき業務は4つ上げられています。1つ目が登下校に関する対応、2つ目が放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応、3つ目が学校徴収金の徴収・管理、4つ目が地域ボランティアとの連絡調整となっています。

2) についてお答えします。外部移行ができる業務には、部活動指導、校内清掃、休み時間の対応、調査統計等への回答などがあります。

行政主導による業務削減については、教育委員会が取り組むべき方策として、専門スタッフの配置、校務支援システム等のICT環境の整備、各種研修業務の適正化などがあります。また、リフレッシュウイークや学校閉庁日の設定、留守番電話機能の対応、採点ソフトの導入などがあります。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 順を追って詳細の質問をいたします。

まず大卒の1番のこのハラスメント防止規定というのは、職員間の中では制定されているということですが、これまでにこの規定を制定された以降に相談とかそういった件数というのはどれくらいあったのか、内容についてももし把握しているのであればお答えください。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

ハラスメント防止に関する規程が令和2年に制定されております。これまでハラスメントに該当する案件についてはゼロ件となっております。相談についてもございません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ゼロということは、非常に望ましい状態が維持できているというこ

とで、高く評価したいというふうに思っておりますが、これは非常に水面下の出来事といえますか、分からない部分も結構あるかなと思います。私も耳に挟んだことがありませんので、これは全く今、私もゼロかなというのは印象的に思っただけなんですけれども、答弁の中でもゼロということで、一通りは安心しているということ。これが継続することを今後も望みたいなどと思っています。

このハラスメントというの、知らず知らずのうちにエキサイトしてしまって、ハラスメントに陥ってしまっているのにお互い気づかないという状態があるかもしれません。そういったのは常に意識を持ちながら職務に取り組んでいかなければならない。職務だけではなくて、職務外においてもそのような姿勢を、特に公務を担う立場でありますので、必要かなというふうに私は思っております。

このような、今後もこのゼロという状態を維持していくためにどのような研修とか、意識づけをするということを職務の中ではやっているのかをお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

御質問については、職員間のハラスメントに関する事として答弁をいたします。現在、特に研修等は行っているものではないんですが、倫理についてどうあるべきなのかなということを年に1回でも、これを周知して、ハラスメントがない職場にするといったことを今後も周知をしていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 できるならば、しっかりと研修を制定して防止に努めていくということが私は必要じゃないかなと思っています。例えば、もう既にニュース報道とかね、ネット上での嫌がらせとかというのはよく目につくこ

とでありますので、反面教師といいますか、ぜひ既にこういう事件的に起こったようなところとか、そういうケースを学ぶというのはぜひ必要じゃないかなと思っております。

これからの新しい職員についても、常にそういったことを意識づけを怠らずにやっていただきたいというふうに要望いたします。

その中で、また、私たち議会議員との間にはありませんよね、この条例は。全国的にまだまだたくさんではないんですけれども、議会議員から職員が暴言を吐かれたとか、いわゆるハラスメントという形で認定されるというケースが多々出ていて、議会側も襟を正していこうということで、職員に対するハラスメントを防止していくという姿勢で条例制定の動きがあります。

私たち議会では、まだこのような議論は行っておりませんが、今後の課題として、やはり私は議会の中でもこの件については向き合っていくべきだというふうに思いますので、今後の課題として、議会は向き合っていきたいと思うんですけれども。これまでね、職員の皆さんと議会議員といっても、議員は常勤じゃない部分、認識がある意味では当局の認識とかけ離れてしまっていて、ここからハラスメントだという認識がどうしても欠けてしまうというのかな、そういった事態が想定されると思いますので、ぜひ共に、その辺は研究課題として今後、職員と議員間、議会と職員との間で望ましい関係を築くための条例制定に向けて、学習会等をやっていききたいなとも思っているんですけれども、その辺について所見をお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

先ほども議員からもありましたように、まずは意識づけ、倫理について、人として守り行すべきものは何かというものを考えることが必要だと思いますので、研修会及び講演会、それを

議会との協議も必要になると思うんですが、お互いでそういうことを学びながら条例の制定に向けて考えることは必要なかなというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ぜひ総務課を中心に情報収集に努めていただいて、議会側もまた鋭意研究しながら、職員の皆さんと議論はするけれども、こういうハラスメント状態に陥るということがないように、望ましい関係をどう築くかということを私たちも望んでおりますので、ぜひ共に膝を交えて、この辺の課題に向き合っていきたいなというふうに思っていますので、今後に期待していきたいというふうに思っております。

それでは、大卒の2番のほうに移らせていただきます。

会計年度任用職員の勤勉手当について、これまでは抑制されていたところがいろいろあったと思うんですけれども、これは新年度の3月定例会あたりで条例改正案を取りまとめていく考えがあるのかどうなのか確認したいと思います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

会計年度任用職員、パート、フルタイムにつきましては、勤勉手当が支給できるということで改正がされております。それについて、もちろん条例改正も必要になる部分でございますが、まず最初に、財源的な部分でどのぐらいの予算が必要なのかも含めて、3月に検討しなければならない事項ということで考えております。令和6年4月1日から開始するとなれば、3月議会の条例の改正が必要ということで考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 条例改正に向けて取

り組むということは確認できましたので、これ
もただ単に財政上の制約のみを理由として勤勉
手当の支給でありますとか、あるいは報酬、期
末手当についても恣意的に抑制を図ることがな
いようにという趣旨が示されていると思います
が、この趣旨に沿わないものということの認識
をしっかり持っていただきたいんですけども、
この抑制を図るというようなことがあってはな
らないかと私も思っていますが、その辺に関し
てはどのように向き合っていくかをお答えくだ
さい。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをい
たします。

会計年度任用職員の報酬であったり勤勉手当
の支給時期についての答弁になりますけれども、
そういう通知というのが国のほうから示されて
おりますので、現在、他市町村、近隣市町村と
の足並みをそろえて、金額的な部分、支給時期
についても本村としても十分に考えなければい
けないことだと思っております。

また、この報酬の部分でも、各市町村ばらつ
きがあったり、高い低いが出ることがないよう、
高い部分の市町村に対しての引き合いとか、そ
ういうのが出ると、会計年度任用職員も大変困
る部分があると思っておりますので、その辺につい
ても情報を各市町村共有しながら、報酬であつた
り、勤勉手当の支給については考えていきたい
と思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、会計年度
任用職員に対する人事評価の実施については、
これまでの評価と、新しく条例が制定された以
降というのがどういうところが違うようになる
のか、お分かりの範囲内で教えてください。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをい
たします。

まず、勤勉手当の支給に関しては人事評価が
必要になってくると認識をしております。その
部分について、これまでの会計年度任用職員の
評価というものは行っておりませんでした。当
初の面談等での評価は行っておりましたが、人
事評価に似たようなものは行っておりませんで
したので、勤勉手当の支給に伴って人事評価を
しなければならないと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 この任期の長短にか
かわらずというふうに書かれているんですけれ
ども、それも人事評価をする上では大変重要な
ポイントだと私は思うんですけれども、その辺
もしっかりと認識しながら評価していきたいと
いうことでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをい
たします。

勤勉手当の部分についての答弁となりますが、
実際には人事評価につきましては時期のずれが
ございますので、例えば4月の時期で人事評価、
目標等を設定した場合は、勤勉手当に含まれる
のは12月の期末という部分になりますので、そ
の辺の時期も勘案しながら対応していきたいと
考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 しっかりと会計年度
任用職員についても今後ともサポートしていただ
き、公務に励んでもらうことを希望いたします。

それでは、大卒の3番のほうに移らせていた
だきます。

教職員の不足というのが近年非常に課題とな
って、かつては教職員は憧れの職業だったかな
と思うんですけれどもね、今では敬遠されるよ
うな時代にいつの間にかなくなってしまったとい
うこと。それで煩雑な職務があてがわれてしまっ
て、希望する若者が少なくなってきたというふ

うなことも新聞等でも報道されておりますが、この支援スタッフを、やはり今後も充実して生かさなければならないと思うんですけれども、ここでちょっとお伺いしたいんですけれども、以前に沖縄県教職員組合からアンケートが来たと思うんですけれども、このアンケートの回答の内容と、本日答弁いただいた数字等がかなり乖離しているような感じがあるんですけれども、なぜこのような回答をされたのか、もし、時期のずれがあるのかどうなのか分からないんですけれども、お答えいただけますか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（１３時５６分）

~~~~~

再 開（１４時００分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

○１３番 新垣博正議員 この文書がもしかしたらその下で止まっていて、上に上がっていないのかどうなのか、とても不思議なんですけれどもね。かがみでは、沖教組発第108号、2023年10月6日付です。各市町村教育委員会教育長様で、沖縄県教職員組合中央執行委員長、木本邦弘ということで、組織の印鑑も押されて、支援スタッフに関するアンケートについてのお願いということで、回答はしっかりとされていて、41市町村分がそろって一覧表になっているんですけれども、今の答弁とこの一覧表の資料の中とでは数字がかなり乖離している部分が出ているなというふうに思うんですけれどもね。やはりこういった文書はしっかりと管理をされて、上のほうにも回して、特に主幹のほうは目を通していかなければならない文書じゃないかなと私は思うんですけれども、ぜひこれは後ほど、どうなっているのかというのを調査していただいて、こういった重要なものはしっかりと、主幹も目を通して回答していくということは努めてもらいたいと思います。そうじゃないと議会で資料とかみ合わないような議論になってし

まうと、正確な一致点が見いだせないと思いますので、ぜひその辺をお願いいたします。

この辺については、また次回にでも議論を交わしていきたいというふうに思っていますので、お願いいたします。

それでは、（２）番のほうです。中央教育審議委員会が示したものの３分類、いわゆる教職員に負わせて、今まで当たり前だったというような職務というか業務が、これが非常に煩雑で、学習に特化したような本来の本務である教員の職務が奪われてしまうという現実が実際にはあったんだろうなというふうに思います。そういったところから、教職員離れは、私は起こしてきたというような流れの歴史があるんだろうなという背景を察するんですけれども。ぜひ学校がしなくてもよいという業務、そして外部移行ができる業務、行政主導によって削減できる業務、これに鋭意取り組んでいくという姿勢をぜひ示してもらいたいんですけれども、その辺はどのように今後取り組む考えがあるのかお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

この働き方改革の目的は、一番は子供たちの能力の育成があります。そのためには、必要な業務はしっかり行う、必要でない業務は外部、または保護者、PTA、協力をいただく、または人員、それからICTの活用がありますので、そちらのほうに取り組んでいきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○１３番 新垣博正議員 もうちょっと具体的に言ってほしいんですけれどもね。その前に答弁したときには、登下校の指導等については、いわゆる学校がしなくてもいい業務の中、あるいはいろんな徴収業務みたいなものも学校がしなくてもいいような業務の一つというふうに言われていますが、今現在、具体的にですね、これは今後は学校がしなくてもいい業務の範疇に

入るのでやめていきたいとか、外部移行ができる、この1)から3)までの間のもので改善できそうなものというのを上げていただけませんか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

まず、部活動の指導に関すること、留守番電話対応、行事の精選、行事の運営に関して準備等の依頼等を考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ぜひ働き方改革というお題目だけが先行しないで、実際に業務量が減ったと実感できるような形に持って行って、教職員ができる限り、子供たちに向き合う時間を確保できる。かつてはね、子供たちに向き合う時間よりもパソコンに向き合う時間が多いとか、また家庭とか地域の活動に特化されたところに向き合わざるを得ないというような教職員の働き方というのが随分と指摘をされてきておりますので、そういったところも負担をなくしていくということをやらないと、教員不足というのは改善できないし、業務負担は思ったとおりにはいかないんじゃないかなというふうに考えておりますので、今後、抜本的な教員不足の課題を、本来であれば国がさらに手当てしていくということが一番は重要だと思うんですけども、でも、市町村単位でもこのように取り組めるというような形が取られておりますので、今後さらに特化して、このあたりは増やしていきたいというようなね、私が1から8まで上げました支援スタッフについて充実させていくという思いがあるのであればお聞かせいただけますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

今上げられていた支援スタッフは、どれも重要なものであります。また、教員の負担軽減に係るものでありますので、学校と協議しながら、

また教育委員会で検討しながら進めていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これで私の一般質問は終わりますが、ぜひこの働き方改革が、執行部全て含めてです、教育委員会のみならず、鋭意取り組んでいただくことを希望いたしまして、質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩 (14時08分)

~~~~~

再 開 (14時25分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、比嘉 護議員の一般質問を許します。

○3番 比嘉 護議員 皆さん、こんにちは。ちょうど眠い時間帯ですけれども、いましばらく耳を傾けてください。

議席番号3番、比嘉 護。議長の許可を得ましたので、通告書に従い、一般質問を行いたいと思います。

大枠1、北中城村との共同まちづくりについて。今後の流れと対応について伺いたいと思います。①今後やるべきこと、②今後のスケジュールなどの確認、③関係課の意気込みについて。

大枠2番、中城城跡の利活用について。イベント会場などのさらなる使い方について伺いたいと思います。①過去に実施したイベント等はどういうものがありますか。②イベントを実施するに当たり、諸条件などがありますか。③世界遺産の強みを生かしたPR活動及び営業活動について、④企業との連携について。

大枠3、文化協会への支援について、文化協会へのさらなる支援について伺いたいと思います。

大枠4、提案について。①経済団体との定例

会など実施について伺います。②民泊事業について伺います。③村内へウェルカム看板の設置について伺います。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、比嘉 護議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2と大枠4につきましては産業振興課、大枠3につきましては教育委員会のほうで答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの北中城との共同のまちづくりについて、今後の取組について少し所見を述べさせていただきますが、今後、記者発表でもお話ししましたが、令和9年度開始に向けて、ある程度もう出口が見えてきたと申しますか、紆余曲折あった中で、あと、幾つかのハードルを乗り越えた先には、しっかりと中部広域都市計画への移行の出口が見えてきたと言うか、入り口が見えてきたと同意語になると思いますが。

それで、本村としても、庁内で今度、プロジェクトチームを立ち上げて、それに向けてしっかりといろんな今後予想されるハードルを乗り越えていくために、庁内一丸となって頑張っていくつもりでございます。プロジェクトチームを立ち上げていきたいと考えておりますので、詳細はまた担当課のほうから答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3の文化協会への支援については、教育委員会としてもできる限りの支援を行い、生涯学習の充実、本村の文化の発展、そして子供たちの継承も含めて取組を頑張っていきたいなというふうに考えています。

詳細についてと大枠2の②については、生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 比嘉 護議員の大

枠1番、①、②、③についてお答えします。

大枠1番の①、②、令和5年10月31日、中城村・北中城村共同まちづくり計画を策定し、11月13日に記者発表、14日にホームページで公開をしております。また、年内に沖縄県知事へ中城村、北中城村両村長から中部広域都市計画区域移行などについての要請書を提出予定であります。

今後は、共同まちづくり計画書を踏まえ、区域区分を廃止した場合の無秩序な市街化防止や計画的な市街化の誘導を行うために具体的な土地利用計画及び立地適正化計画案の策定を行い、令和9年度の沖縄県による都市計画マスタープランの改定時の両村の中部広域都市計画区域への再編に向けて、両村で連携しながら沖縄県と協議を行ってまいります。

③に関しまして、土地利用計画及び立地適正化計画案の策定につきましては、全庁的な取組が必要となってまいります。先ほど村長からもありましたとおり、プロジェクトチームなど、関係課一同、協力して取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 比嘉 護議員の御質問にお答えいたします。

大枠2の①過去10年では、平成25年度に初めて開催しました世界遺産中城城跡プロジェクト、ジョンマッピングを皮切りに著名人のコンサート、歌舞伎、横綱土俵入り、演劇、星空観察会、先月行いましたMRナイトコンテンツを実施しております。

③令和2年度より中城観光協会と連携してお城好きが集まる日本最大級のイベント、お城EXPOに出展して、沖縄の世界遺産として中城城跡のPR活動を行っています。また、観光協会独自の取組として、昨年度は県内5つの世界遺産グスクがコラボした御城印を制作販売し、

首里城からの集客に取り組んでいます。今年度は那覇空港に1年間、チラシ広告を展示してPR活動を行っています。

④東京のイベント会社と連携して、コンサートや歌舞伎などを開催しています。また、横綱土俵入り、星空観察会、MRナイトコンテンツの県内外の事業所と連携して開催しております。

大枠4、①毎年5月、観光協会及び観光協会会員と意見交換を行っております。

②民泊ゆいま〜る会北中城村・ちゅ〜ぶエリアが中城村の地域でも民泊の受皿となっています。

③ウェルカム看板については、6月頃か提案を受けましたが、現在実施には至っておりません。今後、内容を調査し、財源等も検討しながら設置に向けて調査していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 大枠2の②と大枠3についてお答えいたします。

まず、②イベントを実施するに当たってであります。中城城跡は国の史跡に指定されていることから、史跡指定地内でイベントを行う場合は、文化財保護法に基づき事前に文化庁長官に現状変更許可申請書を提出する必要があります。また、そのほかにも中城城跡保存管理条例に各種行為の禁止や制限が定められております。

続きまして、大枠3、文化協会の自主公演会の実施など、活動の活性化を図るため、生涯学習課では補助金の増額を検討しているところです。今後、財政などと調整を行っていきたいと思っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 今いろいろ答えてもらいました。私も議員になって、当初から申し上げている中の一つとして、この土地利用の見直しだったり、あるいは、よく前から言っていますように個人の家が建てられないとか、あと企

業が誘致できないということをずっと言ってきました。それは経済的に考えると、やはりマイナスも大きいんじゃないかなというふうに思っております。さらにこの産業振興への誘致についてもいろいろと御提案をしたことがあります。村のいろんな課題を解決し、達成するためには、まずやはり皆さんがいろいろやってもらっている補助金の確保だったり、あるいは自己財源をどう増やすかというのは今後重要になってくるのかなというふうに思っております。補助金に関しましては、県だったり国だったり、いろんな情報、あと他市町村がやっていることをいいものをまねていくということを、それをいかに皆さんがその補助金を探せるか、それを実行するかというのが一つのポイントになると思います。

自己財源に関しては、前も税務課に質問しましたが、やはり人口が増える、あるいは企業を誘致することで税を確保して財源を増やしていくというふうなことも確認させていただきました。そのために、環境整備というのがとても重要になります。中城に魅力がないと、住まないし、企業も入ってこない。商売もやらないというふうになります。そこで、それらに向かって一歩踏み出した一つとして上げられるのが北中城との共同まちづくりというのが上げられるんじゃないかなと思っています。

今後、中城がどう変わるか、あるいは変われるかというのは、今後の中城の発展につながり、子供たちや若者の将来にも大きく関わる重要な課題の一つだと認識をしております。それでただ、発展させればいいというものでもなくて、計画にもありましたとおり、自然環境を守りながら発展させていくことがやはり重要であると、私もそれを承知しております。

さった7月に副村長、参与、あと各関係課長からまちづくり計画についての説明を受けました。大まかにいうと、経緯だったり、素案の説

明、あるいはパブリックコメントを実施しますと、そしてまちづくりの展望、考え方について、それと取組についてのスケジューリングもある程度、資料から見ました。そういったことで、その計画の目的の一つとして、新時代に合った新たな価値を創造すると、住む、働く、遊ぶと。そういった快適な空間を目指すということも書かれていましたけれども、そのとおりだと思います。

計画に関して、これから、今、先ほど課長からも説明ありましたが、今までの取組がありました。あと2027年、5年間のスケジュールが上げられておりますが、北中城との委員会が3回分終わったと、そして、先立って、先ほども説明ありました、北中城の村長と浜田村長が県庁の記者クラブにおいてまちづくりの記者発表をしたと。それは県をはじめ両村の住民にもアピールができたのかなというふうに思っております。これでやっとスタートラインに立ったかなというふうに感じております。これからも、しっかり連携と行動実行と、非常にチームワークで頑張ってもらいたい。みんなで頑張ると。今、共同のまちづくりは都市計画が中心に行なっていますが、そこに皆さんの各課のいろんなところに関わってきますので、それが生涯学習課の点、産業振興課の点と、いろんな点があります。それを今後交わすためにも、皆さんで一致団結しなければいけない案件だなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

そういう意味で、私は今回で3回目ぐらい、この質問をしますが、まちづくりに関しては、これは機運を高める上で私はあえて今回も一般質問させてもらいました。今まで御尽力いただいた皆さんには感謝していますし、先ほど申し上げたようにやっとスタートラインに立ったかなというふうに思っております。これは村長の答弁からも見えたので、そういった意味では非常に重要な課題であるということで再認識

し、今後の動向も含めて注目していきたいなというふうに思いますので、引き続きよろしくお願い致します。

そこで、前回、執行部の皆さんからも説明を受けた際に、北中城の議員の方々が勉強会をしている資料がありました。これについては、中城についても個人的には実施したほうが良いなというふうに思っています。これは私自身の意見ですので、議員の皆さんがそろって、やったほうが良いという意見もありますが、まだ全員でやろうというところまでは来てないので、これは今後、私的には、やはり専門用語もいろいろ出てきて、何となく分かるけれども、そういった意味でも含めて、さっき言った機運を高める意味でも、勉強会は実施したほうが良いのかなというふうに思っております、その辺は、呉屋課長、どうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今、共同まちづくり計画を基に、これから行う立地適正化計画案と土地利用の計画というものは、やはり全庁的なもので、職員もそうなんですけれども、やはり議員の皆様も一緒に勉強しながら、また立地適正化計画については、今、県内でも那覇市と石垣市しかこれを策定しておりません。この辺も踏まえて、私たちも勉強する上で一緒にやっていきたいなとは思っております。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 今、課長のほうからも出ましたけれども、専門用語がいろいろ出てきましたよね、立地適正化計画とか。今どちらかというとコンパクトシティに向けていろんな地域が動いていますがじゃこれが果たして皆さんが理解しているかというのはなかなか理解できていないこともあると思うので、今言った勉強会も含めてやったほうが良いのかなと思います。これは先ほど申し上げた私個人の意見ですので、何らかの形でもしかしたら委員会のほう

でまとめて、また皆さんに提案するかもしれませんが、そのときにはよろしくお願いします。

もう1点ですが、この共同まちづくりについて、先ほど村長からもありましたが、やはり専任の担当者をつけたほうがいいのかなと。これから、今やっと始まった共同まちづくり、その後が続くのが中部広域、東海岸サンライズ構想が始まります。非常に大きなテーマがここに隠されているので、そこで発展させないと、なかなか厳しい中城、今までの十何年間というのは、一括交付金とかいろいろありましたが、これがなくなったときのことを考えると、やはり自己財源を増やさなきゃいけないというのはポイントになってくると思います。そういう意味では、ぜひそれを意識した村の運営をしなきゃいけないと。当然、自然を守りながらやりますよ、教育もやりながらやります、福祉もやりながらやります。これは村長がずっとやると言っていますので、そのほかの産業、企業に関しては、やはりもっと力を入れて、財源確保のために実施してもらいたいというのと、何度も言いますが、自然を壊さない。ある程度、自然を残しながらつくらせるところにはつくらせると。そしてお金を落とさせるという仕組みをこれから作っていかなきゃいけないかなというふうに思っています。

これから、そういう意味では、北中城との会議は随時これからも続くと思います。令和9年に県のマスタープランがありますが、これを出す前に、おそらく、令和7年度ぐらいからいろいろ仕掛けなきゃいけない作業が出てくると思います。そうすると、すごくタイトだなと。先ほど村長も言いましたけれども、この都市計画の担当者がふだんの仕事をしながら、このまちづくりもやりながらというのはなかなか厳しいのかなということで、プロジェクトという言葉が出ましたけれども、それに向けてもしかしただけるのかなということで、さっき申し上げ

た3つの大きな手段、共同まちづくり、中部広域、それと東海岸、この3つはセットだと思いますので、ぜひその辺に向けてやっていければなと思っています。

あとは、スケジュール的なことは、今、課長からも説明がありましたので、そのように向けていければ幸いに思います。

それから、知事への要請も含めて、あと県との打合せも今後出てくるだろうし、国への要望とか、あと近隣の市町村の首長との話も今後やらなきゃいけない時期が出てくると思いますので、その辺は引き続き関係課と一緒にやっていければいいなと思います。

それで、先ほど申し上げたように、この間のまちづくりの説明を受けたときには、まちづくり推進課でもそうですし、総務課もそうですし、企画課、産業振興課、生涯学習課も出ていましたよね。やはりそれ以外にも絡んでくる課があると思います。それを皆さんで考え方を一つにして、今、大枠はつくりました。この後に皆さんのところにいろんな宿題が上がってくると思います。それをまとめて一つの中城の強みをつくらなきゃいけないというふうに思っていますので、この北中城との共同まちづくりについては、さっき言ったいろいろ控えている3つのうちの1つは今進んでいますので、あと2つあります、それに向けて一つの足がかりとして、この課題を成功させたいなというふうに思っています。当然、我々も一緒にやっていきますので、いいものをつくって、後輩たちに残してラインを引いていくと。

多分、東海岸のときというのは、もうここに現役で皆さんいないと思いますよ。それぐらいのプロジェクトだと思っていますので、しっかりとですね、皆さん、自信を持って行動してもらいたいなというふうに思っています。

さっき言ったいろんなところに皆さんが考えていること、点と点を結んで共同まちづくり、

最後は東海岸まで、持って行きたいと思いますので、その辺を常に頭に入れて行動してください。

共同まちづくりに関しては以上でございます。

続きまして、2番の中城城跡の利用についてです。ここ最近、非常にいいことで、中城城跡のイベントが新聞記事やテレビ、ラジオでも頻繁に宣伝してもらっていますよね。ほかの地域が中城は、すごいなということで、それを主催している企業とのコラボも重要ですし、知名度も含めて、中城村を出してもらおうと。皆さんが勝手にと言っちゃおかしいですが、企業がコンサート会場として使わせてくれとって中城城址の名前が出ると。そうすると、我々の費用もそんなにかけられないし、知名度は上がるということで、それを見たまたほかのイベント会社からもオファーが来るかもしれません。そういったことをアピールできるように、今後も取り組んでもらいたいなというふうに思います。

今後も世界遺産である城跡ですね、イベントに積極的に取り組むことが、保全も大事ですけども、PRも重要だというふうに思っていますので、引き続きつなげていきたいなと思います。

それで、次に、過去に実施したイベントはどういうものがありますかということで、マッピングから始まってコンサートや歌舞伎、あとは土俵入り、狂言だったり、これからジャズコンサートも今後あると思いますが、そういったことで、このようなイベントが中城城址でできると思います。ただし、先ほど渡久地課長からあった、この城跡を使うときの条件があるのかという話をしましたが、それは文化庁や県の手続きが必要だと。でも、早めに手続きしてくれば対応できますというような話だったと思いますがこういったことで、イベント会場として知名度を上げる。本来はあそこに飲食店があったり、お土産品店があったりだともっとつなが

るんですが、今のところないので、それはそれで今後考えなきゃいけませんが、あそこをイベント会場にして盛り上げていく。

これから多分、県も城址跡に関してはいろいろ仕掛けをしないといけないなというふうに思っていると思いますので。我々もしっかりこれを、コンサート会場を中心にいろんな分野で使ってもらえればいいかなというふうに思います。

あとは、例えば、コンサートかなんかで使いたいとなったときに、業界の方はよく知っていますけれども、例えばホームページにコンサート会場と入れたときに、中城城址がぽんと出てくるというのも一つの営業の努力だと思います。そういったことを、クリックすると中城城址が出てくると。そこで、今までやったこういうこと、例えば歌舞伎をやった、土俵入りやったとかいう、こういうこともできたんだというのも、これも一つの宣伝効果になりますので、ぜひホームページに載せることです。とはいうものの世界遺産なので難しい部分はあると思いますが、できる範囲で構いませんので、使い方、ホームページに載せたら駄目と言うかもしれませんが、その辺の瀬戸際で攻めていって、中城城跡をこういう使い方ができたらいいなというふうに思っています。その辺もお願いしたいなというふうに思います。

それと、さっきいろんな方々がいろんな使い方をしています。これは多分、お礼はしていると思いますが、次の営業につなげて、必ず終わったら、県内だと足を運んでお礼をしたほうがいいと思いますが、県外だとなかなか厳しいかもしれませんが。電話なり、メールなり、お礼の言葉はやはりやってたほうがいいなと。それが次につながってくるので。その辺は営業関係の仕事も、たまたま自分は、経験がありますので、そういったことをやることによって次につながるし、それをぜひやってもらいたいなというふうに思います。

あとは、大枠3番、文化協会への支援についてですが、以前にも補助団体の運営状況について質問をしましたが、こども会だったり青年会、あるいは婦人会、老人会などの活動についての質問をしました。今回あえて文化協会の支援について質問をさせていただきますけれども、今、補助団体が元気なのは老人会と文化協会が僕は頭に入ってきました。

この前も見させてもらいましたけれども、たまたま仲松議員が会長をやっている、我々も盛り上げようということで見に行っただんですが、いろいろ情報を聞くと、事務局がなかなか見当たらないという話も出るし、これはほかの団体にも言えることですが、あえて今回、この文化協会に目をつけたのは、子供たちから大人まで、青年会を含めて、あの中には伊集のターファークもありましたけれども、ああいうのを見ると、これも一つの中城の売りになるなど。これからいろんな仕掛けをするに当たって、いろんな売りになるなどと思って、この文化協会、歴史も含めてそうですが今までもやっていると思います、何か手助けができないかなということでありまして、それについて、先ほどちょっと答弁されましたけれども、もう1回、どういうことができるのか、課長のほうに尋ねたいと思います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、先ほど事務局の方のお話も出ていましたが、そういうのも含めて予算的に支援できたらということと、あともちろん変わらずで、例えば自主公演などの裏方とか、相談があった場合は対応していくというようなことで支援もしていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 ありがとうございます。

今回、文化協会と。先ほど申し上げたように、

これから婦人会だったり青年会だったり、いろいろあると思いますので、その都度また質問させていただきますけれども、多分、今、一生懸命やられているので我々がサポートできるのは、やはり見に行ったりということしかできませんので。行政のほうからは、さっき言っていたいろんな補助も含めて、事務局体制も含めて、もう少し関わるということなので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

今、文化的なことだったり、歴史的なことというのは、新聞でもいろいろ載っていますよね、北中城だったり西原だったり、当然、中城も載っています。いろんなこの皆さんが各地域でやられている、あるいは協会でやっていることがいろんな宣伝が新聞に載ってくるので、もうこれを見ると非常に元気が出ます。ほかの地域も見ると、これも我々がちょっと足りないなという反省もできますので、新聞をよく見ると、そういったことでの文化的なことというのは、さっき言った、いろんなこれから仕掛けをしなきゃいけない、3つの大きな柱があるので。それを実際に動くときに、先ほど何回も言うように点と点を結ぶという時期が来るとしますので、それに向けての体制づくりということで、あえて質問させていただきました。

続きまして、提案ということで、経済団体との定例会ということで、先ほど仲松課長からあった、観光協会と意見交換していると、あとMICE誘致に向けてコンベンションビューロー、OCVBとのいろんなやっているということがありました。それもととても大事ですし、これです、ね、上の団体とも連携しなきゃいけないということも分かります。じゃ中城に経済団体って何があるか。恐らく商工会だったり、JAだったり、農業委員会だったり、あるいは漁協組合、もつとあるかもしれません。この団体とも今後、しつこいようですが、あと3つ、共同まちづくりが始まって、いろんなところにこの方々の意

見も重要になってきますので。今やっていないのであれば、毎月やるのは大変だと思いますよ。一発目は起こして、次からは四半期で1回ずつぐらいは、情報交換でもやってもらったほうが僕は、前いたところでは経済5団体というのをつくって、この人たちが、あのときは、でも2か月に一遍集まっていました。いろんな情報共有しながら、イベントをやるときには全員でやるというふうにやりましたので、これからこういう方々とのお付き合いというか、意見交換も大事だと思いますので、ぜひ検討してもらいたいというふうに思います。

それと、民泊事業です。今日時間がないので、その後の議員がまた質問も出ていましたので、しつこくはしませんが、中城が実際に今取り組んでいる、北中からの紹介を受けてやっているということで、たしかこの前、今帰仁と読谷の、外からしか見ていないんですが、見たら、子供たちが見学しているんですね、地元の人が案内している。多分、民泊だろうということで、たしか7,000円から9,500円ぐらいの1人当たりやっていますが、中城もぜひですね、以前はあったというふうに聞いています。これがなぜ今動いていないのか。実際に何件あるのか、あるいはどういう問題があるのかというのを担当課としては把握して、これも今日はもうそれ以上やりませんけれども、一つの大きな収入になりますんで。

それと、この子供たちというのは、前いたところでもやりましたけれども、卒業しても来るんですよ。中には就職している方もいます。ということで、1回お世話になったところに戻ってくるという、これが一つのリピーターにもつながるし、そういった意味では非常に面白いというか、やる方々は大変かもしれませんが、その辺のフォローもしてもらいたいなというふうに思っていますんで、よろしくお願いします。

あと、提案についてですが村内のウエルカム

看板について、この前、今帰仁に行ったときもそうですが、北中城と中城の区別があまり理解できていなく、別なんですかという人たちもいたもので。久場側から入ってきたときに、こういう、「ようこそ」なのか分かりませんが、伊集から来るとか、南側から入って来るとかいうところで、いずれはそういう看板設置も一つのPR活動になるかなと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいなというふうに思います。

そういったことで、中城はこれから皆さんの力でどうやっていくかによって変わってきますので、ぜひどんどんいろんな提案をしてもらって、皆さん自信を持って。皆さんが中城の補助金を取ってきたり、5年後、10年後のプランをつくっています。怒られるかもしれませんが、我々議員は、その後にああでもない、こうもでないと言いますが、それも大事です。ですから、ぜひ皆さん、どんどんいろんな提案をして、いいものをつくって、後輩たちに残す。これが我々の責務だと思っていますので、ぜひこれからお互い、議員と執行部の皆さんは一つだと思っていますので、チームワークで頑張っていきたいと思っていますので、引き続きよろしくお願いします。以上で終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で比嘉 護議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時01分）

令和5年第7回中城村議会定例会（第5日目）

招 集 年 月 日	令和5年12月8日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和5年12月12日（午後1時30分）		
	散 会	令和5年12月12日（午後2時54分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員				
会議録署名議員	4 番	桃 原 清	5 番	新 垣 貞 則
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	まちづくり推進課長	金 城 勉
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	都市建設課長	呉 屋 克 行
	住民生活課長	仲 村 盛 和	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲 松 範 三
	会 計 管 理 者	新 垣 忍	上下水道課長	仲 村 武 宏
	税 務 課 長	比 嘉 聡	教育総務課長	我 謝 慎太郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	生涯学習課長	渡久地 真
	健康保険課長	島 袋 かおり	教育総務課主幹	森 本 雅 人

議 事 日 程 第 3 号

日 程

件

名

第 1

一般質問

議 事 日 程 第 3 号 の 追 加

日 程

件

名

第 1

議案第63号 中城村立小学校整備事業契約の変更契約について

○議長 伊佐則勝 こんにちは。これより本日の会議を開きます。

(13時30分)

仲松正敏議員が所用があつて若干遅れるようでございますので、そのまま進めたいと思います。

お諮りします。中城村長から議案第63号 中城村立小学校整備事業契約の変更契約についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認め、議案第63号 中城村立小学校整備事業契約の変更契約についてを日程に追加し、追加日程第1を議題とします。

追加日程第1、議案第63号 中城村立小学校整備事業契約の変更契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、議案第63号 中城村立小学校整備事業契約の変更契約について御提案申し上げます。

議案第63号

中城村立小学校整備事業契約の変更契約について

中城村立小学校整備事業について、次のように事業契約の変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 契約の目的 | 中城村立小学校整備事業 |
| 2. 変更契約金額 | 金 5,959,287,866円 |
| 3. 変更による増額 | 金 346,590,600円 |
| うち取引に係る消費税 | |
| 及び地方消費税の額 | 金 526,083,763円 |
| 4. 契約の相手方 | 沖縄県中頭郡中城村字久場1963番地
とよむパートナーズ株式会社
代表取締役 前田 正紀 |

令和5年12月8日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

中城村立小学校整備事業契約の変更契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

参考資料といたしまして、契約書の写し、そして還付払い表等がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（１３時３３分）

~~~~~

再 開（１３時４４分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号は会議規則第39条3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第63号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号 中城村立小学校整備事業契約の変更契約についてを採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第63号 中城村立小学校整備事業契約の変更契約については原案のとおり可決されました。

引き続き続けます。

日程第１ 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、小橋川恵美議員の一般質問を許します。

○１番 小橋川恵美議員 改めまして、こんにちは。議席番号１番、小橋川恵美です。

午前中のにんじんの日セレモニーは盛況に開催され、今日から始まる島になじんウィークでますます島になじんの普及が広がることを期待いたします。

それでは、これより通告書に従って一般質問をいたします。

大枠１、観光事業について。日本最強の城に選ばれた誇りある中城城跡を含む今後の中城村の観光計画について伺います。①中城城跡の今年度を含む過去３年の来場者数はどのような推移か伺います。②中城村城跡の活用を含めた観光イベント開催の今後の計画を伺います。③中城村を村外へ広くPRする販促品の製作などの計画があるか伺います。

大枠２、教育民泊について。修学旅行での来沖もコロナ禍前に戻りつつあるそうですが、本村の教育民泊への取組状況を伺います。①現在の教育民泊の現状を伺います。②今後の受入れ体制と課題を伺います。

大枠３、交通安全注意喚起について。吉の浦線や部落内などの村道で子供の飛び出し注意喚起の看板の設置はどのような方法で行っているか伺います。以上、答弁よろしく願います。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、小橋川恵美議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては産業振興課、大枠２番が教育委員会、大枠３番につきましては住民生活課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの観光事業について所

見を少々述べさせていただきたいと思いますが、コロナが5類に移行されまして、少しずつではありますがありますけれども、入域観光客の数が増えてきているようでございます。それに伴いまして、いろんなイベントだとか、先日は千田先生を招いての講演会だとか、イラストレーターの香川先生の展示会だとか、いろんなことが今戻りつつ、また、仕掛けつつあるところでございます。来年早々にはオペラなどありますし、また、以前からお話ししています中城城跡、特に東海岸地域においては、冬と夜をということでコンセプトをつくって、沖縄観光の冬と、それと夜を我々が担っていこうということで、今頑張っているところでございます。

いろんな仕掛けが今後期待されているところでございますので、詳細につきましてはまた担当課のほうでお答えをいたします。

これからの観光事業復活に向けて頑張っていきたいと思います。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 こんにちは。

大枠2の教育民泊についてですが、この民泊については、事業の主体主は村ではございません。中城村内の有志、それから賛同者で実施していたようです。本土の高校生が沖縄へ来る修学旅行生を対象に中城村で民泊の受入れを、コロナ禍になる以前に四、五年ほど取組を実施していたと聞いております。現在のところは実施していないということです。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 小橋川恵美議員の御質問にお答えいたします。

大枠1、①過去3か年の来場者数、令和2年度3万5,609人、令和3年度3万4,734人、令和4年度9万1,159人、令和5年度10月末現在4万3,524人。令和4年度と比べて、同じ10月末

現在で4,681人増加しております。

②中城城跡の文化的価値を伝えつつ、体験型やナイトコンテンツや屋外劇場として定着するようなイベントを行っていきたいと思います。

先月実施したMRコンテンツも、参加者は予定より少なくはありましたが、評判はよかったと思います。

③中城城跡御城印や護佐丸武将印など、観光協会で販売しています。商品は中城村の観光資源を広くPRする販促品の役割も担っています。今後はリニューアルなど計画に沿って行っていくと聞いています。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、御質問の大枠3についてお答えいたします。

看板設置につきましては、地域住民からの要請や教育委員会、民生委員からの要望箇所などに設置をしております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 それでは、また順を追って再質問をさせていただきます。

中城城跡の来場者数がコロナ以前、回復傾向にあるということでもありますけれども、今回、先日行われましたMR体験、夜のイベントには私のほうも参加させていただきました。昼間の城跡の雰囲気とは異なり、とても、神秘的でごくよい体験ができました。今後もこのイベント等は幅広く県外、県内の方にも需要があるのではないかなと思いました。ぜひまた継続的に取り組んでいただけるように、定期的に取り組んでいただきたいなと思っております。

今後ですけれども、定着していくイベントを開催していくということではありますが、具体的に令和6年度、来年度、実施するイベントなどは決まっておりますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範

三 先月実施したMRライトコンテンツも、首里城に集合し、南上原東太陽橋、それから城跡でMRレンズによる映像の見学、今後は夜の城跡、歴史の道を皆さんに御覧いただけたらいいなと思ってはおります。観光客の皆さんが、やはり東太陽橋から眺める東海岸を非常にすばらしいと褒めていましたので今後何か取り入れていきたいとは考えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 具体的には、まだ令和6年のイベント開催というのは決まっていないということですか。ほかのイベントです、このMRだけではなくて、もう日程とかが決まっているイベントとかというのはないということですか。ありがとうございます。

いろいろやはりコロナが明けてイベントが中城城跡でいろいろ開催されているのが観光協会も含めて皆さんが頑張っているのだなというのがSNSなども通じて目に見えて分かるのですけれども、今後、村内の方向けに好評だったプロジェクションマッピングやお祭り等、村民の方々が気軽に中城城跡に足を運べるようなイベントなどの計画等は考えていらっしゃるでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 その辺も県外、県内のイベント会社と協力しながら、観光協会と連携しながら行って、実施していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

では、また今後も頑張ってください、中城城跡にいろいろな方が足を運べるようにイベント等を開催していただきたいと思います。

私も最近、中城城跡に夜はMRのイベントで、昼間はちょっと地域のウガンジュを回るとい

ことで、来場する機会があったんですけども、その入り口にショップがあるかと思うんですけども、そのショップで、この中城村の商品、いろいろ観光協会に販売している商品をあちらのショップでは販売等はできないのかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 観光協会のほうで、ワッターむらのまちやぐわーということで、御城印とか泡盛護佐丸、エコバッグとかキーホルダー、カレンダーとかいろいろ販売しておりますので、城跡の店舗でも、またほかのところでも販売ができるかどうか検討していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。ぜひ来場者も増えておりますし、中城村の観光協会にオリジナルの商品もいっぱい販売しておりますので、城跡のほうでももしできるのであれば、販売をしていったほうがお客様にも、県外から来たお客様にも中城村のよいところとか商品が広がっていくのかなと思いますので、ぜひ検討をお願いします。

あと、③なんですけれども、私が質問している中城村外へ広くPRするための販促品ということで提案したいのが、補足資料のほうに大枠1、皆さんのお手元にあると思うのですが、ノベルティーグッズ、以前もほかの議員からの提案もあったかと思うのですけれども、販売している商品ではなくて、村の広報として使っていただくために、護佐丸君のキャラクターなどを使った無料で配布できるクリアファイルや不燃素材でできた手提げ袋などを製作し、村民や村外のお客様へPRしていただきたいなと思います。私たちも、議員のほうも政務活動などで県外へ行くことがありまして、そのときに来県した県では、この資料にもあるように、市の袋が

あったりですとか、ちょっと目を引くような、持ち帰っても今後も使えそうな販促グッズが見受けられますので、中城村でもぜひそういう、家に持ち帰っても継続して、何かお弁当を入れたりですとか、小物を入れたりとかする販促品を制作してほしいと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

**○議長 伊佐則勝** 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

**○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三** 御提案ありがとうございます。

中城村をPRするために、まずどういったものがいいのか、また、どういったものが使い勝手があるかどうか検討して、観光協会も検討しながら前向きに製作できるようにやっていきたいと思います。

**○議長 伊佐則勝** 小橋川恵美議員。

**○1番 小橋川恵美議員** ありがとうございます。

これとまたちょっとプラスして提案ですが、この広報を含めた販促品で、北中城村が観光協会と小学校が連携して、デザインとかアイデアを子供たちから募集して、この選ばれたデザインをまた観光協会のSNSとかを使ってネットで投票を、選ばれた作品を投票で選んで、またその中から1位、2位とかに選ばれた作品を商品化して、子供たちのデザインを取り入れるということをやっているんですけれども、ぜひその辺、観光協会だけではなくて、教育委員会ですとかそういうところと一緒に取り組んでいただいて、そのまた選ばれたデザインを村の祭りで表彰したりですとか、お披露目したりとかして、村民全体で村の販促品を作っていくという取組をしていますので、中城村でもまた何かしらそういうアイデアを使って、村民ももう少し村のこのPRに興味を持っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。大枠1番は以上

です。

大枠2番ですけれども、すみません、私がちょっと大きな勘違いをしております、コロナ禍前までは、中城村は個人で民泊事業に取り組んでおられたということで、調査不足で大変申し訳ございませんでした。

再質問にて、教育民泊への取組をどのように考えていらっしゃるのか質問させていただきます。

今後、沖縄県はまだ観光客の増加が見込まれます。2025年には北部に大テーマパーク、ジャングリアの開業予定も発表されています。これからも修学旅行での来県も増加が予測されると思いますが、中城村も観光協会が主体となって教育民泊に力を入れていく考えはありますでしょうか。

**○議長 伊佐則勝** 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

**○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三** 昨日も比嘉 護議員に答弁しましたがけれども、民泊ゆいまーる会北中城村ちゅ〜ぶエリアのほうでも、中城の登又、新垣地域で民泊の受皿となっております。観光協会と連携しながら検討していきたいと思います。

**○議長 伊佐則勝** 小橋川恵美議員。

**○1番 小橋川恵美議員** やはり中城村には宿泊施設がございませんので、まず村民の皆様の力を借りて、御協力をいただいて取り組める教育民泊を観光協会が主導になって取り組んでいただくと、また今後の観光産業にも機運というか、村民の機運も高まっていくのではないかなと思いますので、ぜひ前向きに検討のほうをお願いいたします。

では、大枠3なんです、大枠3の質問に移らせていただきます。すみません、配布している資料の大枠3の資料を御覧ください。

私がよく見かける中城村の注意喚起の看板なんですけれども、こちらに関しては、やはり自治会ですとか、住民が飛び出し注意の注意喚起

をとすることを要望しましたら、そういう電信柱につける、結束バンドで止める看板であったりとか、標識につけるもの、簡単に取付けができるものを頂くことが多いのですけれども、やはりちょっとこの写真にもあるように、これ多分1年ぐらい、右側の飛び出し注意の絵が描いてあるものは、泊自治会のほうにつけてはあるのですけれども、そういう電信柱とか標識とか、ピンポイントでつけることができないんですよ。その場所につけたいのですけれども、電信柱がないので、もう近くの電信柱に仕方なくつけているというような、劣化も激しいですし、ちょっと電信柱と一体化してしまって、見落とす、注意喚起の力が弱い箇所もあるのではないかなと思うのですけれども、そこで提案なんです、今、下のほうに幾つか写真を貼ってあるんですが、これです、飛び出し坊やと言って、全国的にもちょっと有名なというか、ネットとかで検索すると出てくる注意喚起の看板ですけれども、浦添市とかうるま市等で、こういう感じで、ちょっと立体型の、子供が飛び出してくるよという注意喚起を立体で表した看板が設置されているのですが、ぜひ中城村でも、そういう学校の前ですとか、自治会の広場ですとか、子供が常に飛び出してくるような危険箇所にはそういう看板の設置等ができないか提案させていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、お答えします。

確かに昨年まではこの注意看板等しか設置していなかったんですが、今年度から、まだ数は少ないのですけれども、現在2か所ほどにこの飛び出し坊やという、これと全く一緒ではないんですが、そのような看板を設置しておりますので、そういった提案がありました箇所には今後も設置していきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 今ちなみにどちらにこの設置はされておりますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 北浜に1か所と、あと当間、吉の浦保育園の裏側の農道のほうに1か所設置してあります。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

では、既に飛び出し坊やみたいな立体的な看板を設置されているということですが、もう一つ、もし、この飛び出し坊やは全国的に同じような子供が出てくるようなイメージなので、私の提案としましては、この右上に護佐丸のイラストがあるように、ちょっと護佐丸君が飛び出してくるようなイメージの立体的な看板とかがあれば、護佐丸君の周知活動にも役立ちますし、子供の飛び出しの注意喚起等にも役立つのかなと思ひまして、今ざっくりとしたイメージではあるのですけれども、あとそういう護佐丸君のキャラクターの、中城村オリジナルのこういう注意喚起の看板が作れたらいいと思うのですけれども、その辺は今後検討していくことはできますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

御提案ありがとうございます。予算との相談にもなるんですが、我々独自でできるものであれば、早着手がけていきたいと思ひます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

ぜひこの護佐丸君、中城村内にそういうキャラクター、この飛び出し注意の電信柱についているものもそうですけれども、この村のイメージキャラクターを使って、オリジナルの絵にして、キャラクターの写真を入れていくのもいいのかなと思ひておりますので、ぜひまた課内で

検討していただいて、実現していただけたらうれしいです。

私の一般質問は以上となります。

**○議長 伊佐則勝** 以上で小橋川恵美議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（１４時１３分）

~~~~~

再 開（１４時３０分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、金城 章議員の一般質問を許します。

○１２番 金城 章議員 それでは、こんにちは。１２番、金城 章、一般質問を行います。

ちょっと間違いがありますので、通告書を読み上げながら変更します。

道路行政についてであります。（１）奥間南上原線の進捗状況はどうか。これ以前も質問しましたがけれども、なかなか着工できていないような気がしまして、質問しております。

次に②です。これは②に直してください。②ウフクビリ線の高速下の信号を下り、南側の路線の南伸道路登又線です。そこも以前、質問しましたがけれども、整備がまだのようですので、着工はいつか。③になります。宜野湾横断道路の進捗状況はどうか。④久場前浜原線の開通予定はどうか。長年開通しませんので、その予定とかお願いします。⑤来年度の道路整備計画はあるか。

大枠２です。村ボランティアについてであります。本村のボランティア団体名と活動状況は、教えていただきたいと思います。それと、このボランティア団体への補助金等、支援等は行っているかどうかです。③リーダー育成等の取組はどうか。この団体等のリーダー育成等、どんな取り組みなのかぜひ教えてください。

大枠３、小学校の緑化についてであります。小学校の緑化計画と校庭の芝生をどう考えてい

るか。

大枠４です。吉の浦公園の整備について、吉の浦公園について、今後の整備計画状況は。今後の工事とか計画はあるかどうかです。

大枠５、新たな中学校についてであります。新たな中学校の災害避難道路の計画は考えているかどうかです。ぜひよろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては都市建設課、大枠２番は福祉課、大枠３、４、５につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは少し、大枠４番の吉の浦公園の整備計画について所見を述べさせていただきますけれども、整備計画はもちろん大事なこともかもしれませんが、常に優先されるべきは、やはり国や県からの補助金はどうであるかということが優先されると思っております。例えば野球場の人工芝、あるいは今回のごさまる競技場のスタンド改修など、もうちょっと前の話をすれば、プレハブの管理棟、クラブハウスとかですね。そういうものを国や県の補助金が言うなればありきといいますかね、あって、その優先順位が決まってくるという形になりますので、整備計画そのものはある程度羅列した部分で書き出して、それをどれから先というよりは、予算がつき次第、これはもう自己資金では、自己財源では絶対にできるものではありませんので。そこはまた御理解をいただきたいなと思っております。

詳細はまた担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠３の小学校の緑化についてですが、校庭の緑化計画に沿って進めていきたいと考えています。グラウンドの芝生化に関しては、現在、中城南小学校も管理が非常

に難しく困っている状況です。今のところ取り組み考えはございません。

詳細についてと大枠5については教育総務課長、また、大枠4の吉の浦公園の今後の整備計画については生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、金城章議員の大枠1の①から⑤までお答えいたします。

大枠1の①奥間南上原線は、令和5年度11月末現在で用地に2筆、墓の補償2件の契約を行いました。引き続き予算の範囲内で用地及び物件補償の契約を行ってまいります。

②南伸線につきましては、ウフクビリ線との交差点から約400メートル区間を10月末に発注して契約しております。

③宜野湾横断道路、中城地区については、沖縄県に確認したところ、用地アセスメント調査及び事業計画検討業務を発注し、事業化に向けた調査を行っていると同っております。宜野湾横断道路は、ハシゴ道路ネットワークの強化、救急医療体制の強化、防災避難体制及び物資輸送力の強化、東海岸サンライズベルト構想への寄与、中城インターチェンジ付近の新たなまちづくりなどの効果が期待でき、中城村や近隣市町村、ひいては沖縄県全体の振興に寄与するものと思慮されることから、早期の整備が必要であると考えております。村としても早期事業化に向けて沖縄県と協力してまいります。

④久場前浜原線の開通について、現在、用地交渉を行っております。用地買収後の工事となるため、開通予定は未定ですが、引き続き丁寧に関係先と交渉を行っていく所存であります。

⑤令和6年度は補助事業の交付決定範囲内で奥間南上原線の用地及び物件移転補償契約、三田線の舗装改良工事、新垣中央線の詳細設計業務、南伸線の詳細設計及び舗装構成改良工事、橋梁2橋架け替えの詳細設計業務、新川線災害

防除事業の詳細設計、交通安全対策工事などを行う予定です。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは、金城 章議員の大枠2についてお答えいたします。①から③までまとめて答弁いたします。

村内にあるボランティア団体全ての把握は村のほうではできておりません。福祉課のほうで把握している分につきましては、社会福祉協議会においてはボランティア団体の登録、利用者ニーズに対するボランティアの紹介等を行うボランティアセンターを今後設置する予定であります。村の保健福祉分野では、ふれあい事業の地域組織の育成及び補助金による支援があります。そのほか生涯学習課においては、文化講座修了後の受講者へグスクの会を紹介しております。住民生活課では、清掃ボランティアのボランティア袋の配布、集積ごみの収集を行っており、産業振興課ではみどりの募金の配分事業において、自治会や学校などへ活動資金の提供を行っております。以上となります。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 大枠4についてお答えいたします。

今後の吉の浦公園の整備計画については、令和6年度に園内への防犯カメラの設置と、今年度、令和5年度から始めております陸上競技場管理棟の整備、令和7年度までの整備を予定しております。その他の未整備箇所につきましては、村長からも答弁ありましたように、そのときの一括交付金の配分状況とか、あと日本スポーツ振興センターなどの助成金などの取得などに向けて考えていきたいと思っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠3及び大枠5についてお答えいたします。

大枠3について、緑化計画につきましては、

現在進めている中城小学校の設計の中でも十分に検討してきております。植栽計画としては、地域の人たちが集う中城あしびな一広場を中心に印象的な植栽を計画しております。植栽が必要な場所へはできるだけ多く植栽したいと考えています。

芝生につきましては、グラウンド周辺に張り、土の流出を防ぐことにも対応できるように計画しています。

続いて、大枠5についてお答えいたします。

中城中学校の移転先につきましては、浸水想定区域に指定されているため、災害時に迅速に避難できる施設を計画します。避難路につきましては、中城中学校の学校防災計画とも十分に調整する必要があるため、学校とも十分に協議を行い、適切な避難経路を計画いたします。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 では、再質問を行います。

南伸線はもう工事発注したということで、うれしく思っております。

この間ちょっとその南伸線を通りましたら凸凹で、ここは通りづらくて、今回の質問に入れていますので、発注したということで、ぜひいい整備を行っていただきたいと思います。

あと、宜野湾横断道路も少しは進んだかなと思っておりますので。今後も要請をよろしく。

久場前浜原線、そこもできるだけ早めに進捗をお願いしたい、開通の予定を答弁できるよう、ぜひ頑張ってください。

この道路行政については、また3月も質問しますので、その検討事項をぜひはっきり答弁できるようによろしくお願いします。

このボランティア団体で1つだけ、ちょっと生涯学習課長にお聞きます。青年会のことは、リーダー育成とかそういうのはどんな感じになったかだけ教えていただけますか。リーダー育成ボランティアの青年会。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 青年会に関しては、先々月でしたかね、ちょっとすみません、忘れていたんですが、社会教育委員とか教育委員の何名か加わっていただいて、青年会の皆さんも含めて、今後こういった活性化とか、復活に向けてやっていけるかということは今、最近調整をしたところです。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ青年会もなくすことなく、また復活させていただきたいと思っております。

大枠3の小学校の緑化です。先ほど、全員には配っていませんけれども、この写真を配りました。これですね、後ろに見える校舎は新しい校舎なんですよ。どこかこの場所、分かる方いらっしゃいますか。これ宜野湾の普天間小学校、野嵩にある普天間小学校のガジュマルの緑化です。通路両側の下の枝で、下のタイル張りも突出していないし、ここは相当長年になるようなガジュマルです。先ほど課長からあったように、村民も憩えるあしびな一広場を造るという話がありました。こういったのがあしびな一広場じゃないかなと思っているんです。

だから、計画的にいろんなことをやって、植えていっていかないと、どうしようもならないと思って、この写真を出しています。この大きなガジュマルでも、路盤を壊さずにやっているなど私も感心しました。後ろの新しい校舎も、この緑化を崩すことなく、また左側の後ろには運動場があるんですけれども、崩すことなく、この緑化を残したと。それを皆さんに伝えたくて、この緑化は入れました。両小学校もそうですけれども、中学校もこういうふうですね、ぜひ前の広場があるところは将来的にどう緑ある場所に緑化対策をするかということをお願いしています。

以前から言うように、僕はこの役場に一つも

こういう木がないことは、相当前から心が痛いと思う。ぜひこの計画をしてください。

それと、芝生化は考えていないと教育長が言いましたけれども、課長は部分部分だけやるということですか。もう一度だけ。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

芝生につきましては、いろいろ打合せの中でも、どこまで張るかということでいろいろ検討させていただきました。現時点では、先ほども答弁したとおり、グラウンドの外周を囲むような形で芝生を張り、グラウンドの土が外に流出しないような対策を取るために芝生を外周に敷き詰める予定としています。グラウンド内につきましては、現在、クレイ舗装による飛散防止対策を施し、周辺に砂塵の影響を抑える計画を考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 僕は粉じん対策もしかりで、芝生化は全部やっていただきたいなと思って出しております。以前から言うように、これまでが当たり前じゃないと。新しいのを取り組むのがいいんじゃないかなと思って出しておりますので、6月かな。教育長に質問したときに、芝生化された学校を見に行かれたかどうか質問しました。見に行かれたか。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 グラウンド等はあちこち見えていますけれども学校は見に行っていない。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 グラウンドだけはほとんどどこもやっていないと、走るところですね。全体を芝生化しているのはまだ少ないですよ、沖縄も。

前も話したように子供たちの運動能力も上がると言われていますので、ぜひこの考えも取り入れてみていただきたいなと思って毎回やって

いますけれども。

さった10月に鳥取県へ行きましたが、そこは全面芝生です。維持管理がかかるという話、教育長なさいましたけれども、そこは草刈りロボットと言って、そういうのをチャーターして、そんなに高くない予算で芝の管理もできるというか。また、これも最初の1年だけです、少し予算がかかるのは。あとはそんなに予算からからない、維持管理にかからないような管理がありますので、そこもぜひ見て、また検討していただきたいなと思っております。

新しい中学校の避難路です、ぜひ計画して、これ安里に設定すると考えますので、安里の上に里道があって、そこ地滑りの上ですけども、海拔50メートル、60メートルかな。そこに広場がありますよ。ぜひその利用ができればなと思っています。安里の266から入って里道は、そこに部落の広場がありますのでそこ広場が利用できる様に、そこをぜひ避難場所と決めて道路計画できないかなと思っています。そこをぜひ入れていただきたいと。

質問はちょっとこれで、少し所見を。午前中の島にんじんのセレモニーですね、本当にお疲れさまでした。多くの村民、メンバーがいらっしゃるとは思っておりませんでしたので、農林課長、お疲れさまでした。

朝市でも、私が携わった朝市でも、さった10日の日曜日に島にんじんスープの無料提供をしました。朝市は、この島にんじんスープの提供は3年目になります。ぜひ村役場と一緒に頑張って、こういったPR作業も朝市と一緒にまた取り組めたらなと一瞬、今日思いました。お互い単独でいろんなこと、事業をやるんじゃなくて、連携していろんなことができればなと、一緒に。今日思った次第であります。ぜひ今後またいろんな活動を皆さんと一緒にやっていきたいと思えます。

今日質問したことをまた3月にもやりますの

で、ぜひ検討して、皆さんやっていただきたい
と思います。以上で質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で金城 章議員の一般
質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦勞さまで
した。

散 会（１４時５４分）

令和5年第7回中城村議会定例会（第6日目）

招 集 年 月 日	令和5年12月8日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和5年12月13日（午前10時00分）		
	散 会	令和5年12月13日（午後3時06分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員				
会議録署名議員	4 番	桃 原 清	5 番	新 垣 貞 則
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	まちづくり推進課長	金 城 勉
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	都市建設課長	呉 屋 克 行
	住民生活課長	仲 村 盛 和	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲 松 範 三
	会 計 管 理 者	新 垣 忍	上下水道課長	仲 村 武 宏
	税 務 課 長	比 嘉 聡	教育総務課長	我 謝 慎太郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教育総務課主幹	森 本 雅 人
	健康保険課長	島 袋 かおり		

議 事 日 程 第 4 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、大城常良議員の一般質問を許します。

○9番 大城常良議員 おはようございます。議席番号9番、大城常良でございます。

議長の許可をいただきましたので、これから通告書に従い、一般質問を始めたいと思います。

それでは、大卒の1番、水道料金改定について。県企業局は、電気料金や物価高騰に伴う水道料金の引上げについて、11月7日に受水する28市町村に説明会が行われたと思いますが、説明会の詳細及び改定案を伺います。

大卒2番、議会のライブ配信導入を。この件は、令和4年6月定例会で提案したライブ配信については、議会の活性化、そして透明性、活動状況を通して住民サービスに大きく寄与する考えるが、導入に向けての協議、取組を伺います。

大卒3番、違法薬物の防止対策について。今年8月に中学3年生の男子生徒が乾燥大麻を自ら使用する目的で所持していたとして逮捕された。薬物事犯の低年齢化が懸念されているが、小中学校で違法薬物の危険性及び防止するための取組を伺います。

大卒4番、シニア世代生活支援事業について。本支援事業は、職員によって11月1日から17日まで各字民館及び担当課窓口では11月末を期限に通知書をチェックして交付されているが、65歳以上対象者の人数及び直近の交付状況を伺います。以上、答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大卒1番につきましては上下水道課、大卒2番は総務課、大卒3番、教育委員会、大卒4につきましては企画課のほうでお答えいたします。

私のほうでは、お尋ねの議会のライブ配信導入について、議員おっしゃるように昨年ですかね、御提案いただきまして、そのときにもお話があったと思いますが、やはり議会の総意と、そして何よりもまた住民の要望とといいますか、議員おっしゃるように住民サービスに大きく寄与するという部分がしっかりと認識ができれば、真剣に導入は考えていきたいと思いますので、今後ともその辺の情報を共有していきたいなと思っております。

詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。

大卒3の違法薬物についてですが、中学生が被害に遭う等、大きな問題となっております。本村でも起こり得ることだという危機感を持って取り組まなければならないと思っています。薬物乱用防止に関しては、中学校の保健体育の授業や、それから専門の講師を招いて講演会を実施しているところです。子供たちを守るために、今後も引き続き実施していこうと考えています。

詳細については、教育総務課主幹が答えます。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 おはようございます。

大城常良議員の大卒1の県企業局水道料金改定についての説明会の詳細及び改定案についてお答えいたします。

これまでに2回、28市町村の受水事業体へ料金改定についての説明会がありました。1回目の説明会では、県企業局が管理している老朽施設の更新や電気料金の値上げを受け、2023年度約12億円の純損失、2024年度以降は毎年約20億

円の純損失が発生することと、2026年度には内部留保も尽きて30億円の赤字に転じると説明を受けました。

県企業局は、当初の説明会で令和6年度4月より3割の値上げを検討しているとの説明を受けましたが、受水事業体等の関係者から、時期の延期や改定幅の圧縮及び段階的改定等の要望があったことから、再度説明会を開催することになり、11月7日に2回目の改定案の説明を受けました。

2回目の説明会では、料金改定の実施時期を令和6年4月から令和6年10月に延期することと、激変緩和のため段階的に改定を行うこととし、1回目を1立方当たり23円とし、2回目を令和8年4月に1立方当たり10.46円を段階的に現行の3割増まで引き上げる方針で、県議会11月定例会に条例改正のための議案を提出すると説明を受けております。以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、大枠2、議会のライブ配信導入についてお答えいたします。

議会のライブ配信につきましては、開かれた議会、透明性の確保された議会、若年世代の関心など、様々な効果があると考え、令和4年6月議会において、議会の総意があれば、村当局としても検討していきたいと答弁をしているところでございます。

近隣町村もライブ配信を行っている自治体も多くあり、その費用も様々でございますが、村当局といたしましても議会からの要望があった際にスムーズに実施できるよう、予算面も含め検討、準備をしたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大枠3についてお答えします。

近年、沖縄県内でも大麻グミ、危険ドラッグ等の広がりがあり、極めて深刻な事態であり、どの学校、どの児童生徒にも起こり得る、児童

生徒の身近に違法薬物が迫っていることに教職員も危機感を高めています。

薬物乱用の防止、危険性の認識には、未然防止が最も重要だと考えています。そのため児童生徒へは、保健の授業、全ての学校で薬物乱用防止教室を実施しています。また、保護者へは資料を配布するなど、学校の教育活動全体を通して家庭と連携し、薬物乱用の未然防止に取り組んでいます。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、大城常良議員の大枠4について答弁します。

シニア世代生活支援事業の対象者については、12月12日時点でありますが、4,731人、同じく12月12日時点で交付状況が4,366人となっており、92.28%の交付率となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、答弁に基づいて再質問を行いたいと思います。

まず1番の水道料金の改定について、これが沖縄県の県議会のほうでも審議されているというふうに聞いているんですけども、例えば今、課長が言われた令和6年10月から一定程度、2割という値上げが上程されているんですけども、例えば県議会に上程された2割の値上げというのが、これ可決した場合の話になるんですけども、それはもうそのままの単価、あるいは値上げ率を本村にも適用する予定なのか、そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 県企業局がこの提案どおり値上げをするのであれば、今年度の仮決算を作成しますので、新年度予算の編成での内部留保、補填財源の状況を見極めて、値上げの時期を検討したいと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは今朝の新聞にもあったんですけども、値上げする金額に対して、その中の11%がPFASの状況、活性炭の取替えとか、そういうものも含まれていると。これ金額にしたら5億1,000万円という大変大きな予算が、被害者である、言わば我々45万人の県民は、PFASの毒に侵されている水を少なからず飲んでいるという中で、被害者がそれを直すための費用を、また被害者が出すという、本当は私もこれあってはならないという判断でいるんですけども。そういうものは本当はもう米軍、米軍というより米国、そして日本政府が負担すべきものだというふうに強く感じているんですけども。あんた被害受けたから被害除去するために自分たちで被害を止めなさいという、単純に言えばそういうやり方で国も来ていると。一切、米軍の施設内、米軍の基地内には入ろうともせず、入り切れない、その中で米軍施設からの被害が発生しているというものは全く把握できないと。これは県民の調査で、あるいはまた専門家の調査でも、恐らく米軍基地が主な発生源だろうと。被害を与えている原因はそこにあるという中でも、政府は一向に動こうともしないと。動いているかもしれないけれども、全然入り切れないということであって、県民としては全然納得いかないようなやり方で、県民からさらに徴収しようとしているような状況。

私はこの新聞を見て、本当に憤慨してしまって、本当はもう今朝にでも意見書を出して、またアメリカに抗議しようかなというふうに思っているんですけども。昨日の今日で、全然それも立ち行かないもんですから、取りあえずはそういう心境であるということは、皆さんも同様だというふうに思っています。ぜひ何かの場合には村からも、県、あるいは国に対してもぜひ提案、あるいはまた意見なども申し上げていただきたいと思います。

その料金改定について、村としてそのままの単価、いろいろ調整はされると思うんですけども、来年の10月から値上げに踏み切るという段階になった場合には、私、いつも再三再四言っている住民への説明をどのようにやる予定なのか、そのあたりを伺います。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 料金改定するのであれば、議員おっしゃるとおり、30年ぶりの改定ということになりますので、その辺は住民説明会を開催していく方向で進めていきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 毎度毎度、私言っているんですけども、来年は特に水道料金の値上げ、そして、あるとしたらですよ、水道料金、下水道料金、ほかはどんどんどんどんさらに、落ち着きつつはあるが、物価が高い水準でそのまま来年も推移するだろうなということを踏まえば、そんな中でも健康保険の料金も、これは約2.5割の方々なんですけれども、それも相まってくるという中では、本当に村民生活が非常に苦しい。さらにいろいろなものがまた極端に上がってしまうよというようなものが発生した場合には、さらに我々の暮らしが、村民の暮らしが著しく窮屈になって、もう駄目だというような方々が増えるのではないかなと、非常に心配しているもんですから、そこら辺もぜひ村としても状況を見ながらしっかり対応して、村民負担が少しでも少なくなるように対策を取っていただきたいというふうに思っております。

続いて、大梓2番のライブ配信の導入ということで、村長からも前向きな答弁ということで、私は捉えています。導入実現に向けてですね、やっていくと。その点は議会の総意としてということであるんですけども、これは本来ならば、近隣市町村、中頭郡区では全て中城以外は導入されているということでもあるもんですか

ら。本来であれば、議会から提案するより先に当局から提案しているいろいろな動きが最適だったんじゃないかなというふうに思っているんですけども、そのあたり、村からの提案というのはできないということですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

御提案、当局ができないかということですが、これまで旧庁舎で、議会の講堂が狭いところがありましたので、その部分について、機器の設置であったり、予算についても、幾らかの財源が必要になりますので、これまで提案をできなかったと思います。新庁舎になりまして、議場もきれいな議場ができておりますので、議会からの御提案もありますので、村当局としてもその提案に応えるということで、一緒になって考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今回、次年度の予算編成がこれからヒアリングを始めて決定していくというふうになると思うんですけども、その中でも、議会事務局から次年度の予算ということで、恐らくこのインターネット中継導入事業ということで出されていると思うんですけども。その中で初期費用が、トータルで工事費委託料込みで153万円、ランニング費用、これは年間を通しての運営費というのになると思うんですけども、これが約194万円の費用であるんですけども。これが今回、事務局から出たと、議会事務局から当局に出されたということなんですけれども、その点について、副村長どうですか、取り入れるというふうなヒアリングを今からやる段階で、できるというような判断でいるのか、いやまだ早いというような段階でいるのか、そのあたりどうですか。担当している立場としては。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 総務課長からも答弁があったように、これから新年度予算、ヒアリングをやってまいります。今、大城議員からあったランニングコストの問題とか、いろいろな部分を村としては財源等の確保も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 皆さん、今、後ろのほうを見ても、傍聴者は誰もいないですよ。やはりもう皆さん、村民の方々は、朝8時半から夜9時ぐらいまでみんなが仕事をしていかないと生活できないという中で、なかなか傍聴できないと私は思っております。その中でも、仕事をしながら休憩時間にでもこうしてスマホとか、あるいはそういうもののデジタル機器を見て、今こういう話がされているんだと、当局と議会はそういう関係で動いているんだというのも含めて、最初に村長が言った村民サービス、これは重要で本当に大きなメリットがあると私は思っております。皆さんもそれなりに、これが導入されたら本当にいいだろうなという意識は皆さんもお持ちで、我々議会も誰も反対する人はいないですよ。みんなに開かれた議会、そして見える化ができる。そして本当は、村民がですね、若い方々が見て、俺もまたこういう話があるんであれば、話し合われているんであれば、俺も意見を言いたいし、俺もまた議員に立候補してみようかなという若い方々が出てくるかもしれない。そういうのを含めて、今、本当にこの空間だけで、議会内、あるいは庁舎内だけのテレビで発信しているのはちょっと寂しいなという思いもあるものですから。ぜひともこのライブ配信導入については、我々議会は総意として、今週にでも話合いをして、当局に投げたいというふうに思っています。先ほど村長が言われた真剣に取り組んでいるということですので、ぜひお互いに村民サービス、あるいは村民のた

め開かれた議会を見せるため、我々、毎年2月1日には議会報告会もやっているものですから、そのあたりも含めてみんなでやっていきましようという意気込みを見せていただきたい。

村長、もう1回お願いできますか。ぜひやっていきたいと思います。村長、もう1回お願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 大城常良議員の質問にお答えしますが、今の熱い思いはしっかり受け止めたいと思います。ただ、私が先ほど演壇でもお話ししましたが、議会の総意、もちろんこれは住民の皆さんの代表ですから、大事なところでございますし、大城議員がおっしゃる、この住民サービスに大きく寄与するというものがしっかりと示されないと、本当に優先順位上位でこの予算を使っていいものかどうかというのは真剣に考えさせてもらいますし、この住民にとって大きく寄与する、住民からの要望がしっかりとあるということが大事なことだと思っています。それであれば、当然、優先順位ももう高くなっていくでしょうし、私も基本的には議員と同じような思いは持っております、議会人でしたのでね。そういう意味では、やはりこの資金というか、費用対効果も含めて、この金額をしっかり根拠を持って出せるような環境をお互いでつくっていければいいんじゃないかなと思います。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 当局と事務局、議会、三位一体で取り組んで、その根拠をつくり上げて、できるだけ上位の優先順位に持ち上げて、しっかりやっていきたいと思いますので、ぜひ皆さんの御協力もお願いしたいというふうに思っております。

次に、大枠3番に移りたいと思います。

違法薬物の防止対策ということで、これ学校でもいろいろと教職員、あるいは教育委員会も

危機感を持って今見ているということで、保健体育の授業の中でもやられているということなんですけれども。

その中で、例えば年1回ぐらいの講演会、そういうものは行われているのか。あるいは小学校ではどういうものがある、中学校ではどういった授業内容で、どういった講演会をやっているというようなものがあればお伺いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

薬物乱用防止教室については年1回、各学校で宜野湾警察署と連携して行われています。学習内容につきましては、たばこや薬物の危険性を含め、健康の大切さ、病気の予防などが行われています。

それ以外にも、校長会、教頭会におきましては、事件、事故を含め未然防止に徹するということを伝えています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 年1回の言わば対策、安全に対する予防ということになるかと思うんですが、それについて、生徒だけに行われているのか、あるいはまた保護者も同席して、こういう事案がありますので、ぜひ家庭でもしっかり対策、あるいは子供たちをよく見てくださいというような取組もされているのか。そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 薬物乱用防止教室については、児童生徒対象になっており、保護者の参加はありません。ただ、この問題につきましては、保護者との連携は非常に重要だと思っていますので、資料等、またチラシ等、ホームページ等でお知らせをしています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これも新聞からなんですけれども、2022年にやはり沖縄は181名と、大麻の使用、あるいは所持。そういうのも含め

て全国の約3.3倍に達しているということで、非常に沖縄県はそういうものが入りやすい、あるいは米軍の基地関係もあるもので、利用しやすいような状況になってしまっているのです、そのあたりも含めて、例えばほかのところでは薬物事犯に関わった人たちの講演会とか、そういうものをやはり目の当たりにして、非常に勉強になったと、これは生徒ですね。そういうのも今行われているということなのですが、それについて、そういう方を呼んで、中城のほうでも学校、あるいは吉の浦会館を借りて、全体的に講演会をやるとか、そういう計画はないのかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

現在のところ、薬物経験者の話を聞くといった講演の計画はないですが、非常に大切なことだと思いますので、今後、学校と協議して行えるように進めていきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 先ほども保護者にはチラシやインターネットで知らせていると、そういうことなんですけれども、やはり子供たちを家庭で指導するのは親御さんであり、その方たちがしっかり熟知して、今そういうものが沖縄で、あるいはまた身近で薬物の関係の事件が多いんだなというのを含めていけば、チラシとかそういうものだけではなくて、例えば子供と父兄同伴でそういった類のものの講演会も催していくとか、そういうところも大事になるかと思っていますんですけれども。やはり大がかりなものを1回、今、2月の第1土曜日には教育の日ということでやられているんですけれども、そういう中にも何か取り入れて、あるいは別の日でもいいんですけれども。やはりこの薬物、1回やってしまったら、これは子供は好奇心旺盛で、何でもかんでも手を出したがる。そういう中で、この薬物に関しては本当に1回ちょっと

摂取してしまったら、この頭の中にぴーんと残ってしまって、忘れた頃にまた、そういえばそういうのがあったなということで、また手を出してしまうというような、非常に厳しい、難しい薬になっているものですから、それを1回でも絶対摂取しない、そのような環境をつくり上げるというものでやられていくためには、主幹としてですね、一番大事なところは何だろうということのお考えがあれば伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 薬物乱用に関しては、まずこれに子供たちを近づけないということが重要かと思います。また、保護者に関しても、うちの子は無関係というわけではなくて、身近に迫っている問題という意識を持っていたくことが大事だと思います。薬物に近づけない環境づくりというのが非常に重要だと考えています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 教育委員会、あるいは学校としても、恐らくこれからさらに低年齢化が進んできた場合には、十分その時期に対しての察知能力、あるいは家庭、そして地域、学校で対処しなければいけないなという、危険度が増してくるというふうに思っているんで、そういうところはぜひ教育委員会も十分注意しながら見ていってほしい。

教育長も最初言われたんですけれども、やはりこの薬物案件については、さっき言ったとおり、1回やってしまったら、もうこれ癖になってしまうような、なかなか足を抜けられないというような判断に陥って、芸能界でも再三再四こういう事件があっても、まだまだ根絶できないという状況です。教育長として、どういう対策、あるいは準備が必要なのか、そのあたり、お考えがあれば伺います。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 薬物乱用に関しては、私

が教員になった頃からこの問題は課題としてあります、もう40年前から、いろんな中学生への被害があったということで。教育委員会が一番大切にしているのは、未然防止に徹することです。子供たちが被害に遭わないように、この未然防止に徹することを常に校長会、教頭会で話をしています。交通事故等、水難事故等もそうですけれども、やはり被害に遭う前にしっかりと周知をしていく、そして、子供たち自身が危機回避能力、自分で自分の身を守る、この危険から自分の身を回避する能力を身につけていきたいなということをずっと話をしていました。

ですから、全ての教育活動の中で、機会を捉えて、自分で自分の身を守るようにしていきたい。そして、児童生徒同士で注意ができるような環境づくりに取り組みたいと考えています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 すぐ子供たちは薬物に手を出すということではないはずなんです。その中で今、主に中学校になると思うんですけれども、例えばたばこの喫煙、あるいは飲酒、そういうものが今、中学校、小学校かもしれないんですけれども、そういった事例は今発生しているのか。過去一、二年を見て、そういった事例があるのかどうか、どうですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

今のところありません。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 とても安心しました。

本村の子供たちは、本当に素直で、私たち、朝、交通安全もしているんですけれども、その中でも、こっちから挨拶したら非常に大きい声ですぐ返ってきます。本当に素直で明るくて、みんな本村の将来を担っていく子供たちは非常に有能で、将来性があるなど。やはり将来、本村に貢献してくれる子供たちが多いなというのも思っているものですから、ぜひ学校としても、

先ほど主幹言われた家庭、地域、そして学校で連携して、絶対にそういう事犯が中城から出ないように、十分注意して、皆さんもまた身の回りを見ながら、授業、あるいは講演会も設定できるのであればやっていただいて、我々も参加してその話を聞きたいというふうに思っているんで、ぜひひとつ頑張っていただきたいと思います。

それでは、大卒4番です。シニア世代の生活支援事業に移りたいと思います。

これ12月12日時点で4,731名の対象者の中で4,366人、92.28%。これは例えば11月末での申請締切りとなっていたんですけれども、階段上がってきましたら、まだまだ階段の前に申請受付がされているようなんですけれども、それはいつまでやる予定なのかお伺いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

まず11月末としましたのは、早めに配布して使用していただきたいということで、行ってまいりました。受付については、現在も、先ほど議員からあったように、窓口については受付しております。2月28日までの利用可能ということです。できる限り、その期限まで使えるように交付のほうもしていきたいというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えば今92.28、あと8%弱の方々がやられていないということなんですけれども、これは恐らく手元に、対象者に対するチケットですね、通知書。これは届いているんだけれども、これがちょっとなくなってしまったという状況の場合はどのような対応をするのか。村にすぐ連絡してくればまた対応するのか。そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 再交付、これについて

は本人、または家族の方が身分証明書など、窓口に持っていただいた場合にはすぐに交付できますので、そのように現在も対応しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これ2月28日までの使用期限ですよ。それについて、今年ももう二十日弱ということになっているんですが、例えばあと8%の方々がなかなか取りに来ないという状況。これの一番の原因というのは何なのか、ちょっと精査したことはあるか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 まだ受け取っていない、窓口に来られていない方のなぜ来ていないかという内容についてはなかなか難しい問題、その一人一人の本人の考え方もあるかなと思います。ただ、まだ見ていないという方が電話があったり、そういうのがありますので、担当課としましては12月中に再通知を受け取っていない方に送り、またその状況を見ながら次の対応を考えていきたいと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 じゃ全ての対象者に通知して、できるだけ100%の配布へ持っていくということは、新たな取組としては12月中に再申請書を出すということでありますので。ぜひ100%受け取れるように頑張ってください。これは村民から、本シニア支援事業を大変喜ばれております。本当にありがたいというような声も私のほうにも届いています。その中でさらに今、当初発言した今般の物価高騰、そういうのを含めて住民生活が非常に苦勞、あるいは大きな負担を抱えているということも、村長以下皆さんもみんな御存じだと思います。その中でも、やはり苦しい生活を強いられている村民、住民の方々には、行政としてぜひ支援できるところは全て各担当課で支援していただいて、住民一人一人が本当に村からの支援で本当に助か

ったと、あるいはよかったというような取組まで持っていつていただきたい。それを私は願っているし、できるところは私も一緒に頑張っていきたいと思いますので、皆さんも、年末あと二十日ぐらいなんですけれども、今年の事業が本当に精査してよかったというぐらいに、自分たちが掲げた目標に届いたと、90%以上は達成したねと各課で言えるような体制を作っていただいて、また来年は来年でしっかりした計画が出てくるはずですので、それに向けて職員、それから村長、副村長、教育長も含めて一丸となって村の発展、住民の安定した生活、豊かな暮らしを目指して頑張ってくださいというふうに思っております。以上で一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時42分）

~~~~~

再 開（10時55分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許します。

○15番 石原昌雄議員 皆さん、こんにちは。議席番号15番、石原昌雄、一般質問をいたします。

まず質問の前に、昨日、島にんじんの日のイベントがありまして、中城村の特産品として大きなアピールになったと思っています。また今年度は、昨日の12日から31日までの間に島にんじんウィークを設定して、村内の多くの飲食店が島にんじん料理などを販売することがあって、さらに盛り上がっていくものと期待しております。

そこで、ちょっと一言提案です。こういうふうにパンフレットが各世帯にも配られているんですけれども、このイベントに協力してもらっ

たこれでは8店舗なんですけれども、お店が。ぜひ村長、副村長、教育長も、この8店舗、足を運んでほしいと思います。ただこれだけでは駄目ですよ。そして課長の皆さんもぜひこの8店舗に職員も連れて行かないと、これは収穫体験だけの人のためにつくられているものではないと思いますので、ぜひ足を運んでほしい。私たちも行きます。よろしくお願いします。

それでは、通告書に沿って質問をいたしますので、よろしくお願いします。

大枠1番、中城中学校の移転時に自転車通学の導入はということで、本村を含める東海岸地域サンライズ協議会、与那原町、西原町、中城村、北中城村では、サイクルイベント事業を展開し、それぞれの町村道に自転車ルートを設定している。事業効果として、東海岸の魅力の発信、地域住民への自転車利用促進、サイクリストの誘致、新たな産業の創出となっている。そしてイベントを通じて、地域住民による自転車の利用促進による交通環境の向上につなげることを目的としています。この事業を機に、自転車道の整備や地域住民、学校を巻き込んだ自転車利用の促進を期待して、次のことを伺います。①中城中学校移転を機に、生徒の自転車通学の導入はできないか。②自転車通学のデメリット、メリットはどうか。③学校移転敷地内に駐輪場のスペースの確保はできるか。④休日等の自転車通学はどうか。学校校則に禁止事項があるか。⑤市町村自転車活用推進計画の策定の予定はあるか。⑥今後どのような方法で自転車道を整備していくか。

大枠2番、南上原地区の公共下水道工事の進捗は。南上原地区の下水道工事が進んでいるが、接続指導や料金値上げについても伺います。①工事の進捗はどうか。南上原地区の工事はいつまでに終わるか。②下水道接続の支援はどうか。各字ごとの接続率は分かるか。③未接続者の対策はどのように行っているか。④下水道使用料

金の値上げが予定されているが、未接続者をなくすことで解消は図られないか。

大枠3番、役場職員の待遇と適正配置について。①職員定数と採用計画でいつまでに達成するか。②障害者雇用の計画はあるか。採用試験に障害者枠は設けてあるか。③技術職の職員の配置は十分か。技術職員が他の部署に何人いるか。④人事異動の基準はあるか。適正に行っているか。⑤諸手当は他市町村と比べてどうか。職員の福利厚生はどうか。⑥職務研修や実務研修の機会をどのようにつくっているか伺います。よろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会と都市建設課、大枠2番は上下水道課、大枠3番につきましては総務課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの下水道の接続等、進捗をお尋ねでございますけれども、私も管理者として非常にその都度取り組んできたつもりではございますが、当初よりは随分と接続率は上がっておりますが、まだまだ100%というところまでは至っておりませんので、費用対効果を考えたときには、これは大変な費用対効果の少ない事業と言わざるを得ない状況です。もうあと何十%も上げないと、それでは賄えない状況ですのでね。ですから、今、議員おっしゃるようないろんなものの値上げについての部分がまずは議論が出てくるということになります。

そういう意味では、これからも接続率を上げていく方策を考えていきますけれども、制度的には、実はこれは前にも議会で答弁した覚えがありますけれども、制度的には、これは法律的に接続をしないといけないという。ただ、そこには罰則規定がないものですから、私もこれは罰則規定必要じゃないのかということで県のほうと話をしたこともございますけれども、今後

それがあまりにも停滞するようであれば、その議論もまた出てくるということにならざるを得ないんじゃないかなと思っております。

少し長い所見を述べさせていただきましたけれども、これからも接続率の向上に励んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の自転車通学についてですけれども、中学生の交通事故は、自転車乗用中がとて多く発生しております。吉の浦線、それから潮垣線など、道路が狭い上に朝夕は交通量がかなり多く、非常に危険な状態です。最終的に自転車通学については校長の判断になりますが、教育委員会としては、生徒の安全確保ができない以上は実施は厳しいと考えています。

①から④までの詳細については、教育総務課主幹が答えます。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大枠1の①についてお答えします。

現在、自転車事故は全国的に増加の傾向にあり、生徒の安全上、中学校移転を機に自転車通学の導入は考えておりません。

②についてお答えします。

自転車通学のデメリットとしては、交通事故の被害者にも加害者にもなり得ることです。メリットとしては、生徒の気分転換や健康増進、保護者に関しては送迎の負担の軽減があると考えられます。

③についてお答えします。

学校移転敷地内の駐輪場のスペースの確保は現在のところ考えておりません。

④についてお答えします。

休日等の自転車通学については、保護者との同意の下、条件つきで認めています。校則に自転車通学に係る事項はありません。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 石原昌雄議員の大枠1番の⑤と⑥についてお答えいたします。

自転車活用推進計画につきましては、現時点での策定予定はございません。

⑥現村道内での自転車道の整備は考えておりません。今後、新規の道路事業などで道路整備を行う際には、自転車道も含めた計画、設計などを検討してまいります。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 石原昌雄議員の大枠2の①から④についてお答えいたします。

まず①についてです。南上原地区については、令和7年度までに下水道工事の完了を目指して取り組んでいるところです。進捗率は90.4ヘクタールのうちの92%が完了済みです。

次に、②についてです。下水道接続の支援といたしまして、接続補助や融資のあっせん取組を行っているところで、今年度11月現在におきましては、接続補助34件と融資の申込みが1件ありました。また、各字ごとの接続率については、前議会において石原議員により提案のあった各字ごとの接続率の状況については定期的に広報紙へ掲載し、下水道接続の向上に努めております。

続きまして、③についてです。未接続世帯にいたしましては、広報紙や防災無線等を活用し取り組んでいます。また、接続率が低い地域においては定期的に直接、職員が出向き、接続に関するチラシのポスティングを行ったり、そのほかに下水道工事を請け負った業者が未接続の世帯に営業活動を行い、早期の下水道への接続の呼びかけを行っています。

④についてです。汚水処理費用は、下水道を利用される方々からの使用料で賄うこととされています。しかし、現在の下水道料金体系では維持管理費も賄うことができていない状況で、一般会計より補填している状況です。下水道接続が増加しても、使用料が回収できても、流域

下水道の維持管理負担金、汚水処理負担金の費用増になるため、下水道使用料の改定が必要と考えています。以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、石原昌雄議員の大枠3、①から⑥までお答えをいたします。

まず①でございます。令和2年3月に第3次中城村職員定員管理計画を作成しております。5か年計画で令和6年度が最終年度となります。令和6年4月1日時点の目標職員数は134名となっており、ほぼ同数となる予定でございます。

②でございます。障がい者活躍推進計画において、採用に関する目標を定めております。障害者枠での採用試験は現時点で予定はしておりません。

③でございます。本村における技術職員は課長職を除いて5名在籍しております。都市建設課2名、産業振興課2名、上下水道課1名の配置となっております。全てハード部門の課のほうに配置をしている状況でございます。

④中城村人事異動実施基準要綱に基づき、適正に行っております。

⑤でございます。諸手当につきましては、近隣市町村と大きな差はありません。福利厚生につきましても大きな差はないと考えております。

⑥でございます。沖縄県職員研修センターが開催する研修会や全国市町村職員研修所が主催する県外研修などに参加することが多くなっております。また近年では、講師を派遣しまして庁内での職員研修、管理職による新採用職員への研修を行う機会をつくっております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 答弁をもらいましたが、再質問をさせていただきます。

まず大枠1番からです。自転車通学についても以前にも質問してはいますけれども、現在の中学生の通学方法はどのようになっていますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

通学方法は徒歩、スクールバスと保護者の送迎です。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 スクールバスは上地区だけという条件があると思うんですけども、下地区は徒歩と、あるいはバスもあるんですかね。実際にバス通学もありますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 護佐丸バスがあります。東陽バスもあります。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 本土においては多くの学校が自転車通学を実際に行っているわけですよ。そこで、村内での自転車通学の実態は調べたことはありますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 現在のところ中学校が限定つきで行っているということは把握しております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 皆さんのお手元にこういうふうな資料をお配りしているんですけども、これは今帰仁中学校の自転車通学の許可証で、それについての条件があります。そのほかに自転車通学のメリットについてもいろんな方面にあると思っています。

私からの意見ですけども、生徒の体力増強とか、交通ルールのマナーの取得、そして保護者の送迎の負担の軽減などもこの目的に記載されています。こういうふうなメリットの分も入れながらやっています。デメリットへの対策もそれぞれに、ただ単にできないじゃなくて、何事をするにはデメリットはあるわけですよ。それをどう対応していくかというのがいろんな事業の前に進むことで、駄目だ、駄目だじゃなくて、これをやって、ここをこうしたらどうにかできないかなとか、そういうデメリットの対応

についても今後検討していくことが必要だと思うんですよね。そういう考えはありませんか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

デメリットに対しての対応ですけれども、まず、生徒自身の自転車の乗り方、交通法規等の理解、それから保護者にもこういった保険加入、ヘルメットの着用義務等の理解を進めることがあります。あともう1点は、自転車専用道路等の環境整備も重要かと思われます。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 実際に実施する場合においては、それなりの対応の部分ができてくると思っています。自転車の乗り方、いろいろマナーも含めてね。そこら辺からすると、今はもう自転車は、一般の自転車もヘルメット着用義務ですよね、罰則はないけれども。だけれども、そういうふうな形で、義務だから、当然、本土の学校はみんなヘルメットして通学していますよ。そういうところも通っていけば、いろんな面でマナーの向上、交通ルールの向上にもつながると思います。これから社会に出るときにも、もっと早くに交通ルールを学ぶし、逆にこういうのも効果があるんじゃないかなと思うんです。

今、私は今帰仁中学校のほうに行ってきたんですけれども、特に今帰仁村では道路については自転車道があるわけではないんですよ。自転車道がないからできないということではないと思うんです。だから、こういうところもちゃんと調べてきてほしいわけです。今帰仁中学校以外にも県内でやっています。これも確認してみてください。

あと、駐車場のスペースの件ですけれども、今回移転していく敷地の中に、当初予定した敷地以外に若干追加の敷地があると思うんですよね、当初予定は真四角、出っ張ったところね。そういうところもあるんですけれども、実際、

今帰仁中学校でこのスペースを視察させてもらったんですけれども、校舎のすぐ前にぽつんと言ったほうがいいのかな。これぐらいのスペースぐらいしかありませんでした。機材がちゃんと、自転車止めがあって、そこに結構な数が止められるというふうな状況でした。

また、そういう部分もあるんで、ぜひそこら辺も一度は見に行ってもらって、そこら辺の議論をやっていききたい。この件については、また、まだ中学校は先の先ですから、できるまでに私は何回でもやります。だから、必ず調べておいてください。

これは今帰仁もですね、ちょっと距離が遠い地域を優先に希望を取って、その生徒たちを自転車通学と。今帰仁村はスクールバスもやっていますけれども、スクールバスのほうは距離が遠過ぎるもんだから、ルートで時間がかかるとかいろいろあって、そういうのも併せてですけれども、スクールバスと自転車通学は併せてやっているということなんです。

駐輪場についても、村長さんにもお願いしたいけれども、もし教育委員会から駐車場のスペースがあって、そこに設置する費用とかがあれば、ぜひ相談に乗ってほしいと思います。よろしくお願いします。駐輪場のもの、どれぐらいかかるか、若干下調べもある程度、両方でやってほしいと思います。いろいろなハードルがたくさんあります、新しいことは。だから、教育委員会だけの問題じゃなくて、この予算の問題、道路の問題だったらまた都市建設課のほうに協力を求めると思うんですよ。そういうふうに、1つの事業は1つの課の問題じゃないですので、ぜひ協力をお願いします。

そして次に、先ほど都市建設課長、自転車活用推進計画の策定は予定ないと言っているんですけれども、これもつくってほしいという通達は来ていましたでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

**○都市建設課長 呉屋克行** 現在この自転車活用推進計画の策定の通達というものが来ていたかどうかちょっと把握できてはいないのですが、議員のおっしゃるとおり、これからの時代には、SDGsの観点から、排出ガス抑制も兼ねて、やはり自転車というのは大切なものであると思います。それに関して、今後の新規の道路とかそういうものに関しては、自転車道も含めて考えていきたいとは思っております。ただ、現村道の中で自転車道を整備するということになると、拡張等による用地買収とか、そういうものも絡んでくるので、検討の必要があるとは思いますが、ちょっと難しいものと考えております。

**○議長 伊佐則勝** 石原昌雄議員。

**○15番 石原昌雄議員** この自転車の活用計画については、県の策定の方角も調べていってほしいと思います。県のほうもこれを策定しながら、この策定にのっとって、いろんな支援を行うというふうにならなっています。いろいろデータを見ていたら、そのようにまた市町村もいずれ必要というふうになっています。そして、この自転車道路整備については、こういう策定することによって、若干のメニューがあるということも記されています。今現在、中城村は自転車シェアでしたか、何か今、南上原、あちこちに置かれていますよね、自転車の。中城村はそのように自転車について現実に取り組んでいるわけですよ。役場にも駐輪場があるし、吉の浦会館にもあるし。そういうふう自転車、あるいは電動つきでもあるけれども、自転車がもう既にここで走らせましょうということをやっているわけですよ、中城村。それに対して、自転車道ではなくて、もう自転車がもっと安心して乗れるような取組をやっていきましょうや。

だから、計画についても先に先に情報を取ってってください。自転車、今、普及させようとしているんですよ、中城村は。ああいうふう置いて。南上原は多いんですけども、南上

原だけの問題ではないです。本来はほかの地区にもああいうのを置いてもらって、下地区のほうにもっと多く置いて、自転車で、あれ1時間で100円だったかな、150円かな、ぐらいの料金で使えるんで。ああいうのを考えると、自転車についてもっと調査をやってください。よろしくお願いします。

大枠2番の下水道工事についてですけれども、今、順調に進んでいるということで伺っていますけれども、実際に下水道工事するにあたって、周辺地域への工事の周知とか、あるいは苦情なんかはどうなっているのでしょうか。

**○議長 伊佐則勝** 上下水道課長 仲村武宏。

**○上下水道課長 仲村武宏** お答えします。

周知については、下水道工事を請けた業者が前もっていついつから工事入りますよとかというチラシ配りとかのことも行いながら、まず設置のこともまた確認しながら、そこは行き届いているかと思っています。苦情に関しては、ますの設置の件で1件あったと思います。それ以上はなかったと思います。以上です。

**○議長 伊佐則勝** 石原昌雄議員。

**○15番 石原昌雄議員** 工事についてはね、やはりみんな早めにやってほしいという思いが強いかなと思うんですけども、ただ若干、もとの村民はあれだけでも、新しい住民の方はいろいろ不便とかで苦情があるかという心配をして聞きました。

あと、接続率についても、課長はホームページで表示していくということで、先日もらった資料の中では67.9%、全体で。やはり若干弱い地区もあるので、そこら辺、もうちょっと力を入れてほしいなと思っています。

ちょっとあれなんですけれども、今、例えば自治会長とか議員さんとか関係機関の委員さんで、接続まだの方とかもありますか。

**○議長 伊佐則勝** 上下水道課長 仲村武宏。

**○上下水道課長 仲村武宏** 申しにくいんです、

これは個人情報になると思いますので、差し控えさせていただきます。何人かはいると思います。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 工事が終わって接続できる状況にあるのであれば、そういう人たちを積極的に理解させて、そうすることによって、また地域の方々もああやっぱりなと思うと思うんで、そういうふうに頑張ってもらいたいと思います。

あとは、実際に接続につながらない何か大きな理由とか考えられますか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 大きな要因としては、低所得の方々とか老人世帯とかという世帯が多いかと思います。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 確かにそうだと思います。ですから、補助金は今は一律ですよ、一律。そういうところに関して、補助率を、非課税世帯とか老人世帯とかはプラスアルファして幾らぐらいまで、もうちょっと補助金を上げるとか、そういう方法もあるかと思うんですよ。もう1回切りですよ、たった1回切り、つないだら。あと5万ぐらいぽんと上げて、それで接続してくれるんだったら、ずっと永遠につないじゃうわけですよ。ですから、毎年出るわけじゃないし、そういう弱い方々に支援する補助金の見直しもぜひお願いします。

これもまたすぐは予算の兼ね合いがありますと思っているかもしれませんが、ぜひ前向きに検討してください。これも村長さん、指示をお願いします、検討の。

じゃ次、大枠3番です。今さっき答弁あって、役場職員の採用計画についてはR6年、次の4月までにはもう定数を満たすということで、若干ほっとしているところなんですけれども。それにしても、この次の障害者の採用枠について、

今後、採用試験とかもあると思うんですけども、これまでに障害者の採用として、枠をつくって採用したことは何回ぐらいありますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えいたします。

これまで採用試験を、行っておりますが、障害者枠ということで設けて採用試験を募集したことはございません。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 事業所においては、採用者の法定雇用率が当然にあるわけですから、それが達成されていないというケースも多々あるわけですよ。やはりこれは例えば、前回も私質問しましたけれども、会計任用職員がたまたまいたから、障害者の方がいたから、達していますよという話。過去の話では、職員がたまたま病気になって障害手帳を持ったから、障害者になって、そのまま採用になっているという状況もあると思うんですよ、心臓のペースメーカーとかね、いろんなケースで障害者手帳を持っています。だから、採用していますと。

でも、本来はそこじゃないと思うんです。本来はちゃんとした採用計画を、障害者についても採用計画をやってほしいと思うんですよ。次回の採用計画において、そういう考え方はどうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

障害者の活躍推進計画ということで、第1次、今年、第2次を計画する予定でございます。その中では、採用の基準としましては、先ほど石原議員がおっしゃっておりました法定雇用率に基づきまして採用するというところでうたっておりますので、現在の雇用人数は4名ということでなっております。現在配置しているのは4名おりますので、現在のところは、来年に向けて

の採用ということは考えておりませんが、法定雇用率を見ながら今後採用することも必要でないかと考えてはおります。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 障害者については、法定雇用率以上採用しなければならないということではなくて、採用してもいいわけですよ、常時、法定雇用率を超えてね。ですから、そういうところもちゃんと視点に持って、こういう福祉の取組は、1事業所としてしっかり、ほかの事業所よりも先に、見本というかな、取り組んでいますよというのをどんどんやっていくべきだと思うんですよ。ましてやほかの事業所についても、逆に役場が調べてあげて、法定雇用率採用してくださいよと訴えかけてもいいかなと思いますので、そこら辺もよろしく願います。

あとは、次に技術職員の部署ですけれども、先ほど答弁があったように5名ということなんですけれども、今現在、ほかの部署で技術職採用の職員が、技術職でそのままいつちゃっているというケースはありませんか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

技術系の職員が、現在、本庁内においてはおりませんが、派遣職員として後期高齢であったり介護保険への派遣で二人を、派遣をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 技術職員が一般職員のところに行くことは、それもいいことだと思うんですけれども、やはりずっと出しっ放しというのは、計画的なところからするとおかしいと思うんですよ。ある一定程度行ったら戻してあげないと、技術職も技術職でなくなってしまうんですよ、いろんな面で。だから、技術職って採用しているんですから、そこが活かされ

るところにまた戻してあげるというのをぜひやってほしいと思います。

あと人事異動についてですけれども、課長のほうでは適正にということであるんですけれども、実は以前にも1人の職員が毎年毎年、人事異動で異動されているケースがあったというのがあるんですよ、現実にね。それは何か理由とありますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

人事異動につきましては、本人の希望を最優先として、各課、係の事業等を鑑みまして、移動の配置はしております。特に希望の中で、本人がどう希望していたのかまで確認はしていませんが、そういう場合、1年で異動する場合はございます。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 確かに本人の希望を取っていらっしゃると思うんですけれども、なかなか実際には本人の希望どおりっていないというのを耳にするわけで、でも、この職員は3回連続異動があったと覚えていますけれども、やはりそこら辺のところも、人事異動の計画性というのは、本当に適材適所という表現の中で逃げていますけれども、しっかりその人たちのことも考慮して、職員のこともしっかり考慮して、1年1年というのは、もう覚えたら異動、覚えたら異動で、その後任も迷惑なんですよ。分からない人が来て、また分からないうちに行ってしまう。これバトンタッチしたら、なんで事務引継ぎしたでしょうといったところで、議会からもね、なんであなた方ちゃんと事務引き継ぐ人が分かるでしょうと言われたところで、十分な引継ぎができない場合があるわけですね。だから、そういうふうに職員をもっと大切に考える視点は、異動のときもしっかりお願いします。

あと、職員の福利厚生ですけれども、実際にはどのようなことを福利厚生として役場はやっていますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをします。

役場としてではございませんが、県の共済組合であったり、互助会であったり、そういう部分で宿泊の割引券とか、福利厚生ということで、職員は対象となっております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 突然の質問であれですけれども、でも、この職員の福利厚生というのは、企業の必須義務だと思うんですよ。もうちょっとしっかり、次回までに調べておいてほしいです。

福利厚生にはいろいろあると思うんですけれども、健康診断も普通のそれは福利厚生なんですよ、確かに。だけれども、ほかにもいろいろあるかと思うんですよ。本当に福利厚生は何なのかと。だから、そういうところももっとしっかり職員からの要望も取り扱って、福利厚生となる部分に含めてほしいと。今、職員互助会というのがありますよね。どのような形で支援していますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

村互助会ということで答弁いたしますが、村からの補助金と助成金等については互助会のほうには手当てしておりませんが、職員一人一人の掛け金等で互助会を運営しているというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 大分以前の話だけれども、職員互助会に村からの助成金があったような気がしますけれどもね。それは県の互助会等々も含めてのものだったか、ちょっと記憶は

曖昧ですけれども。そういうことも含めてしっかり調べていってほしいと思います。

また次に、諸手当についても、バブル期までの部分とバブル期後の部分でも、諸手当は他市町村に比べて下げたままのものももしかしたら多くあるんじゃないかと思うんですけれども、具体的に調べてみましたか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

諸手当につきましては、県の市町村課に毎年調査がございますので、手当関係ではほかの市町村と異なる場合は常に見直しを行っているところでございます。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 例えば私たち議員も、1日来たら通勤手当、何かな、500円ずつもらっております。そこら辺も以前はもっとあったという、私が来たときからずっとこれだけなんですけれども。そういうふうな形で、職員の部分についても、そういう部分も本当にほかの市町村並みに戻っているかなという少し気にはなっていますけれども、もっとしっかり調べて、さらなる均衡が取れるようによろしくお願いします。

あと研修ですけれども、先ほど課長から研修所の研修とか、研修センターの研修とか、これは以前から聞いてはいるところなんですけれども、この研修についても、実際の業務と直接つながるような研修をもっと加えてほしいと思うんですよね。職員の業務に対する質の向上というのは、業務を通しての研修しかできないんですよ。一般的な研修は、一般の公務員の基準の研修です。だから、業務を通しての研修を受けさせない限り、この業務に対する質の向上を図れというのは、住民サービスに届かないんですよ。マナーは届きますよ。だけれども、研修について、もっと業務についての研修を積極的に、この本土に行く研修所の研修は、あくまでも公

務員の研修ですよ、と思っています。だから、そういう面でぜひ村長さんも含めて、業務の研修に視点を向けてほしいと。

本当に今、職員非常に頑張っていますよ。でも、やはり業務に対する研修、自分で勉強してやっていいですよじゃなくて、どこの会社でも業務の研修は受けさせているんですよ。だから、その会社がよくなるんです。だから、職員を向上させるために、ぜひ業務の研修をさせてほしいと思っています。

そこで、ちょっと村長さんにもお聞きしたいんですけれども、村長さんはいつも村政経営方針ということで出していますけれども、本当にこの職員に対して、経営力の強化について少し述べてほしいです。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（１１時４２分）

~~~~~

再 開（１１時４２分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

職員の研修という意味では、交流という言い方のほうが近いですかね。国へ、今、国との人事交流もやっていますし、また県への派遣、もちろん姉妹都市ですか、結んでいる福智町との交流、お互いの職員派遣をやるとか。そういう意味でのものは積極的にやっておりますけれども、それが御質問に答えているかどうか分かりませんけれども。ただ言えるのは、やはり先ほどから聞いていますと、職員の研修というのは私も大事だと思っています。希望するものを絶対断るなよとはいつも副村長を交えて話をしてはおります。こういう研修があって、もし職員から能動的に来る分については、絶対にそれを受け入れてやっていこうと。もちろんこちらで気づいたものを提供する場合は、それなりにきちっと我々もやりますけれども。特に職員から

の積極的な部分については、絶対に断らずに、そこを実現するためにやってくれということは常日頃言っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○１５番 石原昌雄議員 ありがとうございます。

村長さんのそういう意気込みを確認しましたので、職員ももっと積極的に自分でプランを立てて、こういう研修もしたいと、こういう研修に行かせてくれというふうな声を上げてほしいと思います。以上で一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（１１時４４分）

~~~~~

再 開（１３時３０分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、桃原 清議員の一般質問を許します。

○４番 桃原 清議員 皆さん、こんにちは。議席番号４番、桃原 清。議長の許可を得ましたので、これから一般質問を始めます。

まずは、通告書を読み上げて質問といたします。

大枠１、各自治会への書記配置の件。①昨今、本村においては、婦人会、青年会等、様々な活動が衰退してきており、公民館活動も例外ではありません。これからの村の盛衰を考えるに、各字の公民館活動を活性化させることは必要であり、そのために各字に書記を配置することが一番望ましいことではないか。ぜひ実現できるよう見解を伺う。

大枠２、Ｊアラート発令の件。①本年１１月２１日午後１０時４６分頃、北朝鮮がミサイルを発射したとして、沖縄県内でＪアラートが発令され、沖縄都市モノレールが運行を見合わせ、那覇空港に着陸した航空機が地上待機させられる等の

影響が出た。Ｊアラートが発令されたとき、市町村に対してどのような対応を取るべきか、国からの通達はどうなっているのか伺います。②Ｊアラートの発令及び国からの通達に関し、村長の見解を伺う。

大枠３、交通安全対策について。①国道329号線と県道35号線、村道29号線が交わる奥間の交差点では、県道35号線の右折の車が原因で、よく渋滞が発生する。対策として、右折矢印の信号の設置が必要だと思うが、即対応できるのか伺います。②村道７号線、役場と吉の浦間の村道は、街路樹が車道にはみ出ており、危険な状態となっている。早急に街路樹の剪定ができないか伺う。③今年の台風６号は大きな傷跡を残しました。村内外、各地域でカーブミラーの被害が大きく、復旧には多くの時間と労力を要するようです。そこで、本村ではどれだけの数のカーブミラーが被害を受けたのか、また、復旧は進んでいるのか伺う。以上、答弁よろしくお願いたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、桃原 清議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては教育委員会、大枠２番につきましては総務課、大枠３番につきましては住民生活課と都市建設課のほうで答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねのＪアラートの発令について、村長の見解を伺うということでございますので、緊急速報メール、そして防災無線、テレビ報道、より緊急事態の発生を住民に伝達はしております。Ｊアラートにつきましても、迅速な避難への報道通達であると認識をしているところでございます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、桃原 清議員の大枠１、大枠２についてお答えをいたします。

まず大枠１、公民館への書記配置につきましては、各自治会において、その実施の判断がなされるものと考えております。村としましては、自治会運営補助金、自治会活動活性化補助金、コミュニティ助成事業等の様々な補助金を活用して、地域コミュニティの活性化について取組を行っている状況でございます。そういった補助金等を活用していただき、公民館活動の活性化のために書記配置が必要な自治会については、その配置について実施の判断をしていくものとして考えております。

大枠２、Ｊアラートの件です。

事前に発射予告が発表された場合、沖縄県を通じ、本村に通知が届きます。Ｊアラートが発令された際、市町村の対応として、Ｊアラートによるミサイル情報を受け、防災行政無線を通じ、住民に伝達されたかを一斉収集機能により沖縄県に報告、ミサイル通過に伴う被害の状況や落下物の情報等を沖縄県に電話、またはファクスにて報告することとなっております。

総務課では、発射予告の情報を受けた際に、公式LINE、ホームページを活用しまして、ミサイル落下時の行動について情報発信を行っております。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、御質問の大枠３の①についてお答えいたします。

この場所につきましては、６月に宜野湾署と現地立会いを実施しております。宜野湾署の見解によりますと、右折信号機の設置となると、県道35号線側だけでなく、村道桃原線側にも右折信号を設置しないといけない決まりがあり、村道側からは交通量が一日を通して右折する車両は少ないため、設置は厳しいとの見解でした。また、即対応できるかは警察署の判断となります。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、桃原

清議員の大杵3番の②、③についてお答えいたします。

②御指摘の当間前原線の街路樹は、現地を確認しておりますので、車道にはみ出している街路樹については早急に剪定を行う予定であります。

③台風6号の影響により村内のカーブミラーは17基が破損などの被害を受けております。復旧については11月1日に17基全て完了しております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 ありがとうございます。

では、これから再質問を行っていきます。

まず、大杵1、現在、自治会長は事務委託者として業務を行っておりますが、実際は先ほど申し上げたように、字の活動が衰退しているのを見るのが正しいと思いますが、今の状況はですね。それで、自治会長に対し、事務委託者として今、手当も払ってはいますが、契約したときの業務内容というのはどういうものがありますか。自治会長の業務内容です。それをちょっとお聞きします。今は字全体の業務を聞きたいもので、事務委託者の業務内容です。それから書記と会計の話もあります。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えします。

事務委託者の契約内容につきましては、幾つかございますが、主なものとしては、本村、役場からの情報を伝えるための配布物等の委託と、あとは地域活動における各課の連絡調整という形になっていると考えております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 総務課長が今どこの自治会、どこの字かはちょっと分かりませんが、地元には会計担当はいますよね。字の役員として会計をなさっている方はいないですか。字で、地元で。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

各字に確認はしておりませんが、自治会長、会計というのは必ずあるべきものなのではないかと考えております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 自治会の中では、大変様々な業務がありますが、まずは会計担当が行っているのが交付金の入出金、出納簿、領収書の整理、あとは決算書などの作成ですね。あと、全体の仕事としては、役員会総会の議事録の作成とか、自治会行事のいろんな業務、あと公民館の管理業務、こういったものが字の中ではたくさん仕事としてあると思うんですが、それですね、今の状態というのは大変衰退してしまった状態ではありますが、自治会の活性化を図るには、今現在、各地域において公民館が閉まっている時間も多と思うんですよ。今の状況で公民館をもう少し空いている時間も設定できないかということで、自治会長と、今後、書記を置いて、共同で、毎日でなくてもいいですよ、週に3回ぐらいとか、1日2時間とか3時間とか。そういう時間を設定して、公民館を開けたりとか、そういうこともやっていけないかと。

それも案の一つで、地域活性化のためにはそういうのも進めていったほうがですね、昔はこの地区でも公民館が開いている時間というのは割と長かったと思うんですが、最近は自治会長も事務委託者ということで、その業務を一生懸命やっているかもしれませんが、公民館でゆんたくするような時間というのはあまりないような感じがするんですよね。そういうものを考えた場合に、書記を置いて、もっといろんな業務が、先ほど申し上げたようなたくさんの業務がありますので、これを遂行できないかということで、書記の設置を要望していきたいということなんですよ。

書記を設置をして、自治会長と書記が公民館にいる時間が長くなれば、あとは各字の行事の準備とか、あと字のいろんな行事がありますよね。そういうものをコーディネートできるような人、書記の仕事と会計の仕事と、そういったコーディネートとか、こういったものにも対応していけるのではないかとということで、村長にもぜひこの書記の設置を何とか前向きに検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

ちょっと記憶は定かではございませんが、以前にもこの自治会の書記の件はあったと思います。また答弁も行ったと記憶していますけれども、基本的には、それを決めるのは各字で決めていいかと思います。我々としては、事務委託者、もうイコール自治会長ですよ。その字に対する我々の求めを報酬として計上しているつもりですので、この報酬の範囲内で書記をつけるなりうんぬんというのは我々が否定するところではございませんので。ですから、その辺はもう各字で考えていただけるのであれば、それは我々はそれをしっかりまた踏襲していけるものだと思っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 先ほど一番最初の答弁にもありましたように、総務課長からの答弁で、様々な補助があると、各市町村に。それが今の状況でもあります。それと、自治会長には事務委託者としての手当もあると。それも今の状況なんですよ。それで今、停滞している状況なんです。実際には自治会長の成り手が村内どこでも少ないのではないかと、自治会長の成り手が大きく割ってもですよ。今の状況で、やはり停滞しているという中で、字の作業をするときにはボランティアだけではできないと思うんですよ。確かにみんな集まっているボランティアはありますけれども、もう1年間の中でのいろい

ろ日程をつくってですよ、予定をつくって進めていくときに、自治会長だけでは現状、停滞していると。ボランティアが集まっても、ボランティアはあくまでもボランティアですから、それ以上はできないということで。少し手当をつけて、書記を配置をして、たくさんある業務を、自治会長みたいに大きな手当ではなくていいですよ、少し、よく工事のときに8割補助でやりますけれども、村長、村で8割補助の精神で。

以前、先ほどありましたようにね、前にもこの話は出ました。5万ぐらいでやると、年間1,200万ぐらいかなという話も出ました、前に。それを、5万では大きいですから、4万でいいですよ。あとは、2割、1万円、字から出すということで。そういう方向で、何とか動かしたいということなんですよ。

書記が配置されて、字が動くようになれば、生涯学習課が行っている、生涯学習課長に対して、青年会はどうなったんだという話もありますし、福祉課とか社協の行事なんかでも、全然違ってくると思うんですよ。ですから、ぜひ、4万とは言いませんけれども、大体同じような感じで考えていただくと。字も幾らかは負担金から回すということで、何とか前向きに検討できませんか。今はとっても停滞している状況で、生涯学習課長が今日いらっしゃいませんけれどもね、この間、青年会をどうするんだと言われても、案はないですよ、今の状況では。ですから、何とか前向きに考えていただきたい。村長、どうですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

桃原議員がおっしゃいます地域の活性化につなげたいということとはよく理解をしているところでございます。これまでも書記の配置につきましては、各議員からも質問等ありまして、担当課としても何らかの補助金がございますので、

その中からいろいろと捻出をして、書記の配置、地域の役員の配置というのは地域の中でまずは考えてもらって、それでも難しいようであれば、村としても考えていきたいと思っております。桃原議員につきましては、ある自治会を対象にした、例を挙げて質問しているということとありますが、その部分について、各21の自治会があります。その部分で同じような悩みといえますか、そういう要望等があるのであれば、村としても考えていく必要はあると考えています。

地域活性化、私どもも考えていかなければいけません。今後、書記を配置することによって、地域活性化という事に、すぐにはつながらないと思います。書記配置が、地域活性化のために何かできるかということは、すぐには難しいと思います。書記を配置して何をどうしていくかというのを地域で考えていただいて、それに向けて予算を捻出するという方向で、これからも調整をしていきたいと考えています。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 例えばなんですけれども、今、質問の内容は地元、北上原を例に取っているわけではありません。以前、書記配置の件が安里清市議員から出たときに、同じように議員同士でまたいろんな話をしました。やはり必要なんですよね。

先ほどから、各字での判断みたいなことも出ますけれども、実際にそれでできないから停滞しているんですよ。なかなか村からの手助けがないとスタートはできないと思うんです。今、21ですか。21字は、もう一番大きい南上原から、そうじゃないところまでいろいろありますけれども、状況は全部違いますけれども。まず、平均取って考えてもいいですね。すぐ一気に全字にということでもなくてもいいんですけれども、まず前向きに、そういう村が手助けできないか。これやりますという字が出てくれば、今度は手

助けの意味での手当もちょっと考えていただくと。それで前向きに考えてほしい、そういうことです。

大枠1については以上です。

次、大枠2、Jアラート「が」というのはすみません、消してくださいね。Jアラート発令の件。Jアラートにつきましては、今年5月31日、朝の6時30分ですね、1回発令。8月24日7時47分頃、あとは一番最近では11月21日の午後11時15分、3回ほどなんですかね、今、沖縄県で発令されたのは。もっとありますか。そのときの5月に発令されたときに、玉城知事の話の中では、国連決議に違反し、また、台風第2号が本県に接近している状況でのミサイル発射は大変遺憾としか言いようがない。今後も引き続き国、市町村と緊密に連携し、住民の安全安心の確保に全力で努めたいというふうな談話がありますけれども、知事の立場としてはこういうふうに言うしかないのかなというのも、私個人としてはですよ、そういうふう思ったんですが。

聞いたところによりますと、ミサイルのスピードは、このスピードからすると、Jアラートが発令されてから数分では沖縄にミサイルは到着するとかという話を聞きました。ですから、戦時中ならともかく、今の時代、Jアラートが発令されたからといって、国民一人一人がどういう対応ができるかという、そんなね、安全につながるとは考えにくいですよ。

それで、個人の意見ではありますが、Jアラートに対して、何のためにそういうふう大きくニュースで取り上げたりしているのかということを考えたときに、Jアラートによって国民の不安感をあおるような意図はないかと。基地反対を抑える、特に沖縄の場合はです。先島への自衛隊の配備を進める。防衛費の増額、軍備増強、こういうものが狙い、こういう狙いが少しあるのではないかというふうにも考えたも

のですから、それを含めて村長、見解をお願いします。こういう状況で、本当に全く信用していいのかどうかということですね。あおるといことがないのかと。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたしますが、ちょっと質問の意図と私の答弁が合致しているか分かりませんが、今の段階ではJアラートを我々は信じてといいますか、Jアラートがあって、緊急的な避難なども当然、その準備をしながらやっているんでありますので、それを根本的に否定するということはまずあり得ないということが1つと、それと今、桃原議員がおっしゃったことは、私の立場ではお答えできるものは限られてくると思いますので、なかなか答弁はしにくいところもあるというのは御理解いただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 実際、私も全部否定しているわけではなくて、実際にはインターネットで調べたりしながら、それを見てはいるんですが。特に石垣、あの辺りでは、もう夜中、朝早く、何回も鳴らされたら大変だというのがたくさんインターネットに載ってきているんですよ。そういう地区で、特に先島、自衛隊配備とかもありますよね。そこでまた大変だということで、インターネットで騒ぐような人たちもいるものですから。それを見ながら私も行動はしているんですけれどもね。全否定しているわけではないです。それだけ申し上げておこうかと思っでですね。大枠2は以上です。

続きまして、大枠3、奥間の交差点の件です。この奥間の交差点は、あの国道の改修工事が始まりまして、半分以上終わって、信号が設置されたときから、新しい信号が設置されたときから渋滞が発生するようになっていきます。村道29号線から交差点、村道29号線というのは桃原線ってさっきありましたけれども、そこは道は小

さいんですけれどもね、対向になる県道35号線は交通量も昔から多いんですけれども、新垣から下りてくる道は。そこを29号線から、最近信号が変わってからは、もう青の間、ずっと車が上がりてくるんですよ。多分ね、あの交通量からすると、国道から、国道の混雑が嫌で流れ込んできた車がたくさんあると思うんですよ。青の間、ずっと上ってくるんですよ。新垣から来た県道は右折の車が二、三台しか通れない場合がよくあると。奥間と新垣の中間ぐらいまで混雑する場合もよくあるんですよ、渋滞。そのときはもう30分から40分待ちもありますから。

ですから、これ右折信号とは言いましかれども、多分ね、前回、清市議員から話があったときに、また宜野湾署とやり取りしたのかなと思うんですが、右折信号をつけてほしいというのが本音ではあります。ただ、これは下から上がっている車は右折がないのは当然だと思ひますよ。あれは国道から南向けにきた車がたくさん来たはずなんで。ですから、右折はないですよ、下から来る車は。ただ、時間差で、あそこは止めてもいいぐらいだと思ひているんです、実際は。時間差で、村道から上っている車も半分でいいんじゃないかと。こっちは混雑すれば、自動的にもうちょっと50メートルぐらい行っったところのはなから上ってくる道から出てくるか、または国道に戻るかしますから。

道はほかにもあるんですよ、たくさん。そこをわざわざこっちに上ってくるというのは、青い信号に時間いっぱい上ってくると、どうしても県道35号線、新垣から下りてくる車は右折ができなくて渋滞していくんですよ。

ですから、下から来る車は右折の車がないから右折はつけないというのは宜野湾署は間違っていますよ。上から下りてくる車の右折をつけてほしいというだけの話で。下から来る信号は止めてもいいと思うんですよ。あそこから来る車で右折の車はないですよ、実際。

そういうことで、何とかね、県道35号線がある信号を長く青の状態にしてほしいと。そうでなければ、下から上っている車の信号を赤にして、右折だけでもいいですよ、あの35号線。そこをやってほしいということで、それをもう1回、宜野湾署と話をしてほしい。

桃原線から上っている車の右折は数える必要はないと思います。それを宜野湾署に言ったほうがいいと思います。それで、また一応、作戦を考えてから宜野湾署に交渉してください。お願いします。

次、大梓3の②この役所と吉の浦の間の木、伐採する予定とおっしゃっていますから、大変ありがたいです。あそこはクロキですよ、木がね。クロキは葉張りは小さい、葉張りというのは、枝の広がり小さい。それで、ぱっと見た感じは大きな木はないんですよ、役所と吉の浦の間というのは。大きな木はないんですけども、葉張りも小さいんですけども、1メートル50ぐらい車道側に出たら、あれ硬い木ですからね。ダンプとかバスとか、大型車両のサイドミラーとちょうど同じ高さに葉っぱが出ているんですよ。硬い木にサイドミラーが当たると大変なんで、自然に内側内側に寄っていくんですよ。大きい木が並んでいるところではずっと内側に入って走っているからいいんですけども、あの小さい木で急に枝が出てくると、運転手はそこで瞬間的な右に切ったりしますからね、大変危険なんですよ。ですから、今までは気づかなかったかもしれませんよ、木が1本1本小さいから。それも十何本かで、そんなたくさんではないんですよ、切らんといけない木というのは。それでも少ないから危険ということもありますから、大型車両が急に内側にハンドル切らないように、それで外側線がありますね、あそこより外側、歩道側になるような感じで、車道側のこの街路樹は剪定していったほうがいいと思います。サイドミラーに当た

らないように。歩道側はどんどん伸ばしていいですよ、そのほうがいいですよ。車道側は外側線よりはもっと歩道側に短くカットしたほうがいいと思います。

あとは、カーブミラーの補修は全部終わったということなんで、再質問なしで、以上で私の一般質問は終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で桃原 清議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時02分）

~~~~~

再 開（14時15分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、屋良照枝議員の一般質問を許します。

○8番 屋良照枝議員 こんにちは。議席番号8番、屋良照枝です。議長の許可を得ましたので、通告書に従って質問します。

大梓1番、アスファルト舗装の復旧について。先に資料を2枚お渡ししていますので、そちらのほうを説明してから説明します。

資料1の、すみません、後ろのほうになりますね。各市町村別アスファルト舗装復旧幅を調べました。見ていただけますように、各市町村の資料です。アスファルト舗装復旧幅は大体30センチから35センチ、多いところで、豊見城で45センチです。我が中城村を見てください。1メートルです。この数字を調べて疑問に思っ、今回の質問書を出しました。

そして、裏側です。裏側の図面のほうをお願いいたします。

この表層施工復旧は、図の示すとおりの穴を掘った、掘削したところから中城は右に1メートル、左に1メートル、真ん中の村道の中央線がない場合は全面舗装復旧、車道の中央線、真ん中の白い線ですね。中央線ありの場合は、その中央線から半分、同じく右1メートル、左1メ

ートル。車道の中央線ありの場合、掘削部が中央線を越えた場合は右1メートル、左1メートル、幅も全面舗装となります。確認していただけたでしょうか。

2枚目の写真を添付しました。村内で今現在、新築しているところで写しました。上のほうは和宇慶です。和宇慶地内で下水道をこちらは引込みのための舗装復旧です。真ん中に中央線があるんですよ。中央線があります。でも、前面ではなくて半分を復旧されているんです。今現在、そろそろ終わる頃ですけども、和宇慶のほうにこれがあります。

下の2枚は、南上原におけるごく最近の新しい舗装であると見て、写してきました。南上原における2か所です。中央線があり、全面復旧です。真ん中の写真ですね。そして、もう1か所は片面の半分というふうに、本当にとにかくここだけではないんで、ほかにもあるんですが、あえて分かりやすいこちらの分を写真で添付いたしました。違いがあるということを確認していただければ幸いです。

それで、質問をいたします。①アスファルト舗装で復旧する目的を伺います。②村道において中央線なしと中央線ありにおける復旧面積の違いがあるが、なぜか。強度的に何か問題とか、違いがあるのか伺います。③資料より中央線のアスファルト舗装復旧幅が1メートル幅の表層で施工するようになったのはいつからか伺います。各市町村にアスファルト舗装復旧幅に違いがあるのはどうしてか。以上、答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 屋良照枝議員の御質問にお答えをいたします。

御質問は非常に専門性の高い御質問ですので、担当課の都市建設課長より答弁をさせます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、屋良照枝議員の大枠1番の①から③についてお答えいたします。

①のアスファルト舗装で復旧する目的について、現況復旧を基本としているため、現況がアスファルト舗装ならアスファルト舗装での復旧、現況がコンクリート舗装ならコンクリート舗装での復旧となります。

②中央線なしとありにおける違い。基本的には、中央線に係る1車線分を復旧幅として考えております。これは各市町村、県も国も一緒だと思います。縦断方向と横断方向がありますので、縦断方向に関しては1車線を復旧幅としていると、各市町村そういう感じでやっていると思われる。

中央線がない道路は、全幅員を1車線とみなして、全幅の復旧、中央線がある道路は中央線を基準に復旧幅を決定しています。

強度に関しては、舗装厚と路盤厚、また施工時の転圧機械や転圧の仕方などによって決定します。

③現在残っているデータで確認できる範囲では、平成24年時点で復旧幅が1メートルとなっています。それ以前の復旧幅を確認できる資料は廃棄されており確認できませんでした。

復旧幅に関しては各市町村、沖縄県の基準にのっとり決定しているものと思われます。現在、資料にあるとおり、沖縄県も車道の復旧幅は統一しているそうであります。ただ、沖縄県が出している復旧幅の基準としては、掘削幅プラス路盤厚で舗装復旧幅の影響幅とみなしています。路盤厚というものは、CBR試験などの結果や国道などでは路盤厚が1メートルを超えるところなどもあるので、復旧幅は道路によって異なります。

あと、資料1の中城村の復旧のこの図面なんですけど、もう1枚ありまして、今、中央線がない場合は大体4メートルを基準に考えていまし

た。ただ、区画道路など中央線がなくても6メートルなどある道路だと、もう1枚の図面がありまして、全幅員の半分を復旧幅としております。以上です。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 回答ありがとうございます。

確認ですけれども、平成24年から中城村は1メートル、間違いありませんか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今、データとして残っているものが24年以降しかなくて、それ以前のものがなかったんですけれども、24年時点ではもう復旧幅は1メートルになっておりました。それ以前がいつから1メートルに変わったかというのがちょっと確認できませんでした。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では、すみません、私の記憶で確認できるところでちょっと確認して、課長と合わせたいんですけれども、私も前は土木のそういった業者に就いておりました。私が仕事をしていました、10年前までは35センチでした。私たちは現場で立会検査やりましたので、その提出したデータとかは私のパソコンにもありますので。だから、この1メートルになったのがいつからなのか、この明確な時期を再度確認したいと思って、この質問をいたしました。

再度確認します。1メートル、中城村が指定しているのは平成24年からですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 申し訳ありません。先ほども申しましたとおり、24年以前のデータがなかったのが、今確認できるのは24年時点で既に1メートルだったということだけです。今、屋良議員が申されたとおり、屋良議員が記憶にあるところで35センチなら、その年までは35センチだったと思われます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では、あと1つ、今示しております資料の各市町村の復旧幅ですね。これを御覧になって、中城村の復旧幅、大きいと思いませんか。それとも、この資料、間違っていますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 確かに各市町村、いろんな市町村に聞いたんですけれども、30センチとか35センチで統一しているのがほとんどでした。実際には路盤厚なんですけれども、それはまた路盤がその場所場所で変わるので、分かりにくいというものがあって、統一したものだと思います。

私どもがこの1メートルというものに決定した背景には、土木施工管理基準にあります舗装の管理というもののの中に平たん性試験というものがあります。舗装の場合は強度だけではなく、平たん性が重視されます。この平たん性試験というものの測り方というものが、3メートルのプロフィルメーターというものを使って試験します。3メートルの棒状のレールに前後にタイヤをつけて、それを歩かせながらこの平たん性試験というものを行います。そのとき、普通、水道工事などだと掘削幅が約60センチ、それで30、30だと1メートル20センチの幅での復旧、その場合、また転圧機械も重要になってきますので、私が見かけた中では、幅が小さくて面積が小さかったので、人力によるプレートで、その水道業者が舗装をしておりました。

やはり転圧の不良というのがこの施工不良につながっていくので、ある程度の面積は必要だと思って、この1メートルというものにしたいと思います。やはり平たん性を考えると、1メートル、1メートルで、掘削幅が大体60から1メートル、3メートルぐらいは必要だと道路管理者として判断して、この復旧幅にしているものと思われます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 再度、これを決めたときに、平成24年ですね。施工管理の基準に従って求めたというふうにありました。村道のこれは、アスファルトの復旧の幅です。私たちの村道の幅、何メートルから何メートルでしょう。村道の我が中城村の道幅です。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 村道の幅員というのは、その道路によって違いはあるのですが、区画整理しているところなどだと、もう街区道路は6メートルで決められてあったり、大きな奥間南上原線だと幅員は歩道を合わせて20メートルあります。ただ、下のほうの村道だと4メートルない道路があったり、大きいところでは6メートル以上ある場合があります。その場合で中央線がない場合とか、普通は中央線を基準に1車線とみなして全幅というものにすんですけども、そういう場合に、今、和宇慶の資料でもあったとおり、中央線がなくても車道の半分を1車線とみなして決めている場合もあります。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 それでは、その復旧をしたときに、この施工費に関して背負うのはどちらですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 普通のこういう舗装の復旧となると、水道とか下水道が原因になって、施工業者に頼んで施主さんが負担すると思われます。建築したときに水道を引くために、こういう水道工事で掘削して、それを復旧するものがほとんどだと思われるので、施主さんが負担するものと思われます。

ただ、この施主さんというのは、今、復旧するところに住まわれている方なので、実際はもう復旧が施工不良で凸凹になって、またその施主さんが通行に支障を来すとか、そういうもの

を考えると、やはりこの復旧幅は妥当ではないかなと、道路管理者としては考えております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 すみません、あまり専門用語は使わないで、分かりやすいようにしたいと思いますけれども、今、施主とおっしゃいましたけれども、お家を建てようとしているときに、その主がアスファルト舗装、そこまでも負担するという、その答弁で理解してよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 家を建てる場合は、やはり水道を引かなければいけなかったり、下水道を接続しなければいけなかったりするので、そのために道路に埋設されている水道管から取り出すために、ここを掘削して、掘削した部分を復旧するという形になるので、施主さんが支払うべきものだと思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 すみません、今確認したいことは、最近、物価も高騰して、それからお家を建てる方、そういった方がただでさえ当初の見積りよりも材料だの何だのと高騰して、最初に見積りしたよりもどうしても上がってしまう。その現状が当たり前のように皆さんおっしゃるんです。でも、それプラス、やっとなんとか建てる目的でいざやろうとしたら、中城村に依頼して下水道を引く、水道を引く、そうしたら別に、新たに業者を頼んで引いてもらった、やってもらった。そうしたら、施工した業者は、工事に係る費用はやっていますけれども、その舗装に関しては、すみません、そういったものを引くためにさらに家主さんに、要するに新築のこれとは別に、引き込むためにこれこれかかりますよということで、そして、これだけの面積をしないといけないのでということで、逆にこの面積をやったときに、今、中城のほうで村内だけの仕事をしている水道屋さんとかそうい

った方々ではなくて、近隣の市町村、ほかのところもやるんですよ。その中で、中城は非常に面積大きいよねと。その声が何社からも聞こえてきて、私もその資料を見て調べているうちに、自分がいたときとこんなに面積違うんだというのを改めて今回調べて分かったものから、これは一応聞いてみる価値はあるなということで、今回質問に上げました。

それと、アスファルトの業者ですね、七和さんに聞いたんですけども、課長がおっしゃるとおり、転圧、そういったものは一番大切ですけども、一番大切なのは、路盤のカットをそのままカッターできちっとカットして、ちゃんとした厚み、それを確実に確保できれば、あとはちゃんとした接着剤、それを使って転圧すれば可能であるので、一番の鍵は、カッターで切るという、ちゃんとそういうカットしてきちっと転圧の厚みを確保する、それが一番であって、面積は、これはすみません、アスファルトの業者です、材料を扱っているところの話ですので、そして、そんなにきちっと接着すれば、転圧もしっかりしていれば、そんなに大きく張る必要はないんじゃない、それはそれだけ倍以上のアスファルトがかかるから、施工主というか、主もちょっと材料費言われたときにはびっくりするねということで。本当にこれは、今さっき、今やっている和宇慶とか屋宜、添石、そういったところで今、新築しているところの前のほうの面積を見たんですけども、中城はすごいんですねという感じのことを言われましたので、そのほうが、いや、ちゃんと役場からそういうふうに行っているんで、ちゃんと御相談してくださいということで話はしましたけれども。

再度、課長、聞きます。この舗装面積、この数量に関して、課長として何か違和感というか、感じるものはありますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今、議員のおっし

やられるように確かに物価も高騰していて、施工費も上がっている中で、負担がかかるというものとはあるのですが、今、この写真で見る限り、大体約3メートル、横断幅では3メートル。これはこれからの住んでいる方の通行とか、どうしてもやはり舗装業者がきちんとやったとしても、この切断面というのは弱点になってくると思います。これが、やはり幅が狭ければ狭いほど通行したときの違和感というのは顕著に出てくるとは思います。今、大体約3メートルぐらいになると思います。3メートルに関しては、今、復旧を見ている限りでは、道路管理者としては妥当ではないかなとは思っております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 妥当ということで、返事ももらいましたけれども、先ほどの資料の各市町村の復旧幅ですね。これを見て、中城だけ桁が違うなという、そういう実感はないですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 各市町村のやはりこの300というのが多いですけども、大体、市町村道、大きな国道とか県道以外は路盤厚は大体300、上層150、下層150で300となるのが普通なので、この300と決めているものに関しては納得はできます。ただし、中城村としては、平たん性、そういうものも考えて、ただ路盤厚だけで決めているのではなく、今までの仕上がりとかそういうものを見てきた中で、この1メートルというものに決定したので、やはりこの平たん性というのを一番重要視しているところであります。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 すみません、業者の目から少し教えてください。これを施工する業者、そういった方々にこの施工の条件ですね、そういったものは、この24年から変わりましたよね。その要するに変わったときに説明、もしくは

今、復旧するときの条件、そういうときに、こういうふうにするんですよということで明確に中城は示しておりますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 この水道工事とかある場合に、占用許可を申請されますので、その占用許可の復旧条件の中に、この復旧図を示して説明しております。その場合、やはりちょっと大きいんじゃないかと、そういうことを言われたこともあります。その業者の中には、これだけ大きかったら舗装業者を頼まないといけないと言われたこともあります。舗装業者を頼んでくださいと言いました。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 課長、今おっしゃった舗装業者を頼んでくださいという、そういうふうに、舗装面積が多いと結局、何のための指定業者の水道、下水道。中城はその指定業者でないと引けないというちゃんとした条件があるんですよ。でも、その指定業者は、自分たちが頑張れる、引いてあげられる下水道工事、水道工事、そういったものには頑張れるけれども、自分たちがやる工事はこれだけで、舗装面積これだけで、本当に自分たちの工事よりも舗装面積のお金が多いというか、そういうときになって、この矛盾点じゃないんですけれども、すごく仕事して、今、朝からの質問などもありましたけれども、下水道、水道料金の値上がり、下水道の引込みのそれを上げるとか、そういった話がありますけれども、実際にやっている業者は、自分たちの仕事は微々たる、微々たるではないけれども、それよりは自分たちがやる仕事以上に舗装のアスファルトの仕事の料金が、お金の換算ですよ、それに関しては、そこのほうが大きいんですよ。それが以前に比べてますます中城はアスファルトの舗装の料金が上がってきた。そうなった場合に、せっかくお家を造るという主に、じゃ引込みするのにこれだけかかります

よと見積りを出したときに、こんなにかかるのというからに、本当に憤慨されることもあって。家主さんとしては、もうお家の構想だけで目いっぱいですよ。お家の前にこんなにアスファルト引かないといけないのとおっしゃる方も実際、村内回って五、六名、ちょっと主の方がたまたまタイミングよくいらしたんで、やっていますねという形で、だからよ、こんなにたくさんよという感じの話もされたので。それで、きちっとちょっと調べてみて、でも、上等になるんで、もう中城に来ていただいているんで、よろしくねという感じの、そういう話をしましたけれども。

そのアスファルトに頼んでくださいとおっしゃった課長のもう、要するに見積りしている業者とこういった基準を設けているという、その板挟みだとは分かるんですけれども、平成24年です。そして今現在、これは10月に調べた数字です、ごめんなさい、11月です。先月、各市町村のこれをデータを調べました。今現在、要するに中城は1メートルであることです。これはそのまま変わることはないですか、検討の余地はありますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 すみません、先ほど申した舗装業者に頼んでくださいというのは、舗装業者が、議員も七和さんに聞いたと申しましたけれども、舗装業者が施工するのと水道業者が舗装するのとでは全然違います。この1メートルに変えたきっかけにもなるんですけれども、やはり舗装業者を使わないで復旧した結果、やはり施工不良として道路が陥没したとか、ぼこぼこになったとか、そういうのが見られたために、これは改定したものだと思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 いや、改定したって、その復旧するとき、それから引込みするとき、役場は立ち会いますよね。立ち会っていますよ

ね、立ち会いましたよ。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 施工不良が分かるのは、もう終わってから、密度試験とかそういうものまではやらないので、終わった後に1年とか、そういうのでやはり施工不良が出てくるので、これでまた小さく戻して施工不良が出てとか、全てが全てそういうわけではないとは思いますが、やはり道路管理者としては、今、写真にあるところはきれいにやられていますよね。こういう形でやはり復旧してもらおうというのを道路管理者としては望むので、このままこの規定でやっていきたいなと思っております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 じゃ少し、1点だけ。中城の交通量です。特に下の交通量ですね。課長がおっしゃったみたいに南上原とかそういうところは最初からそのまま8メートル、6メートルあって、路盤厚も高いです。それなりの大型が通るという設定で転圧もされています。下のほうの村道ですね、村道の吉の浦潮垣線の下のほうですよ。そちらのほうは幅が、厚が違いますよね。でも、最近、交通量に関して違っているというか、そういった中城の交通量に関して、大きい車が通っているというか、そういうのがそれを壊すというか、そういうものに影響しているという、そういう見方はできませんか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今、村道に関してはほぼT25、結局、1級道路、国道とか、また県道とか、そういうものの基準で舗装厚とか変わってくるんですけれども、基本的なT25で設計されているので、大型が通っても大丈夫な設計にはなっております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 潮垣線の厚も、その1級と同じですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 1級というのは国道、国道とは違います。村道はほぼ舗装厚5センチで統一されていると思われます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 今示しています舗装の復旧幅ですね。これは村道全部を基準としていますか、それとも何か平均のそういうものを基準とした数字でしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 これは各市町村の話ですか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時50分）

~~~~~

再 開（14時50分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 この県の基準とかそういうものは路盤厚で決めていて、この表のとおりになっているんですけれども、中城に関しては、先ほども申したとおり、平坦性を保つということを目的にしているので、これは舗装厚ではありません。大体3メートルを基準にして、掘削幅が約600から1メートルになると想定して、3メートルを基準にして1メートル、1メートルという形で決定しております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 村道の3メートルを基準でいいんですか、それとも大きいところの6メートルに合わせますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 失礼しました。幅員に関しては、全村道を基準にしております。この復旧幅は全村道を基準に1メートルということで設定しております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 課長、単純に考えてください。3メートルの道に、ちょっと穴を空け

ただで1メートルですよ。6メートルに対しての1メートルならまだ分かります。3メートルの、その幅に関しても1メートルの舗装という、そういう考えですよ、中城は。その確認です。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今、例えば舗装業者に30センチ、30センチ、掘削幅60センチだったとして、復旧幅が1メートル20、これを3メートルにする、なったとして、舗装業者に依頼するなら、あとは材料費等になると思うんですけれども、そこまで莫大な費用がかかるとは思っていません。ただ、舗装業者に依頼しないで自社でやるなら変わってくるとは思います。ただ、舗装業者でもない業者にどういう施工されるか分からないものをされるよりは、やはり幅員を、影響幅を大きくして、舗装業者に施工してもらいたいというのが道路管理者としての見解であります。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 課長の見解は分かりましたけれども、そのためにちゃんとした舗装をするために役場が立ち会ったり、そのための書類を出します、こういうものでやりますという。そういうので確認はできるし、品質管理もできるとは思いますけれども、今の話だと、何か業者を、業者をとにかく、何かあまり信頼関係ではないけれども。ちゃんと施工するところは、ちゃんと工事をするのは村の指定業者ということで、ちゃんと資格を持ってちゃんと提出をして、税金をきちっと納めたちゃんとした業者がやっているという、その仮定です。変なやり方をされるとか、そういう話ではないです。そういったところにちゃんとやってもらうのに、この幅で役場としてはもう考える余地は、これを動かす余地はないし、それから、変な舗装をされては困るという、そういう考えのもとのように聞こえるんですけれども、それをさせないために

もちろんとしたそのための役場の立会いが、舗装するとき、それから施行するとき、穴掘るとき、それなりに立会い、立会いをし、今は写真でもきちっと提出をし、データも送っていると思いますけれども、そういうふうにきちっと管理ができると思います。それでもこの幅にこだわりますかという、そういう質問をしております。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 先ほど申したとおり、やはり全ての業者がこういう施工不良を起こすということは申しておりませんが、今の復旧になってから、不良な施工は見受けられなくなりましたし、苦情もなくなったのかなとは思っておりますので、これをあえて施工幅を小さくするというものは、今のところ考えておりません。議員のおっしゃることも分かりますが、負担もかかるというのも分かりますが、それだけで、やはり交通に関して、きれいな道を通ってもらいたいですし、今のところそういう観点から、小さくするという事は考えておりません。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 最後に、確認ということで、重複するとは思いますが、課長、確認の意味で。

先ほどの平成24年からこの1メートルになった。この日にちは間違いありません。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 一番最初に申したのですが、平成24年からしか資料が今のところなかったもので、それ以前のものが分からないので、ちょっと分からないとしか言えません。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 24年にはもう1メートルですね。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時57分）

~~~~~

再 開（14時57分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 2つ目に、この1メートルになった基本というか基準は、土木施工管理基準のその資料によるということでよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 施工管理基準によるというのではなく、平たん性試験という、施工管理基準には平たん性試験というものが載っている。その平たん性試験のやり方が3メートルプロフィルメーターというもので、機械を使って測るというもので、それを基準として平たん性を考えてということで申しました。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 3番目の確認です。施工する業者に、指定業者に、きちっとこの施工基準に関しては説明をされておりますね。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 こういった平たん性試験とこの1メートルとした経緯については説明はしておりません。施工業者には説明はしておりません。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 先ほどおっしゃった土木管理基準のpHの、それに基づいて、この1メートルの幅になっていますという、その説明ですけれども、されていないんですか。

そして、業者は1メートル、施工場所から右左1メートル、その幅で復旧してくださいという、その説明はされていますよ。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 復旧幅については、もちろんこの図面を渡して、中城村はこの条件に応じて、中央線があるかないかとかですね。中央線があったら、中央線を越している場合は

全幅とかですね、そういう調整はしているんですけれども、その経緯が平たん性試験とか、施工管理基準がとかいう説明はしておりません。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では最後に、課長が知る限りでよろしいですので、施工するというか、中城にそういった新築をされた、それからそういった、とにかく舗装とか工事に関して、苦情とか何か相談を受けたことはありますか。アスファルトの舗装というか、そういったことに関してです、下水道の引込みとか。そういった工事の関係で、相談とか苦情が、課長の知る限りで結構ですので、ごく最近ありましたか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（15時01分）

~~~~~

再 開（15時01分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 ここ数年ではあまり記憶にないんですけれども、やはり以前、施主さんのほうから、道路が陥没しているとか、いろいろ施工不良に関してのことは聞いたことがあります。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 以前は少し、何か悪いとかそういう話はあったけれども、ここ最近はないという、その答弁でよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 ここ5年以内では記憶にはないです。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 私は、この写真を撮るのと、それから村内を巡回するようになって、10月から小まめに回るようになりました、注意して見るようになりました。その中で7件、たまたま新築しているとかそういうところがあったので、その中のお二人でしたけれども、役場

に問合せをしたことがあるというふうにお答えになったものですから、分からないのは役場に聞いたほうがいいですねという、その話はしたものですから、これは言っているのかなと、苦情とかそういうのではなくて、要するに問合せ、何か問合せ、中身はもう、主が分かってしまうのでちょっと控えますけれども。私が2か月歩いた中の7件のうちのお二人が疑問にというか、そういうことで役場に電話をした、そういうことはお二人いらしたんですよ。だから、それを、すみません、都計課だという、そこまでは聞いていないです。役場に問合せをした。お家を新築するに当たって、アスファルト、それから引込み工事について、役場に問合せをした方が7名中2人いらしたので、その声が役場のほうに届いているのかということで、課長に聞いています。都計課という、そういうお答えではなくて、役場にとあったんですけれども。都計課のほうにはなかったということでよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 都市建設課には様々な問合せがあるので、開発の件だったり、工事の件だったり、ほかにも都市計画の件だったり。いろいろあるので、問合せ自体は無数にあります。その中で舗装に関するものがちょっと記憶にないというだけの話であります。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では、1つだけ提案をして答えを求めます。

役場に指定業者として出している業者ですね、そういった方々がこれに対して説明を求める、または商工会の土建部の皆さんが疑問に思っているところを提出した場合、そういった答えを求めてくれるとか、そういった機会は持てますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 もちろんいろいろ疑問に思うことなどは、もちろんその場を設け

て説明することは大丈夫です。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ありがとうございます。

商工会の土建部を中心に、またまとめて質問というか、答えを求めたいと思いますので、それをまとめて再度、習いたいと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 伊佐則勝 以上で屋良照枝議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時06分）

# 令和5年第7回中城村議会定例会（第7日目）

|                                |                 |                      |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|----------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和5年12月8日（金）    |                      |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和5年12月14日（午前10時00分） |                      |         |
|                                | 散 会             | 令和5年12月14日（午後3時15分）  |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美              | 9 番                  | 大 城 常 良 |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登                | 10 番                 | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 3 番             | 比 嘉 護                | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 桃 原 清                | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則              | 13 番                 | 新 垣 博 正 |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市              | 14 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 新 垣 修                | 15 番                 | 石 原 昌 雄 |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝              | 16 番                 | 伊 佐 則 勝 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                      |                      |         |
| 会議録署名議員                        | 4 番             | 桃 原 清                | 5 番                  | 新 垣 貞 則 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保                | 議 事 係 長              | 辰 さおり   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | こども課長                | 比 嘉 昌 子 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典              | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治              | まちづくり推進課長            | 金 城 勉   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也              | 都市建設課長               | 呉 屋 克 行 |
|                                | 住民生活課長          | 仲 村 盛 和              | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 仲 松 範 三 |
|                                | 会 計 管 理 者       | 新 垣 忍                | 上下水道課長               | 仲 村 武 宏 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡                | 教育総務課長               | 我 謝 慎太郎 |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳                | 教育総務課主幹              | 森 本 雅 人 |
|                                | 健康保険課長          | 島 袋 かおり              |                      |         |

議 事 日 程 第 5 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、仲松正敏議員の一般質問を許します。

○11番 仲松正敏議員 皆さん、おはようございます。

質問の前に、11月11日、12日の中城文化まつりに議員、また村長をはじめ職員の皆さんと、多くの皆さんが見に行ってくださいまして、大変ありがとうございます。次回もまた文化まつり、多くの方が足を運んで盛り上げていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議長より質問の許しが出たので、通告書に従って質問いたします。

大枠1番、認知症対策について。認知症については、私も70を過ぎまして、また後ろの先輩も70半ばになりましたので、多分、気になっていると思いますので、お互い認知症になっても生き生きと暮らしていきたいので、この質問をします。認知症は早期発見・早期対応が大切ですが、加齢によるものか認知症によるものかを判断することは難しく、医療機関への受診をなかなか踏み切れず、発見が遅れてしまう場合もあります。認知症の重度化や治療可能な認知症を見逃さないために、他の病気同様、認知症を早期発見し、適切な治療につなげることや、予防や地域での支援につなげるきっかけづくりが必要であると考えます。認知症になっても生き生きと暮らせるまちづくりについて質問いたします。①高齢者の進展に伴い、自宅や施設で過ごされる認知症高齢者の方が増加していると推測されます。中城村ではどのくらいの認知症高齢者がおられるのかを把握されているのかをお尋ねします。②中城村の認知症対策について伺

います。

大枠2、農業振興について。沖縄県におけるサトウキビは、全耕地面積の約5割、農家の約7割が栽培しているとともに、製糖を通して雇用機会を確保するなど、農家経済はもとより地域経済を支える基幹作物となっております。しかし、近年、農家の高齢化や都市化の進展、遊休農地の増加及び肥培管理の遅れに加え、台風、干ばつの影響等により年々減少していると思われます。それで、中城村のサトウキビの現状について伺います。①令和4年度産サトウキビ生産実績(夏植え・春植え・株出しの合計)。②令和4年度産最低糖度、最高糖度、12月から4月までの糖度と平均糖度を伺います。③過去3年間の手刈りとハーベスターの割合は。④平均反収と平均単価、合計金額、生産額の内訳は。⑤サトウキビ生産SDGsとは。⑥将来的にサトウキビ生産振興政策を各関係機関と連携していく施策があるか。以上、答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては福祉課、大枠2番につきましては産業振興課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの認知症対策について所見を少々述べさせていただきたいと思いますが、本村におかれましても大変重要な課題、認知症対策はそれに当てはまるものだと思っております。いろんな対策を担当課も含めて、ある意味、本庁を挙げてやらなくちゃいけないものだろうという自覚は持っているつもりでもございますし、また、少し話は違いますが、今日の新聞にも認知症薬のあれ、レカネマブでしたかね。保険適用がということで承認されたという、新聞にもありましたけれども。そういうある程度、光が見えてきたところと、また、ただ、これはまだ始まったばかりですし、対象

者も少ないという報道でしたので、我々がやるべきことは、なるべく認知症にならないような、あるいはなったとしても軽度で済むような、あるいはなる時期をずらすようなことを一生懸命また担当課と常に頑張っていきたいなと思っております。

詳細につきましては、また福祉課のほうでお答えいたします。以上でございます。

**○議長 伊佐則勝** 福祉課長 照屋 淳。

**○福祉課長 照屋 淳** おはようございます。

仲松正敏議員の大枠1、①、②についてお答えいたします。

まず、議員の皆さんのお手元にも今日、参考資料としてこちらの認知症ガイドブックと、間に挟んである統計の数字がありますので、そこらも御確認ください。

まず、令和5年10月1日現在の要介護認定者900名いらっしゃいます。この900名のうち、要介護認定調査において認知症高齢者の日常生活自立度の基準に該当する方、こちらがランク2以上の方になります。こちらの方が637名、70.8%となっております。また、10月末現在の精神保健福祉手帳の保有者254名のうち、認知症の診断がある方は15名となっております。

国民健康保険、後期高齢者医療保険の受診者においては、令和4年度の実績値、実人数となります、こちらは配付資料2枚目の上段を御確認ください。65から74歳で33人の令和4年度受診者がおりました。75歳以上では347人の方が認知症の診断を受けて医療機関を受診していることとなります。

②になります。福祉課で実施する認知症対策は、介護保険の地域支援事業を活用し、認知症サポーター等養成講座、認知症初期集中支援チームの運営、地域包括支援センターにおける総合相談、成年後見制度利用支援事業、認知症高齢者等見守り情報登録事業、地域見守り協力事業を実施しております。

介護保険サービスで認知症に特化した事業としましては、地域密着型サービスの認知症高齢者グループホーム1か所9床を整備済みであります。

令和5年度内に新たに開始する事業としましては、QRコードつきシールを活用した見守り事業のどこシル伝言板というものをこれから運用していきます。また現在、久場地区内において地域密着型サービスの認知症高齢者グループホーム9床を整備中であります。こちらは令和6年3月には供用開始予定となっております。これにより認知症グループホームの整備は2か所、計18床となる予定です。

健康保険課におきましては、地区ふれあい事業において、保健師や管理栄養士による健康講和の中で認知症に関する講和を行っております。以上となります。

**○議長 伊佐則勝** 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

**○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三** 仲松正敏議員の質問にお答えします。

①令和4年度の生産実績につきましては、夏植え51トン、春植え244トン、株出し2,028トン、合計2,324トンであります。

②糖度につきましては、最高糖度17.6度、最低糖度7.3度、平均糖度13.8度であります。

③過去3年間の手刈りとハーベスターの割合。令和4年、手刈り64%、ハーベスター36%、令和3年、手刈り59%、ハーベスター41%、令和2年も3年と同じで手刈り59%、ハーベスター41%であります。

④平均反収と単価、生産額ですね。令和4年度、平均反収5,069キログラム、10アール当たり、平均単価、交付金込みで2万3,507円、合計金額5,463万3,011円。令和3年度、平均反収4,837キログラム、10アール当たり、平均単価、交付金込み2万4,183円、合計金額5,693万1,745円。令和2年度、平均反収5,495キログラ

ム、10アール当たり、平均単価、交付金込みで2万3,315円、合計金額5,447万4,606円。

○サトウキビの生産のSDGsとは。サトウキビ生産に関連するSDGsの取組につきましては、搾りかす、バガスを活用した取組が行われております。燃料や肥料、非材木紙などの原料として幅広く利用されております。

○サトウキビは生産者が最も多い品目ですが、高齢化や担い手不足が問題となっております。その対策として、担い手が参入しやすい環境づくりを図るため、機械化に向けた取組みや優良の種苗配布、農薬購入の補助など、関係機関と連携して取り組んでいます。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは、大枠1のほうから再質問します。

認知症高齢者の人数については、先ほど数字をお聞きしました。それで、これまで毎年数字というのは大体、同程度なのか、あるいは年々増加しているのか、その辺はどうですか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

認知症高齢者の数字ということでよろしいでしょうか。であれば、基本的には、先ほどのお配りした国保の資料からも分かるように、年々増加傾向にはございます。相談においても、詳しい統計は取られていないんですけれども、印象としましては、認知症が絡む相談というのが増えている傾向がございます。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 認知症に関しては、どうしても高齢化がどんどん進んでいる状況ですので、そういう人数が増えるのは当たり前ですかね。

その相談ですけれども、認知症の相談。これは本人が1人で来られるのか、それとも家族一緒に来るのか、その辺はどうですか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

御本人が来ることは多くはございません。多くは御家族と一緒に、または家族のみとなっております。

内容としては、まずは介護保険の利用についての相談というのが多い状況であります。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 分かりました。

要介護認定を受けていない、この高齢者の件数についてはどうですかね。いまして、その人たちに対してはどのような支援をされているのか、その辺お聞きします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず、要介護認定を受けていらない方々については、窓口相談があれば包括支援センターの職員、また、地域、民生委員と協力したり、社協と協力したりという形で支援を行っております。

介護保険サービスを受けていなくて、例えば認知症のデイケアというのに行きたいという相談があったときには、自立支援医療の精神通院という制度がございますので、そちらの手続を御案内した後に、認知症デイケアが近くでいますと北中城若松病院に設置されていますので、専門の医療機関へつないでいくという形になります。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 その相談に関しては、担当課としては丁寧に対応しているということですね。分かりました。

次に、この認知症に対する県民の理解促進や当事者が安全安心に暮らせる社会づくりを目指す認知症県民フォーラムが9月14日、浦添市のアイム・ユニバースでだこホールで開催されました。県は土日、情報発信に協力してもらうため、いずれも若年性認知症と診断された48歳、64歳、62歳の3人の方に県認知症希望大使とい

うのを委嘱されました。登壇した3人の大使は、診断後も自分らしく生きる生活を語り、認知症でもできることはたくさんあることを強調され、一方で若年性認知症専用のデイサービスが不足している現状も訴えております。

それで、この若年性認知症専用のデイサービス、本村ではどのような現状になっているのか伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず、若年性認知症の方の専用のデイサービスというのは、村内にはございません。介護保険法で指定されているデイサービス事業所におかれましては、まず御相談があれば、相談を聞いた上で対応していくという方針を持っています。若年性認知症の方の支援につきましては、沖縄県のほうで特定医療法人アガペ会、北中城若松病院を運営されている法人ですが、そちらのほうを受託しまして、若年性認知症の支援推進事業というのを行っております。宜野湾の普天間地区のほうで、この若年性認知症の相談室というのを開設してまして、そこに認知症支援のコーディネーター2名を配置し、いろいろな事業を行っていると考えております。

うちの村内においての若年性認知症の方の相談というのをちょっと包括のメンバーと確認したんですけれども、年に1件あるかないかぐらいの件数ということでした。実際には病院と医療機関と連携したり、こういった県の行っている事業につないだりという対応をしているということを知っております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この若年性認知症の年齢ですけれども、先ほど3名の方は、一番若い人が48歳。これ実際、若年性認知症というのは何歳ぐらいから現れるのか、その辺はどうですか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

すみません、この辺はちょっと診断の分野になりますので、詳しい情報を今持ち合わせていないんですけれども、基本的に64歳以下の方々におかれて、認知症と診断を受けた方ということで、こちらを認識しております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 分かりました。

課長、もし調べる手だてがあれば、よろしくお願いします。やはり今の世の中、いろんなことで認知症というのを発生すると思われまして、ぜひその辺も考えて調べていただきたいと思います。

実際、私のこの地域でも、認知症の方はおります。友人や知人の先輩などの家族、また本人の認知症に関する悩みを抱えている方は増えていて感じています。しかしながら、認知症に関する認識として、同居の祖父母などがない核家族の状況では、身近な問題として、認知症について考える機会が少ないのではと思います。特に20代や30代の若い世代の理解が進んでいないように思われます。若い世代に対する啓発方法として、動画配信などが目に触れやすいと思いますが、本村ではそのような取組はされているのか。どうですか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

若い方を対象にした動画配信というのは本村では行っておりません。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 動画配信というのはね、今はもういろんな分野でも配信されているわけですから、将来的にも人々に周知されるには、この動画配信がますます増えてくると思いますので、その辺も検討していただければと思います。

次に、認知症の正しい理解の推進についてお

聞きます。

認知症については、早期発見・早期治療の対応が大切だと、先ほどもお話ししましたが、私の知人から、友人に物忘れのような症状がひどくなっていることについて心配していると相談を受けたが、ほかの病気なら早めの診察を勧めるのに、なぜかこの物忘れについては病院で受診してはと言いつらいと。もし受診されても、認知症だと判断されたら、この人はショックを受けて外出もしない。人に話をするこゝもしなゐでひきこもりになるんじゃないかと考えると、なかなか診断を勧めないという話を聞いておるんですが、それで、私は、症状があつてもなかなか診断を勧めない、その要因は、認知症に対する正しい知識が不足しているからではないかと推察いたします。

それで、村ではどのように村民に、認知症について正しい理解を推進されているのか伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず、認知症の正しい理解を推進していくために、国が行っているのが認知症サポーター養成講座というものを推進しております。本村においても、平成18年度あたりからサポーター養成講座というのは、地域の要望に応じて開催をしてきております。コロナの前は巡回型という形で、ふれあい事業とか、老人会の集まりとか、そういうところでの巡回型を中心にやっていたんですけども、令和3年度からはサポーター養成講座設置型という形で、ピーナッツという名称で行っているところです。こちらは毎年20人前後の方々が1年を通じて参加していただいているところで、この養成講座を修了した方々については、村が行ういろんな事業のまたサポーターとしても御協力いただいくという形で今、講座を推進しているという状況でございます。

また、窓口での相談とか、いろんな場面でお配りしている、このガイドブックですね。こちらのほうをまたその都度その都度、皆さんにお配りしながら認知症についての正しい知識というものを周知しているところでございます。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この認知症ガイドブック、中身を先ほど見たんですけどもね、この中身の中で認知症の専門の医療機関等も載っているようであります。このガイドブックですが、何人かの人に聞いたところ、皆さんほとんど知らないという返事がありました。

それで、このガイドブック、どのような形で住民に配布されているのか、その辺はどうですか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

こちらのガイドブックは、基本的に窓口で御相談のあつた方々に、紹介先とか、知識とか、そういったことをお知らせするために作られたものとなっておりますので、全世帯への配布とかそういったことはまだ行われておりません。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 このガイドブックを見ていると、認知症について多くを知ることができるものだと思います。やはり認知症の早期発見、予防について、大変いいものだと思いますので、できるだけ多くの住民に配布ができるよう、あるいは、窓口にありますので必要な方はぜひもらいに来るようという、その辺の周知も取り組んでいただければと思います。

次に、もの忘れ検診の導入についてちょっとお聞きます。

認知症に自分自身が発症していないか、これがあつても医療機関への受診に踏み切れなかったり、家族や友人が気づいていても、なかなか検診を勧めにくい現状であると思います。

そこで、何かよい対策はないかと調べたとこ

ろ、もの忘れ検診を導入している自治体があることを知りました。残念なことに沖縄県では実施している自治体はほぼないかなと思います。調べたところ、埼玉県全域、また横浜市、神戸市ほか9市で実施しているということを知りました。その目的は、認知症の早期発見と重症化予防などの早期対応であります。自己負担無料で、地域のかかりつけ医などで簡易検査を受け、認知機能の低下の疑いがあれば専門医を紹介し、認知症の診断を受けるという流れになっているようであります。要経過観察者になった人や家族に対し、かかりつけ医が経過観察を行い、地域包括センターと連携し、その後のフォローで必要な支援につないでいる自治体とありました。

そのもの忘れ検診は、住民が抵抗なく認知症治療を受ける糸口となり、また、予防に向けた働きかけを行っていくシステムの構築にもつながるものではないかと考えますが、このもの忘れ検診について、本村での導入について考えがあればお願いします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 もの忘れ検診というお話でした。こちらのほうですね、いろいろこちらのほうでも調べてみたんですけれども、基本、今、村内で実施する考えはございません。

この検診につきまして、議員のほうから事前にお話をお聞きしていましたので、調べてみたんですけれども、やはり医師会との協力というのがすごい欠かせない内容になります。なので、本村のみでの単独実施ではなくて、中部地区で行うのは中部地区医師会、県全体なら県医師会と。また、県も交えてのいろんな対策を取らないと、検診体制というのは少し構築しにくいかなと。効果が出ないような形になってしまうところ、危惧されますし、また、結構な予算がかかる状況がございます。その辺の財源の捻出等が課題になってくるものと思われま

なお、今、沖縄県におきまして、この認知症

の支援、ドクターの研修というのもしっかりとやっております、かかりつけ医の認知症対応力向上研修というのを県のほうは実施しております。そちらのほうの研修を終えた医療機関につきましても、ホームページ等で公開されております、村内ではわくさん内科がこの研修は受けられております。

また、そのかかりつけ医をサポートする認知症サポート医という形で、こちらは毎年、県のほうが養成を行っているんですけれども、こちらでも中城村においては今井内科医院がサポート医として登録されております。今井内科医院の医師は、うちの認知症初期集中支援チームのサポート医としてもまた御協力いただいているところでございます。

先ほどお配りしたガイドブックにもございますけれども、認知症の疾患センターというのが各圏域に設置されております。令和4年度までは中部地区は北中城若松病院だったんですが、5年度からは沖縄リハビリテーションセンター病院に移っております。また、琉大病院のほうは今県域という形でやっております、今、琉大、沖縄リハビリテーションセンター病院、また北中城若松病院は物忘れ外来を開設しておりますので、各医療機関と連携しながら、必要な方については医療機関を紹介しているところでございます。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 これについてはいろいろ大変、複雑だと思うんですけれども、できるだけ県とその辺は連携し、私が話したこのもの忘れ検診、大変いいことだと、素晴らしいことだと思いますので、ぜひ中城村からまず初めにできるかどうか、県と連携し取り組んでいただければと思います。

今後もこの認知症対策として様々な手段で積極的に啓発を行ってほしいと思います。また、本村においては、認知症とともに生きるまちづ

くりとして、認知症高齢者及びその家族が住み慣れた地域で共に生活を送ることができるよう、制度構築を支援し力を入れると今後思われます。認知症の方が仕事等を通して社会と接点を持てるようにしたり、生活しやすいように仕組みを整え、村民の理解を深める取組をこれからも進めていただくよう要望させていただきたいと思っています。

続きまして、大枠2番のほう、令和4年度のサトウキビの生産実績が先ほど夏植え、春植え、株出しの合計が2,324トンということですが、過去5、6年前と比べると、生産実績というのは増えているのか、それとも減少傾向にあるのか、その辺はどうですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 5、6年前と比べると減少はしております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 年々減少というのも大体分かるんですけども、私は、ここ数年、遊休地や耕作放棄地が少しずつ解消されてきて、サトウキビの生産量も増えてきたかなと思いましたけれども、やはりそのような解消された土地は、サトウキビ以外の何か作物を植え付けているのか、分かりましたら、その辺お願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 解消された荒廃農地につきましては、議員がおっしゃったようにサトウキビ以外のほかの作物も栽培しております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 村としては、このサトウキビの植付けについて、農家や村民に対して何か推奨、そういうのはどういうふうにやっているのか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 サトウキビ農家への支援ということでは、農薬の配布、優良種苗の配布、ハーベスター導入による機械化の支援を行っております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 そのような支援のことをいろいろ農家さんに伝えて、推奨されているということですね。

サトウキビでの収入というのは、ある程度、生活費としても助かる方々もおられると思います。サトウキビは会社が傍目でも請負業としてやっていけるものと思いますので、ぜひこれからもサトウキビの植付けを推奨するようよろしくお願いします。

本村において、サトウキビの品種ですが、どのような品種が植えられていて、何という品種が本村では多く植えられているのか、その辺お願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 確認したところ、夏植えでは農林27号、春植えでは農林33号が多く植えられているということ聞いております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この品種については、県内各市町村でも多く植えられている品種なのかね、その辺、分かりますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 多分、県内同じ状況だとは思いますが。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 先ほどこの最高糖度

が17.6ですかね、あるとおっしゃっていましたが、この品種は何かすぐに分かりますか、どのような品種なのか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 最高糖度の品種につきまして確認したところ、生産者が品種不明ということで届けられていると聞いております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 そうですね、近年ね、私も植え付ける農家さんと話したり、自分で見て、どうも一つの品種だけ土地1筆に植えるんじゃないくて、いろんな品種を何か混ぜて植えているみたいですね。それを考えると、なかなか先ほどの品種については把握しきれないかなと思います。

③のほうにいきます。過去3年間の手刈りとハーベスターの割合だと、ハーベスターと比べると、まだ若干手刈りが多いようですが、近年、農家の高齢化が進み、サトウキビの生産量も減少傾向にある中で、まだまだ手刈りが多いということですが、現在、サトウキビの収穫というのは機械化、いわゆるハーベスターで収穫を農家さんに勧めていると思うんですよ、高齢化によって。これからどんどん高齢化が進むと、手刈りだと本村のこの第1次産業であるサトウキビを作るというのがますます厳しくなってくると思われます。それで、もっとハーベスターを活用するよう農家さんに助言とか指導、その辺は今どのようになっているかお聞きいたします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 年々、高齢化が進み、サトウキビの生産を維持するためには厳しい状況となっておりますので、JA、製糖工場と一緒にハーベスターを推進し、またこのハーベスターの講習会

なども開いて、農家さんの軽減に努めたいと思います。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ④については、先ほどの数字、これはなかなかこっちで聞いただけでは分かりにくいので、後でまた聞きたいと思っています。

⑤です。サトウキビ生産に関するSDGsの取組については、先ほど搾りかす、バガスを活用し、肥料とした取組を行っていると。製糖工場から発生する副産物であるバガスは、原料サトウキビの約25から30%であるということですが、沖縄県では20万トン程度、鹿児島県では14万程度、産出されているようです。バガスの土壌に還元される堆肥用としての利用は、沖縄県で10%程度、鹿児島で5%程度であると、調べてみました。バガスのほ場への還元では、徳之島において、化学肥料とともにバガス堆肥を長期転用した場合に、サトウキビの収穫が増加し、土壌中の全炭素や全窒素、交換性カリウム含有量が増加することが報告されているということでもあります。

以前は中城村でも、サトウキビ生産農家や野菜農家の皆さんが、このバガスを利用していました、どうも近年、ほとんどこれが利用されていないように思われます。バガスを利用すれば収穫量が増えるということは、農家さんに、その辺の数値指導をしているのか、どんなものですかね。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 議員さんの御提案、ありがとうございます。また関係機関、JA、製糖工場と情報提供して、検討してやっていきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 このバガスの利用した場合、土壌改良とともに農地の土壌への炭素

蓄積量の増加によって、CO<sub>2</sub>の排出量の削減に対しても期待されていますので、ぜひ農家さんにバガスの使用を進めていただきたいと思います。

⑥についても先ほど話を伺いましたが、先ほど最高糖度が17.6度だと言われましたが、以前は、ずっと前の話になるんですが、21度というサトウキビもありました。いろんなことで、その品種は現在なくなっていると思われますが、鹿児島県熊毛地域では、このサトウキビの基幹品種、N i F 8に代わり、新品種候補としてK T n 03-54に変えようと現在されております。この品種は純糖度率が高く、優れた早期高糖性を有し、また、一茎の重さが大きく、脱葉性がよいので、収穫や原料茎調製の作業にも優れていると、この熊毛地域で大いに期待されております。

そのようなことで、どうですか、この品種について、県の農業試験場と話してみて、本村でも導入できないか、その辺は。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 今御質問いただいた品種については、沖縄県の奨励品種として登録されていないと思います。まず、農家さんに苗を配布するためには、沖縄県の奨励品種として登録する必要がありますので、その辺もまた関係機関に情報提供して、また農家の皆さん、関係機関が登録品種と認めるかどうか、その辺を判断していきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 まだ登録もされていないということですが、どうもすばらしい品種みたいですので、ぜひ村のサトウキビ生産農家の皆さんのために、その辺は早めにいろいろ情報を仕入れて対応していただきたいと思います。

このサトウキビに関してですけれども、政府は11月29日、2024年度サトウキビの生産交付金を4年連続据置きの1トン当たり1万6,860円とすることを決められました。しかし、労働費が減少する一方で、作業委託費が増加していることやキビ価格の高騰を理由に引下げを求める声もあったそうであります。そのことから、2025年からキビ価格の引下げも考えられることから、サトウキビの反収糖度の高い品種を植え付けなければならないと思いますので、ぜひその辺のところも取り組んで、課長、いただきたいと思います。よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時50分）

~~~~~

再 開（11時00分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、玉那覇 登議員の一般質問を許します。

○2番 玉那覇 登議員 改めまして、おはようございます。議席番号2番、玉那覇 登でございます。これより一般質問を行いたいと思います。

大桙1、県道29号線登又北上原の渋滞緩和について。①県道29号線登又交差点（登又金物店前）から続く南北の道路は、通勤、退社時間帯になると交通量の多さで渋滞している状況です。特にサンヒルズタウン入り口までは渋滞しています。その原因は、サンヒルズタウン入り口の信号が時差式のためだと思われます。サンヒルズタウン側からの車がなくても、時差式のため赤点灯になり、渋滞を起こしています。解消のために、ちょっとこれ接触式ではなくて、センサー式への変更をお願いします。センサー式への変更はできないかお伺いします。②続いて、

北上原公民館近くの交差点も登又方面から北上原向けは右折車があると直進できず、渋滞を起こしている状況です。直進できる道幅を広げるか、青信号の時間差を設けるなどで解消されると思われますので、対応をお願いします。

大枠2、ICT教育について。GIGAスクール構想によって、児童生徒向け1人1台の情報端末、高速通信ネットワークの整備、電子黒板など、学校のICT教育が進められています。この構想ももう3年余り経過しましたが、現在の整備状況や各学年、各教科での機器の使用状況や課題等をお伺いします。以上、よろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、玉那覇 登議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては住民生活課、大枠2番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの渋滞緩和について、①、②ともに私も全く同意見でございまして、非常に頻度の高い率で使用する道路でもありますし、常に、どうしてそうなっているのかなと疑問に思っていたところでございますので、これ住民生活課も一緒に宜野湾署を含めていろんなことをまたお伝えして、改善に向けて努力をしていきたいなと思います。これは、昨日、御質問があった、桃原 清議員からあった奥間交差点の件も含めて、住民生活課一緒になって取り組んでいきたいなと思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2のICT教育については、授業の中で一人一人の学習の進み具合など、個別最適な学びの面ではとてもよい効果を発揮しています。また、子供たちには情報化社会の中で、多くの情報を処理し活用する能力とネチケット指導も含め、的確な正しい判断力

を養うことが重要だと考えています。

詳細については、教育総務課主幹が答えます。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、御質問の大枠1についてお答えいたします。

まず、①についてです。サンヒルズタウン入り口の信号機は、平成24年にセンサーなど器具の更新時期を迎えたことや地域の要望から、センサー式から現在の時差式に変更されています。時差式になったことで、サンヒルズタウンへの右折がしやすくなったことや地域の声から以前のセンサー式への変更は厳しいものと思います。

②につきましては、現在、県道の拡幅の予定はないため、現在の信号機の時間差が設定できるものなのか、現場状況を確認し、検討したいとの報告を受けております。以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大枠2についてお答えします。

ICTの整備状況につきましては、各教室への電子黒板設置、児童生徒へは1人に1台のタブレット端末が配布されています。

ICT機器の使用状況、活用については、各学年、各教科においてインターネットによる調べ学習や、写真や動画を用いての作品制作などが行われています。

電子機器の使用における課題としましては、視力低下といった健康被害が心配されます。また、著作権や人権意識、薬物乱用防止の観点などから、情報モラル教育も常時取り組んでいく課題と捉えています。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 それでは、再質問をしたいと思います。

昨日も奥間交差点の渋滞解消についての質問がありましたけれども、特に村内の渋滞箇所として、特にひどいといえますか、渋滞箇所は、昨日の質問にもありました奥間交差点ですね。

それと、南上原の上原交差点から南上原周辺と、あと次に、今、これから話します登又交差点があります。

この登又交差点については、昨年12月の議会でも、金物店がある登又交差点については普天間野嵩方面から下って新垣方面に曲がる車が、矢印信号がないためにゴルフ場周辺からの直進車両があって右折できなくて、せいぜいできたにしても、もう赤になっていますので、せいぜいできたにしても信号無視という感じで、一、二台しか通れないということで、右折の信号の要請を行ったところです。

今回はこのサンヒルズのところまではそんなに気づかなくて、周辺の方からもお願いがあつて、今、課長が答弁されたことは、新垣周辺から来たときに、今、青になる時間が時差式になっているから、右折ができやすくなっているというふうなことで、サンヒルズの方々からも喜ばれているというふうなことでありますが、私のこの質問は、逆方向からの、登又の周辺からのことでありまして、時間帯によっては高速道の北中城の出口から、ずっとこの登又交差点まで渋滞しているんです。そこで、その県道が赤になっても、サンヒルズのところが時差式のために、サンヒルズ側から出る車がなくても赤になるから、車が進めなくて、登又の交差点はもう渋滞になっているわけです。サンヒルズから出ようとしたときにセンサーに当たって信号が変わればいいんですけれども、出る車がなくても信号は赤になるから。登又交差点から来るところがもうずっと渋滞しているというふうな状況で、これまででまた平成24年度にセンサー式から今の時差式に変えたというふうなことがありますけれども、また戻せないかどうかということになりますけれどもね。

いずれにしても、今、サンヒルズ側から車が出なくても信号は赤になります。サンヒルズ側からは青になるというふうなことで、その幹線

が混んでいるということですので。サンヒルズから車が出なければずっと青でもいいわけです、幹線は。そうであれば、登又の交差点周辺は渋滞が少なくなるのかなというふうなことで、これを説明して、お願いしたいと思っています。

それから、この今、時差になっているというのは平成24年度に変わったということですか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 宜野湾署のほうに確認しましたところ、24年度に変更したということです。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 時差式に変更したということで、そのときに時間差も変えたということですね。それで理解します。

お願いとしてサンヒルズ側から出るところにセンサー式にしたほうが渋滞は緩和するのかなと思っていますので、要請等お願いします。

2番目の北上原公民館の交差点ですけれども、ここも南上原方向に向かっている車がですね、想像力働かせてくださいね。新垣から南上原方面に向かっている直進車が、この北上原の公民館の信号で右折車があったら止まります、直進車がありますのでね。ここも時差式ではなくて、両方の時間差がないです。そこで、そこで右折車があると後ろの車が抜けられなくて渋滞するというふうなことで、ここは矢印ではなくて、サンヒルズタウンの入り口みたいに時差式で、向こうの新垣方面に来るところが赤になったら、この南上原方面に行く信号は青で時間差で長くすると。矢印にしてしまうと、右折しか行けませんので、直進も行かせながら右折もできるということで、その青のままの時差式にしたほうがいいというふうに私は思っておりますので、この辺のまた要請もよろしくお願いします。

続きまして、GIGAスクールについてですけれども、全教科全学年で行っているというふ

うなことの答弁がありました。文科省は、学習指導要領について、おおむね10年置きに改定をしていますよね。2017年に小学校の学習指導要領が改正されて、そこで、2020年度から本格実施というふうになっていますけれども、2017年度の改正で小学校のほうにプログラミング学習と、あと英語の学習、外国語の必修化が入ってきました。このプログラミング学習を進めるに当たって、進めるために、2018年度から5か年計画で教育のICT化に向けた環境整備をするということで、5か年計画で行っていました。その翌年にGIGAスクール構想を発表して、1人1台の端末で学習してもらおうというふうなことであります。もちろんこのGIGAスクールの背景としては、学習指導要領で示されたプログラミング学習を行えるようにということで、これに対応していると思いますが。

それとまたほかに、当時は学校のICT環境の整備がもう脆弱であったというふうなことから、地域間、都市部と、何ていうんですか、離島とかそういった整備環境に格差が大きいというふうなこともありまして、また、学校での授業の受けるデジタル機器の使用時間について、いろいろOECDという、経済協力機構、38か国が加盟するOECDの加盟国の中で、日本は平均よりも最下位であると、こういったデジタル機器の使用した学習に対して。

そういったことがありまして、これからの社会を生き抜く子供たちにとって、そういった情報教育は必要ということでなって、GIGAスクール構想を発表しているということで、さらにまた2020年度に新型コロナウイルスが拡大して、その拡大することによって、学校の休校に伴って教育のデジタル化の遅れでオンライン授業などができなかったというふうなこともあって、GIGAスクール構想の実施が前倒しされて、本村でも100%ということですよ、理解していいですね。予備も40台ぐらい、この前、

予算がありましたけれども。

今現在、全国で見ると約96%が整備済みとなっているということで、ほぼ完了したということですが、本村も、今言ったようにもう100%整備完了していて、このプログラミング学習についての学習指導要領の実施に向けて、学校も教育委員会も頑張っているところだと思います。

使用状況は、先ほどの答弁でも、全教科で全学年で行われているというふうなことがあります。もう少し具体的にはどんな授業、主要、国、社、数、英とか、そういった、どのような具体的に使用されているのかということをお聞きます。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

各教科を具体的にといいますと、例えば国語でありましたら漢字の書き順、こういうソフトがありますので、これを使った漢字の練習、算数、数学におきましては、計算を繰り返し練習する計算ソフトアプリがありますので、これを使った繰り返し練習、そして社会、理科に関しては調べ学習、先ほどありました調べ学習や調べたことをまとめるプレゼンテーション、そちらのほうで使われています。あと、ござまる科、護佐丸コースに関しても、自分たちの課題に応じた調べ学習を行って、こちらをプレゼンテーション作成、そして発表する、そういったことで活用されています。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 今の答弁によると、各中城小学校、津覇小学校、南小学校、あと中城中学校、4校で十分もう、この宝の持ち腐れではなく、十分活用して授業を展開しているというふうなことで理解してよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 ICT活用は常時の授業の中で活用するというのが目標にあり

ますので、各教科、狙いに沿った使用を行っています。

年2回、教育委員の皆様と学校訪問を行っています。その際、教育委員の皆様からも、先生方がよくICTを活用しているというふうにお褒めの言葉をいただいております。

また、2月には教育の日がありますので、この日午前中、学校公開日となっています。その際にも、子供たち、先生方のICT機器の活用状況が御覧いただけると思います。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 小学校によって、小学校は教科担任制は4年生、高学年ぐらいから、科目によっては教科担任制もあると思うんですが、ほとんどが担任がどの教科も指導するというふうなことでありまして、やはりこの担任の先生方にも、こういったコンピューターを得意とする先生もいれば、不得意とする先生もいらっしゃると思うんです。不得意だからやらないというわけにはいきませんが、ICT支援員がこの前の質問でも1人で4校を巡回して指導しているというふうな答弁がありましたが、1人で巡回してICT支援員の活用というのは、ICT支援員は授業の計画であるとか、そういった機器の準備であるとか、そういった授業での先生のサポートをするとか。やはり特に不得意な先生については、ICT支援員がついて一緒に授業をするというふうなことになると思うんですけれども、この1人で十分ですかね。足りないんじゃないかなと私は思うんですが、どうですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

現在のところICT支援員、教育委員会に配置が1名、それから業者のものがまた巡回しております。人数に関しては多いのは助かりますが、一番は校内OJT、得意な先生が不得意な先生に教えるという、こういう共同体性、校内

体制が敷かれていますので、困ったときには隣の先生に聞く、できる先生に聞くという、そういう共同の学校が多くありますので、そのところに対応しております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 OJT、オブジェクト・ジョブ・トレーニングでしたか。そういうふうな研修が校内でも活発になされていれば、小学校程度のそういったプログラミング学習、特に低学年とかは十分できると思うんですけれども、時々、やられていないというような声も聞いてくるもんですからね。しっかりやられているというふうなことで安心をしております。

前回、タブレットを壊して保護者に弁償させたというふうなことがありましたが、そういった端末についての管理とか指導マニュアルとか、そういったルール等の整備はなされておりますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 こちらの使用については、事前に保護者と共に、こういう使い方をしようというルールの確認をしています。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 学校として、教育委員会としてのそういったマニュアルとかルールというのではなくて、学校と保護者との間でのルールの確認ということですか。要するに私が言うのは、学校なりにそういった管理の仕様とか管理のマニュアルとかルールがあるかなというふうなことでありますが。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えします。

タブレットの使用に関しては、導入当初、故障とか扱い方については、やはりある一定の基準を設ける必要があるということで、教育委員会のほうでそのマニュアルを作成しております。これを各学校に配布し、各学校から保護者のほ

うに、同意書を得る形で、その使用についての約束を取ってもらっております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 このタブレットは、管理は各教室の机の上で管理されているのか。その辺はどんなですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

保管に関しては、充電を兼ねた保管庫がありますので、そちらで管理をしております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 保管庫で管理をして、朝、登校したら保管庫から出して、自分の机の上で各教科、科目で使用するというふうなことになっているので、理解してよろしいですね。

支援員も足りているというふうなことでありました。去年、2022年度実施の全国学力・学習状況調査で、P Cとかタブレットはほぼ毎日使っているというのと、週に3回以上使用しているという回答が80%あったというふうなことのデータがあります。もうほぼ毎日使っていることですね。これは非常にいいことで、やはり一方、月に1回以上とか、1回も使わないというふうなデータが小学校、中学校で20%あるというふうな、これは去年の全国学力・学習状況調査で上がっております。

プロジェクターとか電子黒板については、これは非常に教師にとっても使いやすく、非常にいいということで、もうほぼ100%近く毎日使用しているというふうなこともありますのでね、ぜひこういったI C T教育を効果的に行って、子供たちが分かりやすい授業の展開を行って、基礎的、基本的な知識や技能の習得と思考力、判断力、表現力を高めて、学習する態度を育てて、確かな学力を身につけることができるように、これからもまた学校のほうとも協力をして頑張ってください。よろしくお願いします。以上で私の質問は終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で玉那覇 登議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時29分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、新垣 修議員の一般質問を許します。

○7番 新垣 修議員 皆さん、こんにちは。最終日の一般質問になりますけれども、期待と不安の中で、いい回答がもらえるように期待して一般質問させていただきます。議席番号7番、新垣 修。

大枠1番、無電柱化推進計画策定を望む。さきの9月定例会において、台風災害に関して多くの議員が被災状況について質問がなされました。長時間の停電により、通信障害、交通規制、衣食住村民生活環境に甚大な影響を与えました。そのような中、今年8月16日、11月20日の日程で無電柱化推進計画に基づき、各市町村の担当職員を対象に総合事務局で講習会が開かれ、さらに無電柱化を県内で進めようと、県や国土交通省、沖縄電力、県内全ての市町村の代表などが出席し、会議を開催しております。そこで伺います。講習会に参加した職員、担当部局は。2番、講習内容に関して、概要の資料等あれば付して説明を求めます。3番、会議において、村長が参加し、国の担当者から無電柱化推進計画の必要性等について詳細説明がなされたのではと思います。これはニュース、報道等で知り得た情報です。本村においての計画推進、さらには策定の必要性を伺います。

大枠2番、都市計画区域の再編に向け、併せて無電柱化地区の検討、共同のまちづくり計画において、今後、土地利用の検討・立地適正化計画を令和7年中頃までに策定案を取りまとめなければならないと考えるが、その計画の拠点

エリアのまちづくり再編に合わせて、1、タウンセンター地区計画エリア、2、商工業振興地区エリア、3番、南北における住宅形成エリアにおいて無電柱化の地区形成推進を併せて検討していただけないか伺います。

3番、新クリーンセンターとごみ減量化の熱望と展開。新クリーンセンターの現在までの事業進捗に関して、整備計画の改定内容、運営に関わる要求水準書、整備計画規模の概要、概算等に係る資料等があれば付して説明を求めます。2番、9月定例会において植物ごみの減量化に向けた取組への決議書を提出したが、どのように展開していくのか伺います。3番、広域化移行処理令和11年を予定として計画されていますが、浦添市は4分別方式にて、家庭ごみを戸別収集しています。植物ごみは資源ごみとして収集されていますが、本村の現状の収集方法で植物ごみや生ごみの減量に成果が伴うのか伺います。4番、9月に株式会社ジモティーと粗大ごみに関するリユース促進に取り組んでおりますが、これまでにサポートや問合せなど、件数状況の詳細について伺います。また、粗大ごみに関する持込み処理状況は、今日の期間までと以前を対比して期間でどう変化しているのか、数値等あれば説明を求めます。5番、担当職員や全課内の職員が一丸となれば、ごみの減量化の推進に大きく寄与すると考えます。そのためにも先進地域の減量化の取組を視察することには有効な知識と手段の発案につながると思います。ぜひとも全体で実現できるように取り組んでいただくことを熱望いたします。村長の見解を伺います。答弁よろしく申し上げます。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 新垣 修議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、2番につきましては都市建設課、大枠3番につきましては住民生活課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの無電柱化の計画等でございますが、議員もここでおっしゃっていただけますけれども、会議に参加をいたしました。無電柱化を進めるということで、他の市町村長とも意見交換などをさせていただきましたけれども、全ての市町村長がそうだと思いますが、無電柱化に取り組んでいきたいということで意思決定をいたしました。ただ、これも御承知のとおり、すごいハードル、これはもう金額的な、財政的な問題といえますか、ほとんどもう国策に近いような金額の部分が出てまいりますので。

ただ、それに向けて国も真剣に取り組んでいくようでございますし、我々はそのときに向けての準備をしっかりと行っていこうということで、担当課とも話をさせていただいております。

詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 新垣 修議員の大枠1番と大枠2番についてお答えします。

大枠1番の①令和5年8月16日のオンラインによる講習会は、都市建設課より担当者が1名参加しております。11月20日の令和5年度沖縄ブロック無電柱化推進協議会については、村長、都市建設課長、都市建設係長が参加しております。

②講習の内容については、無電柱化に関しての防災、観光、景観などの観点からの必要性、補助事業などの紹介、県内の無電柱化事例紹介などの説明がありました。講習資料はページ数が多いため、添付資料として提示してはおりませんが、都市建設課にて閲覧できますので、よろしく願いいたします。

③防災、観光、景観の観点から無電柱化推進計画の必要性について説明がありました。本村においても無電柱化推進計画の策定を行いたいと考えております。計画策定に当たり、無電柱化を実施する箇所の選定など、今後検討してい

く予定であります。また、計画に沿って無電柱整備事業の検討も行う予定であります。

大枠2の①、②、③についてお答えいたします。

無電柱化事業は、無電柱化推進計画に位置づけられた箇所において、補助事業などを活用して整備することができますが、先ほど村長からもあったとおり、高額な整備費や既存埋設物との関係性なども含めて、拠点エリアの設置箇所の検討を行っていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、御質問の大枠3についてお答えいたします。

お配りした資料を御参照いただきまして、①の事業の進捗状況につきましては、整備スケジュールのとおりおおむね計画どおり進んでおります。現在は、入札公告に向けた要求水準書の作成中であります。令和6年度で入札公告を行い、落札候補者の選定、令和7年度から実施設計業務、令和8年度から10年度において建設工事を実施し、令和11年度の供用開始となる予定であります。

整備基本計画につきましては、裏の概算事業費の変更を行っております。裏を参照ください。

設計建設費が313億6,000万円、維持管理費、これは20年間の総額であります、210億円、植物残渣、資源化費、これも20年間の総額で59億7,000万円の合計583億3,000万円となります。令和2年時の概算額から142億8,000万の増額となります。

要因としましては、原材料の不足、建設物価の高騰、人件費の高騰が主な要因となっております。また、整備計画規模に関しましては、焼却施設、日当たり194トンとなっております。

続きまして、②です。植物ごみの減量化につきましては、まず、受入れ先の選定が最優先と考えておりますので、民間の受入れ先も含め検討していく予定であります。

③につきましては、本村の現状の収集方法では植物ごみ、生ごみは燃えるごみとして回収し、焼却処分しておりますので、ごみの減量化の成果は得られておりません。

④です。9月13日付で株式会社ジモティーと協定締結しており、村民からの問合せも結構増えてきております。実績につきましては、①11月末時点でサポート件数1件、引渡し件数118件となっております。

次に、粗大ごみの自己搬入件数につきましては、令和4年度の4月から10月までにおいては688件でした。令和5年度は、同月におきまして742件となっております。

⑤番です。議員のおっしゃるとおり、まずは職員一人一人がリユース、リサイクル等について意識を持ってもらうように、担当課を通じて周知しながら先進自治体の視察などについても積極的に行ってもらいたいと考えております。ぜひ村全体でごみの減量化に取り組んでいくべきものと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（13時40分）

~~~~~

再 開（13時41分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、再質問のほうにいきたいと思います。

無電柱化推進計画のほうは、村長の最初の答弁から、前向きに取り組んでいくという意思がありましたので、期待どおりというか、よかったなという中で再質問させていただきます。

まず、国が推進する無電柱化の主たる目的、どのような説明があったのか。あるいはその特性について、どのような説明があったのか伺います。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（13時42分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

再 開（13時44分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

無電柱化の目的に関しましては、災害の防止、安全、円滑な交通の確保、良好な景観の形成などを図るため、その他様々な目的はありますが、メリットにつきましては、無電柱化などにより台風などの災害に電柱の倒壊や電線の切断など、そういうものがなくなるなど、また、先ほども目的の中にもありましたとおり、景観がよくなるなど、様々なメリットがあります。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 私のほうでもちょっといろいろと調べて、確かに大きく分けて3つ、先ほど言ったように景観の向上とか、それから安全性の向上、これは僕も防災上の向上という形で、台風時、電柱が倒れたり、それから電線が垂れ下がったりとかいうのを、危険なことがないように、災害時の緊急車両の通行もスムーズになると。そしてもう一つは、通行空間の確保ということで3つ上がっていて、そのほかにも、資産価値の向上、要はその場所を無電柱化することによって、土地の利用度とか、それからそういったのが、もちろん景観もそうなんですけれども、そういったのにも効果が期待されるということで、無電柱化するといろんな効果が得られるということで、資料を集めてきたんですけれども。

その中で、2番目のほうで、今後、立地適正化計画、基本的には中城村の都市計画マスタープランに当たると思うんですけれども。今、第5次総合計画と併せて、居住エリアとか、それから商業地区、誘導地区とか、あるいは業務誘導地区、医療・福祉誘導地区、公共工事拠点とかいうのを整備をこれから進めていくというふうに思うんですけれども、それを7月半ばぐら

いにやると思います。

今回、この2番のほうで、これは、1番と2番というのは、その計画を進めながら無電柱化を図ってくれないかという織り込んだ質問になっていますので、1番、2番関係なくて質問したいんですけども、まず1番で、課長の答弁から、2番目のほうで1、2、3、高額な整備費になるということで、拠点エリアの設置箇所の検討をしていきながら行いたいという前向きな検討ですけど、私のほうでは、タウンセンターとか、ちょうど共同のまちづくりの資料から、拠点の中にタウンセンターとかいうのがあって。今後、商工業地区エリアというのは、泊地区の下辺り。ただ、中部広域移行に関して、都市マスタープランを作成するに当たって、多分、上地区は南上原が都市化されていますけれども、今後、登又、それから北上原、新垣の方面に、南北に伸ばしていくのか。それとも、和宇慶、伊集、南浜、北浜方面と久場辺りをどこか南北に住居エリアを計画するのか。これから計画すると思うんですけれども、その計画を立てながらの中で、無電柱化、その拠点を検討して織り込めないかということでの質問だったんですよ。

タウンセンター地区というのは地区計画区域幅が広いんですけれども、今、まちづくり推進課で中学校の跡地利用で商業施設誘致の計画というか、今、地区計画を行っていますよね。策定中というふうに前聞いていますけれども、今どんな状況なのか、少し教えていただけますか。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 お答えいたします。

ちょうどタイミングよく、今日の19時から地区計画の説明会を予定しており、タウンセンターを含んだ地区のまちづくりについて、村案の説明と、土地所有者のアンケート結果も説明した上で、御質問、御意見をいただきながら素案

作成をしていきたいと考えております。

まずたたき台となる素案の前の段階で地権者に説明をしてまいりたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 その地区計画においても、多分この地区計画を進めながら、道路とか雨水計画なんかで、歩行幅とか、建物の制限、地区の景観、そういった環境に関する検討を今から入る、それに織り込むと思うんですけども、その中学校跡地周辺を、もちろん民地もあるんですけども、そこを無電柱化の計画に入れば、もちろんその土地資産の価値も上がるし、それと景観もよくなるし、今後、商業誘致に向けてメリッ的な部分が増えてくるんじゃないのかなと。要は、商業誘致するに当たって、こういう景観もいいし、見晴らしもいいとか。

事例でちょっと残念と思っているのがイオンモールなんですよ。イオンモールはあれだけ大きなタウンを造ったんですけども、ほとんどあの辺はもう高層マンションが建っていますよね。周囲を走ると、もう4階からは全部、電信柱しか見えないわけですよ。せっかく東シナ海、オーシャンビューのところで、全部、電信柱だけ見せてからに。それと、何ていうのかな、イオンタウンのでっかいものがあるがために、東シナ海側にキュービクルというか、でっかいのを建ててしまってからに、その景観が少し阻害されているなというふうな思いがあったもんですから。

今後、今、課長が言われるように、いろいろ取り組んで検討していくという形であれば、同じように、2025年、要するに令和7年度までの作成で、基本的にはホームページ上にアップすればいいということになっていますよね。一応これ県の担当とか、総合事務局までちょっと私、連絡できなかったんですけども、県の担当に指導を仰いだんですけどもね。基本的には、策定して、それを別に公表するのはホームページ

上で公表すればいいという形だったもんだから。今、近隣でいくと読谷、宜野湾、北谷町の計画書を見ると、ほとんどが全く一緒ですよ。ほとんどもう県から出されたもの、あるいは多分、今回、総合事務局から、そのひな形というか、作成するに当たっての、多分、19枚か20枚の書式をもらっていると思うんですけども、それに準じて本村の、要は無電柱化路線地区を指定するという形になっていると思うんですよ。だから、大きな、もちろん計画には膨大な、さっき言ったようにことがかかるんですけども、でも、計画を作成するのに至っては、今後、新たなまちづくりをするに至って、物すごくいいあれではないのかなと思っていますので、その辺をどうにか、また織り込みながら。

もう一つは、今度、中城西原バイパスが延長してきますよね。あれが多分、県道ということになれば、そこも県と詰めながら、そこも無電柱化と一緒に協議しながら進めていけば、そこも次、多分、このバイパスができれば、その沿道沿いはいずれにしても住宅が建ち並ぶと思うんですけども。

これはまた北谷町の計画書で見ますと、北谷町のほうは、民地引込み設備の費用負担についてという記述があったんですよ。要するに沖縄電力と折半とか、それと行政がね、何対何でやりましょう、民地の場合は。やはりどうしても民地も費用がかかるもんですから。

そういうのも参考にしながら、いい策定書を作っていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 この無電柱化推進計画というものは、確かに議員がおっしゃられるように、県内市町村で10市町村が策定しているところがあります。この中には、無電柱化を計画している路線とか、こういうものを載せるんですけども、やはり各市町村、この載せる

のが本当にできるところがどうか、まだ検討していない中で載せるというののもちょっと課題になっているみたいで。この無電柱化推進計画に路線を載せると、そこをやる場合に補助が下りると。結局、これに載っていないところには補助が下りない。そのために、一応この路線をちゃんと決定して計画的にやっていくというのが主な目的ではあるのですが、国のほうに問い合わせたところ、必ずしも、ここに載っていないから今すぐにはできないというわけではなくて、新しく追加して、そこに補助を下ろすこともできるということも伺っていますので、その辺も検討しながら入れるエリアは決めています。と思っています。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 僕は県の担当の道路管理課の方といろいろと教えてもらったんですけども、今言うように、必ずしも立地箇所、路線を外れた場合、確かに補助金の対象外にはなるかもしれませんが、ただ、これは期間を、要はこの期間でやりなさいというか、そういう縛りも何もないし、もう一つは、無電柱化策定に関する、何ていうかな、これでは、無電柱化に対する、また別の補助メニューもありますと、県のほうからですね、そういうのもありますので、付していろいろとメニューを考えてみたらどうですかというちょっと御提案もあったもんですから。その辺も踏まえてちょっと取り組んでいただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

村長、もちろん講習へ行かれて、いろいろと先ほど言いましたけれども、各市町村長とお話の中で意思疎通を図るということですので。確かにキロ3億とか5億とかという、ちょっとね、大きな予算がかかるが、ただ、中部広域移行、あるいは商業施設関係を考えてときに、モデル地区というのは必要なかなと、無電柱化。そこもしっかりと検討していただいて、それと、

今度新しくバイパス延長線、それと下地区のどちらかに多分、居住エリアを設けると思うんですけども、その辺も適正化計画と合わせて織り込んでいただきたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

ちょうど今、修議員からモデル地区の話が出ましたので、あえて私もこの場でちょっと発言をさせていただきますが、実は中城の優位性というのが2点あると思っています。まずは、下地区においての沖縄県でも初めての中部広域への移行という部分での都市計画、それと、南上原区画整理のあの爆発的な発展というのは、大変な特質、我々がほかの市町村と差別化を図るという意味で、その部分を実は大いに活用していきたいなと思っています。

例えば南上原でしたら、あれだけの区画整理の中で、電柱がもたらす障害、これはもう経済的な波及効果で考えたときには大きな損害になっておりますので、それをモデル地区として、あの部分を何とか国や県の補助を頂きながら、こういう発展性があるんですよということと、もう一つは防災の面で、あの区域は台風時に物すごい大きな強風を受ける。この下地区とも違った形での災害が予想されるということの名目に、防災と経済両部分での発展性のモデル地区でできないかということが1つと。

さっき言った下地区は中部広域初の試みで、新しい都市計画の中でこういったことができないかという話を、ちょっと多くは語れませんが、そういう話も出ておりますので、今、議員がおっしゃったモデル地区として。ですから、表立った部分ともう一つの可能性と、両建てやっていけないかなと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 ぜひとも今後、実質的には令和9年ですか、県のマスタープランに準

じて、また中部広域問題、新しいまちづくりというものにしっかりとそういったものを生かしていただいて、さっき村長も言うように、やはりモデル地区、そういうのも想定しながら新しいまちづくりと一緒に目指していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、大枠3番、新クリーンセンターのごみ減量化について再質問させていただきます。

まず、これ金額が142億増額ということになっていますよね。当初、これ何年前かな、令和2年かその辺だと思うんだけど、積立金が今現在幾らあって、最初、負担金が4億ほどだったような記憶をちょっとしているんですけども、これが今、幾らになっていくのか。

それと、もしかしたら令和7年というふうにおっしゃっていましたが、令和8年から工事着工するわけですね、計画でいくと。これでいくと令和8年の工事ということで。要は令和7年度までは負担金もあると思うんですけども。このまずあと2年ぐらい、まだまだ増額修正もありそうで、ちょっと不安を含む事業になりそうなんだけれども。現在の積立基金額と試運転開始に至るまでの総負担金額、要するに以前は4億でしたよね。それがどれだけ増えたのか。

それに向かって、今、令和5年、もう年度末ですが、令和6年度から、今現在、毎年4,700万ほど積立していますよね。それで、あと5年で5,000万としても2億5,000万で全然足りないような気がしてしまって。どれぐらい積み立てていく、そのシミュレーションとか、そういう計画はされているのかお聞きいたします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、お答えいたします。

まず令和2年度の時点での計画では、基金が4億を積み立てないといけないというふうになっていました。現在の令和5年度末の積立で予

想額が3億800万円になります。ただ、この物価上昇等に伴う建設資材の物価によりまして、令和10年までに7億4,500万の基金を積み立てないといけないことになりました。ですから、増額として、あと3億4,500万の増額が必要になってきます。今までの計画では4,700万の毎年積み立てて、令和7年度までいく予定だったんですが、今後は金額をもっとアップしないと、その額に達しませんので、村のほかの事業との兼ね合いもありますが、そこはまた財政計画等との調整も出てくるかと思いますが、均等に積み立てていくのか、終盤に積み立てていくのかというのは、また今後の財政との相談になるかと思っています。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 さっき言ったように、その均等方法で6年度から毎年約1億ベースなのかな、分からないけれども、細かい今計算ができないので。多分、7,000万から8,000万ぐらい積み立てていかないと、その金額にはならないのかなと今ぱっと思ったんですけども。要は、均等、均等でいくのか、それとももちろん財政のあれもあると思うんだけど、その辺もしっかりと組み立てながら、今後の財政、企画課長のほうもよろしくお願いいたします。

それと、これはあくまでも整備事業費ですよ、583億に関わる、これが要は令和8年度というか、工事がかかってからの負担金になりますよね。供用開始後は、今現在、我々は青葉園に搬入割合負担金というのを払っていますよね。あれは組合だから、議会費とかいろいろと割って、大体、今2億3,000万ほど負担していますけれども。今後、浦添に移行したときに、これがどれぐらい負担率が上がるのか、あるいはどれぐらいの処理、要するにトン当たりの処理費用増になるのか、その辺の協議というのはもう行っていますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

先ほどの583億というのは、20年間の維持管理の運営費も、11年から20年先の運営費も含めての総費用になりますので、実際の建設費は、311億3,600万が設計から建設になります。その供用開始後の搬入につきましては、直近の5年間の平均で搬入割を決めていくことになりますので、まだ先の協議になってくるかと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 じゃこれもしかしたら20年間の処理残渣費というのが59億ありますね。これもしかしたら単に言えば植物残渣とかいろんなものの残渣だと思うが、もしこれを浦添、中城、北中ですので、その3方です、植物残渣とか植物ごみをさっき言った直近5年の計算としてなら、これをいかに圧縮するかによって、この負担額も少し変わってくるということではないですか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

今出ている額は現時点での概算額になりますので、当然、圧縮すればその費用も抑えることができるかと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それじゃなおさら村長、これもう頑張って減量化に取り組まないで！一般財源からの全ての持ち出しになりますので。これはもう職員皆さん、我々議員も一同になって、できるだけ圧縮して、100分の1でも200分の1でもいいから圧縮するように。これは後でまた御提案しますけれども。

多分、運搬費も、そういえば長くなるし、私の予想では、多分、今2億3,000万ほどやっていたら、今現在、浦添市の処理費を確認したときに、大体1.35倍ぐらい金額が違っていましたので。それを考えると、2億3,000万が1.35倍と考えたら、4,000万ぐらい近くいくのかなと、いろんなことを考えてね。やはり今、それが圧

縮できれば、今の現状の2億3,000万、あるいは物価上昇、11年だから5年後ですか、同じ金額にはならないと思うんだけど、やはりリサイクルとかそういったのを含めれば、圧縮可能なかなと思いますので、その辺はまた一緒になって頑張っていきましょう。

ちょっとジモティーの件なんですけれども、先ほど件数が増えていますよね。引渡し件数は118件ということで、ジモティーを利用している件数というふうに理解していいわけですよね。それだけ、要はジモティーに出して粗大ごみが減っているということですよね。

ただ、さっき件数が増えた理由って、その辺の詳細をちょっと教えていただけますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

令和4年度に比較して自己搬入の件数は増えています。それは門口回収の費用が上がったのが要因だと思います。ただ、総重量に関しましては、件数の割には重量は、令和5年度のほうは減額となっております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 件数は増えたけれども、要するに粗大ごみの減量化には貢献しているということで理解していいですね。素晴らしいことですね。これからいろいろと頑張っていたいて、情報発信していただいて、粗大ごみもできるだけ、すぐにではないんだけど、35%も45%もダウンさせる思いで努めてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

今後の、先ほど村長にも申し上げたんだけど、ごみ減量化というのは、本村にとっては避けて通れない検討事案かなと。今、2種分別なんですけれども、名護市のほうで17分別をしているということで、分別化が進めば進むほどリサイクル率が上がって、ごみの資源化が進むと。これは新聞報道等の資料で、人の記事をお話ししているんですけども。やはり分別化も、

今、我々は2種なんですけれども、植物ごみに関して、課長のほうでは受入れ先をこれから探すということなんですけれども、やはりこれは真剣に受入れ先を探すのも手だてだし、それから、どこか場所を確保するとか、いろんな方策をしないと、さっきのごみ減量化にはなかなかつながらないのかなと思っております。

今、植物ごみに関しては、できるところから進めて、小さいところからでも進めていくような何かを来年度からでも手だてをしないと、そのままいくんじゃないのかなというのを危惧しています。要はお金を燃やしているだけの状況になっていますのでね。

やはり広域移行によって、処理費が増えれば、単純に一般財源の負担が拍車がかかると。処理方法についても、資源ごみとして利活用するのか、受入れ先とか探してですね。それともどこか場所を探して、乾燥させて燃やすごみで出すのか、それも減量の一つ。あるいはもうそのまま何もしないで、高い負担金というか処理費を払って広域に運搬させるかというのもですね、これは我々もそうなんですけれども、執行部側の担当、あるいは全ての職員も一緒になって、減量化をいろんな方向から話の中で出していきながら進めてほしいと思いますので、その辺も庁議の中でもそういった話合いもどんどん進めていってほしいと思いますね。

私が第5番目に書いた質問は、村長の見解を書いてあったんですが、先進地域を、前回、福岡の大木町というところに行きまして、その事例で少しお話するんですけれども、そこはリサイクル率が65%で、それと29分別を住民間では。環境プラザでは45分別を行っていて、家庭ごみから出る65%がリユース、リサイクルを行っている地域です。もちろん生ごみもやっているんですけども、生ごみはどうしても地域が違うもんですから、向こうは液肥化してから、米農家で何か使っているみたいなんです。

そこまでは求めてはいないんですけれども、やはり減量化に伴う手だてを研修できるのではないかと考えていますので、その辺も村長、副村長、先進事例と言いますけれども、必ずしもどこへ行きなさいじゃなくて、鹿児島、愛媛のところにゴミ処理場を持たない地区があって、そこは85%、リサイクルで焼却しているというようなところもありますのでね。その辺も多分、本村にとっては必要じゃないのかなと思っていますので、一つ、処理費の圧縮を図れるように頑張ってもらいたいと思います。

皆さん、多分、議会が始まると、村長、副村長、教育長、向こうで休まれてコーヒー飲まれています。そのコーヒーの件で、私、コーヒーは飲めなかったんですけれども、ここ最近ちょっとコーヒーを飲めるようになって、飲みながら疑問がありまして、事務局のほうに少しデータを取ってこないかと。通常、大体1.5リットルということで、抽出率は、10杯ぐらい取っているみたいですね。議会が始まると皆さん、我々も大多数いるので、大体200グラムぐらい抽出して1.8リットル。その200グラムのドリップしたものを、そのままビニール袋、ゴミ袋に入れた状態で1日置く。その場合乾燥率はほとんど変わりません。基本的にそのままドリップしたものが3.3倍、だから、660グラムになっています。660グラムを1日置いて、ビニール袋で、処理しても640グラムでほとんど変わりません。ところが、天日干し、あるいは、今回は天気が悪かったもんですから、室内干しで2日間ぐらいやったんですけれども、これが大体、約50%ぐらい。

ちょっと計算したときに、コーヒー、皆さん、各課で飲まれていますよね。12課ぐらいあるのかな。それが200グラムを1日12課がドリップして、そのまま捨てます、ドリップした後。これが大体皆さんの平均就業日数が245日ぐらいあると思うんですよ。それで計算すると、約2

トン、そのまま捨てていることになるんです。2トンです、200グラムが。それを乾燥させると、576キロ、1.3トンの減量につながります。

何を言いたいかといたら、細かいかもしれませんが、その辺の目に見える小さいところから減量を意識づけして取り組めば、多分さらなる減量もできるんじゃないかなと。それと、皆さん、メモ用紙に再生紙を使っていますが、要は本当に使えないものは燃やすごみで、でも、紙類はどこかにストックしておいて、こういったものの全部、何回使っても、切っても、資源ごみで処分できますよね。そういう意識づけで村長、ひとつハッパかけていただいて、減量化と一緒に頑張って取り組んでいてもらいたいと思います。

私たちも、議員のほうもですね、今回、意見決議書を出しているわけだし、我々も議員も、ただここで文句ばかりじゃなくて、やりなさい、やりなさいじゃなくて、我々も一生懸命努めてまいりたいと思いますので、一緒になって来年から50キロぐらい、あるいは10トンぐらい減量を目指して頑張りましょう。以上で終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣 修議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時16分）

~~~~~

再 開（14時30分）

**○議長 伊佐則勝** 再開します。

続きまして、新垣貞則議員の一般質問を許します。

**○5番 新垣貞則議員** それでは、議長の許可を得ましたので、5番、新垣貞則の一般質問を行います。

大枠1番、住み続けたい久場の環境整備。①国道329号線下、中城モール周辺の土地に区民が住宅建設を予定している。護岸の県所有地に排水路整備や不二宮工業周辺の護岸に陥没した

危険箇所の対策を県と協議した結果、課題解決の取組について説明をお願いします。②久場区画整理内の道路は防犯灯設置されていない暗い箇所があり、区民の安全安心を守るために防犯灯設置は。③久場前浜原線は排水整備がされていなくて、住宅から発生した汚水が畑、道路にたまるが、流域排水の取組は。

大枠2番、一般質問を通して地域活性化を図る。①登又南伸1号線、3号線は区民の生活道路として利用されているが、道路に凹凸があるが、今後の道路舗装工事計画は。②拓南製作所ハブ看板設置箇所は木や枝が散乱している。戦後上陸碑周辺も雑草等が大きくなっているが、対策は。③泊中央線の間地ブロックはひび割れや久場区の沖縄電力変電所周辺も地滑りが発生しているが、地滑り対策は。

大枠3番です。中城中学校の環境整備。①吉の浦線は中城小学校、中城中学校の生徒たちの徒歩通学が増えて、交通量も増えているが、生徒たちの安全対策について伺います。（1）仲眞司法書士事務所前T字型交差点、一方通行場所の安全対策は。（2）通学バスが久場から中学校の生徒たちを旧役場跡地で停車し、生徒たちが学校まで行きますが、吉の浦線は交通量が増えているが、交通安全対策は。（3）校門前で部活動の生徒たちを中心に挨拶運動を展開したら活気あふれる学校になりますが、挨拶運動の取組は。以上、簡潔たる答弁をお願いします。

**○議長 伊佐則勝** 村長 浜田京介。

**○村長 浜田京介** それでは、新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番につきましては都市建設課と住民生活課、大枠3番につきましては教育委員会と住民生活課でお答えをいたします。

それぞれ多岐にわたる御指摘ありがとうございます。それぞれの課で詳細については説明したいと思います。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3の(3)の中学校の挨拶運動については、生徒会役員が中心に計画して、今年度も学級ごとに実施しています。生徒会が行った調査では、朝の挨拶運動への生徒の参加率は80%で、生徒は、挨拶すると元気が出る、学校をよくする、仲が深まる等、有効であると考えています。今後もますます活性化するために生徒会役員を中心に組み込んでいくとのことです。

詳細については、教育総務課主幹が答えます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 新垣貞則議員の大枠1番、大枠2番の①、③についてお答えいたします。

大枠1番の①住宅建築に伴う排水路整備については、基本的に個人負担での整備になると考えております。県所有地への排水設置については、沖縄県と中城村両方への手続が必要になりますが、手続方法については確認中であります。

不二宮工業周辺の陥没した護岸については、沖縄県海岸防災課へ確認しましたところ、12月中に台風6号により被害を受けた箇所について応急対策を行うことを確認しております。

②村内の新規防犯灯の設置については、各自治会からの要望がありますので、優先順位を考慮し維持管理の範囲内で設置を検討いたします。

③久場前浜原線の排水整備はされております。

大枠2番、①南伸線につきまして、令和5年度は南伸1号線及び南伸10号線一部の工事を発注済みであります。詳細設計が完了した箇所では臨時工事の発注を行ってまいります。

③沖縄県中部土木事務所より、泊地区は地区内のブロック分けをし、一部で抑制工を施工していることを確認しております。変電所付近は、今後、事業化に向けて検討していくとの回答を得ております。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、御質問の大枠2の②についてお答えいたします。

以前より貞則議員より指摘を受けている箇所であり、把握しております。現状においては、主に枝類となっており、枯らして軽量化し撤去する予定となっております。

続きまして、大枠3の(1)交差点につきましては、安全対策として、注意の路面標示を実施しております。

それから(2)につきましても、令和4年度におきまして、吉の浦線の泊入り口から旧役場跡地においてスクールゾーンの路面標示を5か所において実施しております。また、教育委員会からの要望により、通学路箇所に注意喚起看板の設置を実施しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大枠3の(3)についてお答えします。

教育委員会は、毎週1回、各学校の朝の登校の様子を巡回しています。各学校の挨拶運動や児童生徒、教師が行う清掃ボランティア活動の様子を見ますと、こちらも元気になりますし、活気あふれる学校だと感じています。

挨拶運動の取組は、小学校では校長の方針で行われています。中学校では生徒会が中心となった挨拶運動を企画運営しています。

中城中学校では、今年度、挨拶を活発にするためにという生徒会が考える学校課題を基に、2学期に学級対抗挨拶運動を行いました。このように生徒の自主性を基にした取組が行われています。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それじゃ、大枠1番の久場地区の①について、この資料を配っております。それをちょっと御覧になりながら説明しますので。

排水路設置の要望箇所は、沖縄県の所有地であるため、中部土木事務所と中城村両方の手続

が必要になっているが、手続の方法について確認していますが、確認した内容の説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

今、新垣貞則議員の資料の沖縄県の所有地の青いラインのほうなんですけれども、これ少し過去の占用の資料を確認してみると、既に排水設備が設置されているというような形跡があるので、集水桝の設置に関する中部土木と村との過去の占用許可の資料の確認と、今後の申請手続についての確認をしているところであります。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 私たちも、この本人たちと調整をやっているとして、県の所有地に排水路が整備されていなくて資料の大花組のところに雨水桝があり住宅建設予定地、ここから黄色いところ、真っすぐ行って県の所有地になります。大花組の雨水桝から中城モールの雨水桝、赤い点々の塗ってあるところ、ここに排水路を整備したら海側に水が流れ住宅建設がスムーズにいきます。本人たちからの要請ですが県に要請する考えはないですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 基本的に住宅建設に伴う排水整備は個人負担になることから、要請する予定はありませんが、先ほど申したとおり、こちら入っている可能性があるので、今それを確認中であります。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 県の所有地ですので、中城村との協議とか、いろんな確認することがあると思います。若い世代から久場に住んで子育てしたいという要請です。

これは県の所有地ですので、協議しないといけないと思いますので、そういうことで、課長をはじめ、都市建設課の担当職員も大変だと思いますが、建設ができるように取り組んでくだ

さい。

次、②の不二宮工業の周辺の護岸の陥没対策について質問します。先ほど都市建設課長の答弁では、不二宮工業陥没した護岸は、沖縄県海岸防災課へ確認したら、12月中に台風6号による被害箇所は応急対策を行うとありますが、12月になっていますが、まだ護岸は整備されていません。県はいつ頃から整備する予定でしょうか。

それから、また、熱田から東海産業まで約700メートルは、老朽化してあちこち護岸が陥没して倒壊のおそれがあります。国の高潮対策補助事業を要請する考えはないでしょうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

県海岸防災課と今月協議を行う予定になっておりますので、護岸整備の件、それと高潮対策の事業についても、そのときに確認いたします。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 この前、私たち、建設常任委員会の委員の皆さんも、そこの現場の視察、調査に行ってきましたので、まだ整備されていけませんので、陥没して危険な状態です。それから海ぶどうの職員の方々もそこを通りますので、まだやられていけませんので、早急に県のほうに要請をお願いします。

次、防砂ネットについて伺います。久場の若い方から、東海産業側に11月に住宅を完成したが、台風時には砂や石が住宅近くまで、道路まで流れてくるそうです。防砂ネットと護岸入り口へのゲート設置について、県と協議したと思いますが、協議した内容について伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

協議については、今月行う予定になっておりますので、今からですので、まだ協議は行っておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 この件も前から、本人から、台風とか高潮とか高波のときには砂とか石が建設予定地まで来るということがありました。防砂ネットと護岸入りロゲートの設置の要請は、これも県と協議する必要があると思いますので、質問しました。

それじゃ次、②の防犯灯設置について質問します。

久場自治会長から都市建設課長宛てに防犯灯設置27及び修繕3か所の要請があると思います。予算的に防犯灯設置は27基は厳しいので、特に区画整理内道路13号線の宮城宅側交差点、新垣宅側交差点、比嘉宅側交差点は日頃から交通量が多いです。また、夕方には高齢者の皆様がウォーキング、塾の帰りなど学生の一人歩きも多く、街灯がなく暗いので危ないです。区民の安心安全を図るために優先的にこの3か所を防犯灯の設置は考えないでしょうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 各自治会からの要望も含め、防犯灯については維持管理の予算内で検討をしてみたいです。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 ちょっと久場自治会長から都市建設課長に27の防犯灯設置の要請はありましたか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 出ております。その辺も含めて、ほかの自治会からもありますので、その辺も含めて今検討しているところがあります。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 27基はちょっと予算的に厳しいので優先的に3か所ですね。ここは高齢者の方々がウォーキングとかしているが外灯が暗いので、そこはまた予算確保して優先的にこの3か所を設置してください。

次に、③の久場前浜原線の排水整備について質問します。

久場区民から久場前浜原線の沖縄電力、ゲートボール場周辺、排水溝の放水口の箇所がアコー木の根が張り出し、大きくなって放水できない状態で、排水路から水があふれて畑や道路にたまるそうです。この方から対策してほしいという要請があります。課題解決に向けての取組の説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 御指摘の箇所につきましては、現場を確認して、伐採や排水溝の根については撤去を行ってまいりたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 これも県の所有地に木がありますので、県とこれも調整をしないといけないと思う。県の所有地のところに木があつて、そこに排水路に木の根っこが張って、排水路が詰まっています。それで水が流れない状況で、上のほうで詰まって、排水路から水があふれて、畑や道路にあふれるそうです。県の管轄です。これも対策をお願いします。

次、大梓2番の一般質問を通して地域活性化を図る。

①です。登又の南伸1号、3号線は区民の生活道路として利用されている。6月議会で南伸1号線、3号線は道路の凹凸があるので、道路舗装工事を要請しましたが、12月になってもまだ整備されていません。令和5年度の登又の南伸1号線、3号線の予算も確保されていますがいつ頃から工事を着手して、いつ頃終わりますか。工事の予算など、概要の説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 6月議会で答弁いたしましたが、南伸1号線に関しては今年度発注、3号線は次年度以降に発注予定であります。

南伸1号線は10月23日に契約を行い、10月23日から、工期としては3月22日までの予定であります。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 登又の南伸1号線、3号線は、登又区民の生活道路として利用されているが、道路一部の排水路に蓋がないので、排水路に蓋を設置したら、道路も広くなり、登又区民の生活道路として有効活用されるので、前回の一般質問で道路に蓋かけを要請しましたが、蓋かけもしますか、伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 前回の質問で答弁したとおり、オープン型側溝から蓋つき側溝に改良予定であります。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今回また何で登又1号線、3号線の質問をしたかといったら、もう12月になります。国の社会資本整備交付金の道路構造成良工事で1億6,204万円の工事が確保されていると思います。それで、南伸1号線、3号線を工事する場合は通行止めとなると思います。そういったことで、区民に周知の徹底とか、それからさっき言ったように、もう12月になりますので、あと4か月しか期間がないです。そういうことで早めに工事に着手をしてください。

次です。②の拓南製作所ハブ看板設置箇所は、木や枝が散乱している。対策について質問します。

8月、台風6号の影響で拓南製作所ハブ看板設置場所は木や枝が散乱し、景観も悪化している。12月過ぎても片づけられていません。ウォーキングしている村民から、片づけてほしいと要請があるが、拓南製作所の職員の皆様に年末の護岸清掃日として、海岸ごみなどの撤去をお願いしたら協力すると思います。拓南製作所職員の皆様に要請する考えはないですか、お尋ねします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

先週も拓南製作所の職員の方々に海岸ごみであるとか、そういったものを収集してもらいました。撤去については、やはりこれは行政の責任で片づけないといけないと思っていますので、そこはまた我々が撤去していきたいと思います。

また、8月の台風のときの木とか枝の処理につきましては、本来そこは県が管理するべきだと思いますが、これも軽量化して、その中で処分していきたいと今考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 何でこんなことを言うかといったら、この拓南製作所のところに、道路に海岸ごみが置かれていましたけれども、職員の皆様がユンボでこれを取ってきれいにしています。それで今回、またその職員の皆様が道路の草刈りとか、海岸のそばの清掃をやっていますので、チャンスだと思っています。今、職員の皆様が掃除をやっていて、どんどん護岸がきれいになっています。そういうお願いをしたら、多分協力すると思います。

私、環境をよくするためには、行政だけではできないと思います。企業の皆様と連携することによって、環境がよくなる。行政だけではなかなか環境というのは整備されない、ぜひ企業と行政との連携を取ることが非常に大切だなと思って、多分、協力すると思いますので、そういった要請もやられてください。

次、戦後上陸碑の②の資料を御覧になってください。

久場のボランティアの皆様が戦後上陸碑で周辺の海岸を草刈り作業をきれいにしたが戦後上陸碑周辺の海岸の現状は草が大きくなっています。私たちはこれの毎年繰り返しですよ。きれいにしたら、また草が生えてくる。この繰り返しをやっているもんだから、護岸は県の管轄ですよ。それで、今後、この戦後上陸碑海

岸の草刈り作業などの維持管理はどのように取り組みますか。説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

中部土木事務所より、護岸の草刈りなどについては緊急を要する場合に対応するため、定期的に清掃を行う予定はないという回答を得ております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 皆さんも分かるように、こういう状態を何で起きているかというのをぜひ分かってもらいたいなと思っています。久場のボランティアの皆さんは、県もやらないし、村もやらないということで、それで一番困るのは、どこもやらなかったら、一番迷惑、村民じゃないかなと思っています。だから、村民の要請を受けて僕らはやっています。こんな状態で、きれいにしたらまた草が生えて、これの繰り返しをやっています。ぜひ維持管理の徹底をお願いします。

次、③です。地滑り対策について質問します。

泊中央線の間地ブロックはひび割れや久場地区の沖縄電力変電所周辺も地滑りが発生している。変電所下は住宅が密集しており、地滑りが発生したら、住民の生命、財産を失うおそれがあります。泊、久場地区は地滑り防止区域に指定されているので、地滑り工事ができます。久場地区と泊地区は地滑りが発生しているので、地滑り工事に着手するよう8年前から要請しているが、工事着手していません。

地滑りが発生したら、村民の生命、財産を失うおそれがある。今後の地滑り対策の工事する場合の手の順序の説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

まず、防止区域を指定して、その後、調査設計を行い、工事発注になると思われます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 地滑り対策工事をする場合には、地滑りの指定を受けないといけないと思う。それを受けて予算確保とかね。それが終わったら、次、住民説明会等そういったのをやらないといけません。そういう手順があると思います。今どこで詰まっているかというの確認して、早く地滑り対策の工事の要請を県にお願いをしてください。

次、大梓3の中城中学校の環境整備の①について質問します。再度質問しますが、よろしく答弁をお願いします。

①吉の浦線は中城小学校、中城中学校の生徒たちの送迎車が増えて、また徒歩通学も増えています。仲眞司法書士事務所前T字型交差点の一方通行規制側に生徒たちの交通安全対策としてカラー舗装する考えはないでしょうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 交差点につきましては、安全対策として、令和4年度に注意の路面標示を実施しております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 仲眞司法書士事務所前の一時停止のところです。見通しが悪い状況です。それで、生徒たちが交通事故に遭わないか非常に心配しています。それで、この一時停止のところにカラー舗装をやったら、子供たちの安全対策につながると思います。見通しが悪くて飛び出しとかやった場合に、生徒たちが交通事故に遭う危険性がある。カラー舗装をやったら、交通安全の対策になりますので、よろしく御検討をお願いします。

次、(2)中城中学校生徒たちの通学バスが久場から旧役場跡地で停車します。そこから生徒たちが学校校門まで徒歩通学をしているが、吉の浦線は交通量が増えています。交通安全対策について質問をします。

仲眞司法書士事務所前T字型交差点から役場

跡地の通学バス停留所までカラー舗装する考えはないでしょうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

令和4年度におきまして、吉の浦線の泊入り口から旧役場跡地にかけてスクールゾーンの路面標示を行い、また、教育委員会からの要望で通学箇所注意喚起看板設置を実施しております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 私、学校の校長先生と一緒に交通安全指導をやっている。それで、役場跡地のほうで子供たちが降りますので、大体10名どっと来ますので車の事故に遭わないか非常に危惧している。どうにか交通安全対策できないかなと思っていますので、これはまた学校現場と調整をしながら、カラー舗装がいいのか、また横断歩道がいいのか、それは調整してもらいたい。バスを降りてから子供たちが校門まで歩いていきますので、ここに10名か15名ぐらい来ます。交通事故に遭わないかなと心配していますので学校の現場と調整をしながら進めてください。

次です。挨拶運動について質問します。先ほどいいことだなと思ってます。部活動の生徒たちが校門前でやるという方法や、生徒会でやる、こういった役割分担してやるというのは非常にいいことだと思って、そういうことが学校がよくなるだろうと。

それで、もう1回聞きますけれども、挨拶運動を、今、鹿川校長先生や新垣桂悟生徒指導の先生が校門前で交通安全指導等、挨拶運動を展開したら生徒たちも挨拶が上手になっています。それで、生徒たちが挨拶が上手になると、学校に一体どういうメリットがありますか、説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

挨拶は、人間のコミュニケーションのもっとも簡単なものだと思います。こうすることによって、児童生徒と教師、また、児童生徒間のコミュニケーションが促進されます。また、挨拶することは、相手を認めることになりますので、いじめ防止にも役立つと思っています。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 私、中城中学校の陸上部の生徒たちを24年間指導してきました。最初の頃は、中頭地区中学校陸上大会も0点でした。それで、問題傾向の多い学校でした。陸上部の生徒たちは挨拶、掃除、感謝、この3つを特に重点的に置いて指導しました。そして、このとき教育長は体育の先生で、一緒に頑張る。連携を取りながら生徒たちを、陸上を指導したら、中頭地区陸上大会とか駅伝大会で、優勝しました。そういった挨拶が上手になったら、教育力の向上につながり活気あふれる学校は、挨拶から始まるなと思っている。

教育長に伺います。挨拶運動は、次世代を担う青少年が心身ともに健康でたくましい成長をすることは村民全ての願いです。そのためには、家庭、地域、学校が連携を取り合いながら、それぞれの役目を自覚、村民全体の広がりやを深めつつ、村民一体となって思いやる優しさと潤いのある環境づくりが必要です。学校から家庭、家庭から地域と連動して、村全体で挨拶運動に取り組む必要があると思います。中城中学校を活気あふれる学校にするために、今後の挨拶運動について、教育長の考えを聞かせてください。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 挨拶することによって、やはりお互い気持ちよく接することができるんじゃないかなと思っています。

1点目は、生徒会の取組というのが非常に私は重要だと思っています。というのは、校長の方針だったり、先生方の指導の下でやるということは、その方が転勤して出ていくと途絶えて

しまったりするケースが多々あります。しかしながら、生徒から生徒へのよい伝統というのは、ずっと伝統として残っていくというケースが非常に多いです。

ですから、今、中城中学校が取り組んでいる生徒会主体として挨拶運動を展開しているというのは、とてもいいことだと。生徒同士でぜひ挨拶ができるような学校づくりをということで、校長のほうにもそういう話をしているところです。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 教育長がおっしゃったように、指導の中で大切なものは、やらされている練習は伸びないということです。自ら考えて行動することによって強くなって。僕も陸上を教えたけれども、なかなか優勝できないという時代がありました。なぜかなといったら、気づいたときに、やらされている練習なんですよ。指導者からやらされている練習はなかなか優勝できない。自主的に自ら考えて行動する。強くなるための方法論は、自ら探すことによって強くなる。教育長がおっしゃったように、生徒自ら考えるということが基本的な指導だなと思って、いいことだなと思っている。今後ともそういうのを続けてください。

それで、挨拶運動は、学校に主に取り組んでいるが、学校、家庭、地域が協働して、子供たちの青少年健全育成を図る必要がある。次世代を担う青少年が心身ともに健康でたくましい成長をすることは、村民全ての願いです。そのためには、家庭、地域、学校が連携を取り合いながら、それぞれの持ち場持ち場で役割を分担し、村民全体の広がりを図り、村民一体となって取り組む必要があると思っています。

中城村のすばらしい未来をつくるために、村民一丸となって挨拶運動を展開していきましょう。これで私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣貞則議員の一般

質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時15分）

# 令和5年第7回中城村議会定例会（第8日目）

|                                     |                 |                      |         |         |
|-------------------------------------|-----------------|----------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日                           | 令和5年12月8日（金）    |                      |         |         |
| 招 集 の 場 所                           | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |         |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時            | 開 議             | 令和5年12月15日（午前10時00分） |         |         |
|                                     | 閉 会             | 令和5年12月15日（午前10時44分） |         |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）               | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号 | 氏 名     |
|                                     | 1 番             | 小橋川 恵 美              | 9 番     | 大 城 常 良 |
|                                     | 2 番             | 玉那覇 登                | 10 番    | 比 嘉 麻 乃 |
|                                     | 3 番             | 比 嘉 護                | 11 番    | 仲 松 正 敏 |
|                                     | 4 番             | 桃 原 清                | 12 番    | 金 城 章   |
|                                     | 5 番             | 新 垣 貞 則              | 13 番    | 新 垣 博 正 |
|                                     | 6 番             | 安 里 清 市              | 14 番    | 新 垣 善 功 |
|                                     | 7 番             | 新 垣 修                | 15 番    | 石 原 昌 雄 |
|                                     | 8 番             | 屋 良 照 枝              | 16 番    | 伊 佐 則 勝 |
| 欠 席 議 員                             |                 |                      |         |         |
| 会議録署名議員                             | 4 番             | 桃 原 清                | 5 番     | 新 垣 貞 則 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者                  | 議会事務局長          | 比 嘉 保                | 議 事 係 長 | 辰 さおり   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本 会 議 出 席 者 |                 |                      |         |         |
|                                     |                 |                      |         |         |
|                                     |                 |                      |         |         |
|                                     |                 |                      |         |         |
|                                     |                 |                      |         |         |
|                                     |                 |                      |         |         |
|                                     |                 |                      |         |         |
|                                     |                 |                      |         |         |
|                                     |                 |                      |         |         |

## 議 事 日 程 第 6 号

| 日 程 | 件 名                                         |
|-----|---------------------------------------------|
| 第 1 | 陳情第11号 護岸整備について                             |
| 第 2 | 陳情第12号 基地から派生する諸問題の解決促進について                 |
| 第 3 | 陳情第14号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情 |
| 第 4 | 意見書第5号 「義務教育費国庫拡充」及び教育条件整備のための意見書           |
| 第 5 | 陳情第9号 学童クラブが抱える課題と解決を求める要望書                 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 陳情第11号 護岸整備についてを

議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則 本件について。

令和5年12月15日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

建設常任委員会

委員長 新 垣 貞 則

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

### 記

| 番 号    | 付 託<br>年月日    | 件 名      | 審査の結果 |
|--------|---------------|----------|-------|
| 陳情第11号 | 令和5年<br>12月8日 | 護岸整備について | 採択    |

○議長 伊佐則勝 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。

休憩します。

休 憩 (10時02分)

~~~~~

再 開 (10時05分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、護岸整備に

ついて陳情についての質疑をいたします。

この護岸整備について、採択ということになっているんですけども、これ私も大賛成でありまして、やっぱり村民が窮地に陥っているということで、おうちもなかなかつくりづらいところで、これ県の管轄であるんですけども、やはり議会としてもしっかりと県に陳情書、これは本人からは出ているということなんですけれども、議会としてもやっぱりその窮状を今委員会のほうで視察に行って、どれほど厳しいんだなというのが分かっているのであれば、採択と同時に県にもしっかりと議会として

の意思表示をするということが大事だと思って
いるんですけれども、やっぱり今、事務局長の
ほうからあったとおり準備はできていると。そ
のやった後にも一回視察しに行って、しっかり
やられているのかどうか、そのあたりを見て、
これでもまだ甘いなのというのがあれば、今度は
議会から県のほうにしっかり今度また陳情、あ
るいは意見書を出して、やっていくというお考
えがあるのかどうかを伺います。

○議長 伊佐則勝 委員長。

○建設常任委員長 新垣貞則 今、大城議員か
ら言われたように、そのやった後の経過報告と
いうのは見るべきだなと思っています。

それで、私たち建設常任委員もその調査して、
また現場確認して、またどういう状況かという
のを調べて、足りないところはまた県のほうと
かで、そういったのをやりたいなと思っていま
す。ありがとうございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 しっかりまた議会とし
ても、そこら辺でまたおうちをつくるという段
取りであるのであれば、そこら辺もしっかり吟
味しながらやっていきたいと私も思っています
ので、しっかりやってください。

以上です。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時07分）

~~~~~

再 開（10時08分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。  
討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ  
で討論を終わります。

これから陳情第11号 護岸整備について、こ  
の陳情に対する委員長報告は採択です。この陳  
情は委員長報告のとおり決定することに御異議  
ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第11号 護岸整備については、  
委員長報告のとおり採択することに決定しまし  
た。

続いて、日程第2 陳情第12号 基地から派  
生する諸問題の解決促進についてを議題としま  
す。

配付してあります委員長報告は採択となっ  
ております。

既に同じ内容の意見書第4号及び決議第2号  
を本会期中に全会一致にて原案可決とされてお  
りますので、陳情第12号 基地から派生する諸  
問題の解決促進については採択されたものとみ  
なします。

日程第3 陳情第14号 「義務教育費国庫負  
担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択  
を求める陳情及び日程第4 意見書第5号

「義務教育費国庫拡充」及び教育条件整備のた  
めの意見書については、関連しますので一括議  
題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、日程第3及び日程第4については  
一括議題といたします。

本件について、委員長報告及び趣旨説明を求  
めます。

文教社会常任委員会 安里清市委員長。

○文教社会常任委員会 安里清市 おはようご  
ざいます。それでは報告を行います。

令和5年12月15日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

文教社会常任委員会

委員長 安 里 清 市

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

| 番 号    | 付 託<br>年月日    | 件 名                                  | 審査の結果 |
|--------|---------------|--------------------------------------|-------|
| 陳情第14号 | 令和5年<br>12月8日 | 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1還元」のための意見書採択を求める陳情 | 採択    |

意見書第5号

令和5年12月15日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

文教社会常任委員会

委員長 安 里 清 市

「義務教育費国庫拡充」及び教育条件整備のための意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

陳情第14号における委員会審査の結果、採択となり別紙意見書を提出する。

## 「義務教育費国庫拡充」及び教育条件整備のための意見書（案）

今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもの状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みを改善することが喫緊の課題です。そのための財政的な保障は、国の絶対的な責務です。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしています。

しかしながら政府は、昭和60年度以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを断続的に行い、これまで旅費、教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、退職手当及び児童手当等義務教育に係る経費を相次いで一般財源化した経過があります。さらに、2006年の三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は「2分の1」から「3分の1」に引き下げられました。教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっているのが現状です。

現在、教職員給与費のさらなる一般財源化ばかりか義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとするなどの動きがあります。もし、義務教育費国庫負担が無くなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に、多くの離島僻地校を抱える本県は非常に深刻な状況に置かれることが予想されます。

子どもたちの教育に、地域による格差があってはなりません。憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。

そこで、貴職におかれましては、このような状況を認識していただき、すべての子どもたちの教育条件の整備のため、下記事項の実現に向けて最大限の努力を払われますよう要望いたします。

### 記

一、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を（2分の1以上に）拡充すること。

一、教職員定数改善を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置を正規職として拡充できるようにすること。

一、意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること。

一、教育関係予算を増額し、充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年12月15日  
沖縄県中城村議会

宛先

内閣総理大臣 文部科学大臣

**○議長 伊佐則勝** これで委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから陳情第14号及び意見書第5号の委員長報告及び趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長 伊佐則勝** 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから陳情第14号に対する討論を行います。討論ありませんか。

大城常良議員。

**○9番 大城常良議員** 陳情第14号について討論をいたします。これ賛成の立場で討論いたします。

義務教育費国庫拡充ということで陳情が、意見書案が出ているんですけども、やはり日本国というのは現在、財政的な保障は国の絶対的な責務であるという、意見書の中であるとおおり、年々教育費に対しては削られていると。

今回、少子化という命題の下に、今度は子育てに重点的に予算を配置するという国の姿勢は見られるんですけども、これまでの行いによって少子化がどんどん進んでいるという状況を踏まえれば、やはり2006年の三位一体改革によって、OECDの加盟国の中でも日本は教育に対しては最下位になってしまっているという状況を踏まえれば、今回のこの意見書の中にある4つの点は、まさに現段階の国の政策が不備があるということです、それをぜひこの4点

を重点的に元に戻して、しっかりと教育体制を整えていただきたいということで、この意見書案には賛成であります。

**○議長 伊佐則勝** ほかに討論ありますか。  
（「討論なし」と言う声あり）

**○議長 伊佐則勝** これで討論を終わります。  
これから陳情第14号「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長 伊佐則勝** 「異議なし」と認めます。  
したがって、陳情第14号「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、ただいま議題となっております意見書第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長 伊佐則勝** 「異議なし」と認めます。  
したがって、意見書第5号は委員会付託を省略します。

これから意見書第5号に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、意見書第5号 「義務教育費国庫拡充」及び教育条件整備のための意見書を採決いたします。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第5号 「義務教育費国庫拡充」及び教育条件整備のための意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第5 陳情第9号 学童クラブが抱える課題と解決を求める要望書を議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

文教社会常任委員会 安里清市委員長。

○文教社会常任委員会 安里清市 それでは、報告をいたします。

令和5年12月15日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 安 里 清 市

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

| 番 号   | 付 託<br>年月日   | 件 名                   | 審査の結果 |
|-------|--------------|-----------------------|-------|
| 陳情第9号 | 令和5年<br>9月8日 | 学童クラブが抱える課題と解決を求める要望書 | 採択    |

○議長 伊佐則勝 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 陳情第9号 学童クラブが抱える課題と解決を求める要望書、陳情

について、3点ほどお伺いいたします。

継続審議に付されていたこの陳情であります。これまでの議論の中で、当局は公募により認可、審査する旨を答弁していますが、この要望書の文面を読むと、1事業所を認定してほしい旨の要望として解釈されるような感じがするんですけども、委員会のほうではその認識は

どう持っているのかを1点お伺いいたします。

そして、もう一点は④です。補助金がないため、人件費と保護者が負担しているという文言があります。これは事業所の会計処理上、保育料以外に保護者から人件費分を別途徴収しているというふうに解されるような捉え方をされると思うんですけれども、これはどのような解釈を委員会ではなされたのかを2点目、お伺いいたします。

あと1点、9月定例会では、1番目の質問と重複しますが、担当課長は11月から12月に公募で審査する旨を答弁しましたが、公募状況、審査状況はどのようになっているかをお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 安里委員長。

○文教社会常任委員会 安里清市 新垣博正議員の御質問にお答えします。

確かに文章上、その申請をもともと学童協議会に出していった方のほうをというふうな捉え方ができるようにも思われますが、全体としては、村の保育学童行政に関わるものについての陳情というふうに受け取っております。

当局は当然、採択を受けて動き始めるか動き始めないのかはよく存じませんが、いずれにしても公募によって、しかるべき措置をされるべきというふうに思っております。

それから、2番目の質問の要望書の中での④の別途徴収をしているのかというふうなことで、それは細かなところについては聞き取りはしていませんが、現在徴収している金額の中に、それは含まれているものというふうに解釈ができるのかなと思います。

すみません、あと一点何でしたか。

○13番 新垣博正議員 公募で決めるということをお願いしました。

○文教社会常任委員会 安里清市 3番目の質問ですが、前回、継続審議にいたしましたものも、村の動き等を踏まえながら、新年度に向け

て、どれぐらいの学童の需要があるのかというようなことについて、こども課では11月から新年度の募集を開始するというふうなお話がございましたので、それを踏まえて私たちのほうも、その推移を見ながら審査をして、12月12日に委員会をもちまして、最終的にこの応募の状況だとかやっぱり学童がまた逼迫するのかなというふうなことを思いまして、採択をしております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 私も、子育て支援については大いに推進していただきたいという立場でありますので、このような学童クラブを支えていくというのは全く反対でもないし、同感でありますし、肩入れしてもいいぐらいだというふうに思っている立場であります。

ただし、この陳情等の審査については、的確にやはり審査をしていかなければならないという議会人としての立場もありますので、ぜひ文言の不備な点とか疑問を呈するような点があるときは、慎重に審査をして、陳情先も招いて丁寧に審査をしていくという姿勢は崩してはならないというふうに考えております。

そこであと1点お伺いいたしますが、陳情をされた学童保育連絡協議会の会長さんの名前で、要望書が提出されていますが、この連絡先とまた場所が違うようなことも解されるんですけれども、なぜこのような形になっているのか、これも素直に私も疑問に思うところがあるものですから、違うということがなぜ起こっているのかを答えていただけませんか。

○議長 伊佐則勝 安里委員長。

○文教社会常任委員会 安里清市 今、御質問の件は、学童保育連絡協議会会長の与那城さんのほうから提案された今回の要望書の下の方に、連絡先が記載されていることについての御質問かと思いますが、当日、第1回目の事情聴取を学童クラブの会長与那城さん、それから、

その提案の元になった、にこにこ学童クラブの方お二人を招いて、意見聴取、事情聴取をしています。そのときの連絡先として、こちらに記載をされたものが、そのまま残ってしまったかというふうに思います。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 この審査の結果をお返しするという形に事務処理上なと思うんですけども、当然これは学童保育連絡協議会のほうに返すという形になると思うんですけども、この辺があまりすっきりこないような捉え方を私はしているんですけども、なぜ会長さんのところには連絡が行くような形にはならなかったのか、その経緯というのがあるんであればお答えいただきたいと思います。

○文教社会常任委員会 安里清市 経緯についてというふうなことでございますが、最終的な結論としては、先ほど申し上げましたように12月12日の委員会で採択というふうなことは決まっております。

その中で、一部確認事項があるということで、学童クラブ連絡協議会会長のほうに直接御連絡をしまして、委員5名全員聞こえるような状況で、いろいろな聞き取りをして、この申請書、要望書を出すに至った経緯、それから現在の状況等も確認をしながら審査をしております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
大城常良議員。

○9番 大城常良議員 1点だけ、委員長のほうにちょっとお伺いしたいと思います。

要望書の中に、これは要望理由として、補助金対象の学童クラブとして認めていただきたいというのが要望書の中にあるんですけども、その中で、委員会として現場を見て、それで施設としてクリアできる施設なのか、例えば村がもう、いろいろな設備を整えているし、敷地的

にも、予定は40名ですので、40名の子供たちを一定程度見ておける施設であればクリアできますから、村としては、その施設がしっかりしていれば、そこを判断してその採択に至ったのかどうか、その1点お願いします。

○議長 伊佐則勝 安里委員長。

○文教社会常任委員会 安里清市 お答えします。

現状を確認されたかというようなことですが、現場は、学童は今1支援40名で、確か16施設ぐらいあるわけです。ですから、今回のこの要望書を採択されたとしても、これがどこのほうに公募の結果いくのかが、委員会としては関知をしておりませんので、そういった意味から、各地域における支援、学童の置かれている状況を確認をするというふうなことはしておりません。

以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 言いますと、これは令和3年度から、今要望書を出しているにこにこ学童というのは運営が始まりまして、今回3年目ということになっているわけなんですけれども、いわゆる当初28名とか、2年目が定員ぎりの40名になっているわけで、そこで私は、もう実績もあるし3年目ということで、施設を整えていけば何ら問題ないだろうなと思っているんで、この採択に至った経緯も、現場を見て大丈夫だというような判断であれば私は一切問題ないというふうに思っていたもんですから、しっかり施設を見てきたんだろうなと、行くと思ったんですけども、ぜひこういうふうに1事業所から出てきた要望書に対しては施設を見て、しっかりやられていますよというのが自信を持っているのであれば、私はこうした採択しても何ら問題ないというふうに思っているもので、委員会としては全てを網羅した学童クラブに対しての要望だろうというふうに捉えられて

いるみたいですが、我々読んだらもう1認可外支援をぜひ認可園にしてくれというような判断だろうなと思って、条文読みますと、そういうことだと思っているものだから、ぜひそこまではちょっと行って欲しかったなという思いがあるもので質疑をしているんですけども、ぜひ今後そういう事例があるのであれば、またしっかり調査していただいて、中身までちゃんと踏み込んでいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
これから委員長報告に対する討論を行います。  
討論ありませんか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 陳情第9号について、これは賛成の立場で討論いたしたいと思います。

今回、学童クラブが抱える課題と解決を求める要望書ということで、このような中城村学童保育連絡協会から出てきているんですけども、実際はもう認可外の学童クラブ、その1園をぜひ認可園にしてくれというような私は判断で受け止めていますので、先ほども言ったとおり、これ令和3年度から認可外でいろいろと運営を始め、当初28名で2年目が40名と、私ちょっと調べてみたら、次年度令和6年度には40名以上、これ四十五、六名の児童を抱えることになるという話もちっと聞いたものですから、学童保育に対しての村の状況は大変厳しくて、今申込みの段階を終わって2次募集ということで振り分けていると思うんですけども、その中でも漏れてしまう子供たちがいると。

さらに、中城小学校区域については、今ひだまり学童が2園あって、にこにこが1園あって、この3支援しかないということで、認可外ゆえに、ひだまり学童よりも値段が高いと、見る値

段が、そういうのを踏まえれば、子供たちに、同じ学童に入っているんだけど、その賃金の差が発生してしまっているという状況を踏まえると、やっぱり中小区域にどうしても1園の認可を私も望んでいるということです。ぜひひとつこれは議会としても委員会を通じて行政に対して、今まで頑張ってきた、3年も頑張っているんだというような実績も携えて、今回のこの陳情は達成していただきたいなと思っているので、委員会として議会上げ、議会から行政のほうにしっかりと、その要望を伝えていくということも踏まえて、今回賛成をいたします。

以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで討論を終わります。  
これから陳情第9号 学童クラブが抱える課題と解決を求める要望書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、陳情第9号 学童クラブが抱える課題と解決を求める要望書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本定例会を閉会いたします。御苦労さ

までした。

閉 会（１０時４４分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 桃 原 清

中城村議会議員 新 垣 貞 則

# 第8回 臨時会

令和5年第8回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和5年12月28日

会 期 1 日間

閉 会 令和5年12月28日

| 日 次   | 月 日    | 曜日 | 開議時刻 | 会 議 名 | 事 項                                             |
|-------|--------|----|------|-------|-------------------------------------------------|
| 第 1 日 | 12月28日 | 木  | 午後2時 | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>議案第64号における説明、質疑、討論、採決<br>閉会 |

# 令和5年第8回中城村議会臨時会（第1日目）

|                                |                 |                     |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和5年12月28日（木）   |                     |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 会             | 令和5年12月28日（午後2時00分） |                      |         |
|                                | 閉 会             | 令和5年12月28日（午後2時12分） |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 9 番                  | 大 城 常 良 |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登               | 10 番                 | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 3 番             | 比 嘉 護               | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 桃 原 清               | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 13 番                 | 新 垣 博 正 |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市             | 14 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 新 垣 修               | 15 番                 | 石 原 昌 雄 |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝             | 16 番                 | 伊 佐 則 勝 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                     |                      |         |
| 会議録署名議員                        | 6 番             | 安 里 清 市             | 7 番                  | 新 垣 修   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保               | 会計年度任用職員             | 比屋根 由美子 |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こども課長                | 比 嘉 昌 子 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | まちづくり推進課長            | 金 城 勉   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 都市建設課長               | 呉 屋 克 行 |
|                                | 住民生活課長          | 仲 村 盛 和             | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 仲 松 範 三 |
|                                | 会 計 管 理 者       | 新 垣 忍               | 上下水道課長               | 仲 村 武 宏 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡               | 教育総務課長               | 我 謝 慎太郎 |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 生涯学習課長               | 渡久地 真   |
|                                | 健康保険課長          | 島 袋 かおり             | 教育総務課主幹              | 森 本 雅 人 |

# 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程 | 件 名                          |
|-----|------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名                   |
| 第 2 | 会期の決定                        |
| 第 3 | 議案第64号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第7号） |

○議長 伊佐則勝 皆さん、こんにちは。ただいまより令和5年第8回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(14時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番 安里清市議員及び7番 新垣修議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日12月28日のみにしたいと思います。御異議ありません

か。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は本日12月28日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第64号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、議案第64号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第7号)について御提案申し上げます。

#### 議案第64号

##### 令和5年度中城村一般会計補正予算(第7号)

令和5年度中城村一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184,474千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,464,557千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月28日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 15 国庫支出金 |         | 2,191,552 | 183,099 | 2,374,651 |
|          | 2 国庫補助金 | 678,982   | 183,099 | 862,081   |
| 19 繰入金   |         | 272,735   | 1,375   | 274,110   |
|          | 2 基金繰入金 | 272,502   | 1,375   | 273,877   |

| 款       | 項 | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|---------|---|------------|---------|------------|
| 歳 入 合 計 |   | 10,280,083 | 184,474 | 10,464,557 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|---------|---------|------------|---------|------------|
| 3 民生費   |         | 4,330,618  | 184,474 | 4,515,092  |
|         | 1 社会福祉費 | 2,077,607  | 184,474 | 2,262,081  |
| 歳 出 合 計 |         | 10,280,083 | 184,474 | 10,464,557 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（１４時０４分）

~~~~~

再 開（１４時０９分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第64号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第64号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第64号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会（１４時１２分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 安 里 清 市

中城村議会議員 新 垣 修